

令和4年度
税資料データ作成業務委託
仕様書

枚方市 市民生活部 税務室

1. 件名

令和4年度 税資料データ作成業務委託

2. 委託内容

個人住民税及び固定資産税業務における各種課税資料を電子データに変換する作業を委託するものである。本仕様書ではデータ作成業務及びこれに付随する業務（以下「本業務」とする）について、その委託の範囲、条件等を定める。

3. 委託期間

契約締結日から令和4年11月30日まで

4. 支払方法

出来高払い

支払設定：①契約締結日から令和4年3月31日までの納品分

②令和4年4月1日から5月31日までの納品分

③令和4年6月1日から11月30日までの納品分

5. 業務内容

(1) スキャニング

データ作成を行う税資料については、発注者指定の作業場所においてスキャニングを実施し、税資料原本は収受した当日中に発注者へ返却すること。また、受注者作業場所にてデータ作成作業を行う際、当該イメージファイルを保存した媒体を暗号化した後、鍵付きケースに保管し移送すること。なお、スキャナー等の詳細については以下のとおりとする。

①読取速度がA4用紙、横送り、解像度200dpi、カラーで80枚/分以上であること。

②イメージデータをJPEG、あるいはマルチTIFF形式で保存できること。

③重送検知機能が装備されていること。

④帳票に朱書きでナンバリングする機能を有すること。

⑤データ作成期間以外のスキャナー等の帳票読取り装置についても保守及び盗難等

の保険をかけることとする。また、設置期間中は取扱説明書（写しでも可）を準備し、常時閲覧できる状態にしておくこと。

(2) その他

各税目における業務内容の詳細については、「別紙1：令和4年度個人住民税 データ作成業務委託仕様書」及び、「別紙2：令和4年度固定資産税 データ作成業務委託仕様書」のとおりとする。

6. 経費負担区分

(1) 発注者負担のもの

- ①イメージデータ作成に係る機器類等を動作するための電気代等
- ②イメージデータ作成に係る机・椅子等

(2) 受注者負担のもの

- ①作成データを記録する光ディスク
- ②発注者が確定申告書のイメージデータを保存する光ディスク
- ③イメージデータ作成に係る一切の機器類及び当該機器に係る保守
- ④その他イメージデータ作成に係る備品等。但し、発注者の許可なしでの備品等の持込みは禁止とする。
- ⑤入力ミス等により再作成が必要になった場合に要する費用

7. 業務実施体制等

本業務を実施する体制については、次のとおりとする。

(1) 委託業務を遂行するための要員として次の従事者を充てること。

- ①データ作成に関する基本的な知識及び技術を有すること。
- ②業務管理能力、説明責任能力、コミュニケーション能力を有し、本業務を滞りなく遂行できること。
- ③従事者が上記能力を有しないことにより、本業務が滞る等の障害が発生した場合には、協議の上、早急に能力保持者との変更を行い、本業務を正常化すること。

(2) 実施体制を確立し、責任者を含む作業員全員の名簿を実施体制表として提出すること。また、実施体制に変更があった場合は、速やかに報告すること。

- (3) 従事者に本業務にかかる本市情報資産のセキュリティを保持する責任を有することを認識させること。

8. 特記事項

(1) 作業にあたっての注意事項

- ① 作業者は会社名・氏名等を記載した名札を着用すること。
- ② 入力帳票等の搬出・搬入時の事故防止、及び個人情報保護の観点から、課税資料原本を庁外へ持ち出しすることは禁止とする。
- ③ 発注者指定の作業場所は禁煙とする。
- ④ 発注者の提供する以外の書類等の閲覧については一切禁止する。
- ⑤ 発注者指定の作業場所の電話については、事前に発注者へ使用の可否を確認すること。
- ⑥ 上記のほか発注者指定の作業場所使用にあたっては、発注者の指示に従うこと。
また作業者全員に作業場所使用の注意事項を周知徹底すること。

(2) 事故、遅滞の防止、賠償責任等

- ① 受注者はベリファイ（検査入力）を行うなど、入力ミス等が発生しないような対策を講じること。
- ② 各納品日については、発注者の都合により変更する場合を除き遅滞することなく納品すること。またデータの正確性が著しく低下した場合は、発注者の指示により速やかに原因の報告と改善内容を提示すること。
- ③ 納期の遅滞及び正確性が著しく低下した納品データ等により日常業務に損害が発生したときは、本市はその損害を請求することができる。

(3) 立地について

データ作成作業にあたり立会い検査等を行うため、受注者作業場所が枚方市役所から直線距離 50 k m以内の場所にあること。

(4) 認証取得について

受注者は、次のいずれかを取得していることが確認できる証明文書の写しを発注者に提示しなければならない。

- ① 情報セキュリティマネジメントシステム「I SMS」認証

②プライバシーマーク認定

9. 機密保持

本業務にあたっては、個人情報保護の重要性を認識し、下記事項を遵守すること。

- (1) 受注者は、「枚方市個人情報保護条例」、「枚方市情報セキュリティポリシー」等各種関係法令を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、「別紙3：個人情報の保護に関する特記仕様書」の内容を遵守しなければならない。
- (3) 個人情報保護の観点から光ディスクの持ち帰りの際、万一の盗難・紛失時にも読み取り不可能な状態にするため暗号化すること。また、光ディスクの受け渡し時の移動については、破損・紛失・盗難等の防止に努め速やかに搬送すること。
- (4) 受注者は、提供資料の盗難、毀損若しくは汚損が生じた場合、又は漏洩、滅失、紛失等の事故が発生した場合、直ちにその状況を発注者に報告し、受注者の責任において本業務遂行における支障を解決しなければならない。また、事故への対応後、受注者は、速やかに報告書を発注者へ提出すること。
- (5) パソコン等を用いて個人情報を扱う場合、業務従事者以外がデータを取り扱えないよう、ID・パスワード等の管理を行うこと。また、作成した個人情報は業務終了後、速やかに消去すること。
- (6) 提供資料及び契約の目的物のうち個人情報に係るものについては、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に格納する等により適正に管理しなければならない。ただし、発注者の提供する作業場所においては、都度発注者が指定する場所に保管すること。
- (7) 委託業務の処理のため発注者から提供された個人情報を、委託業務の処理目的以外に使用してはならない。
- (8) 受注者は、以上の事項に違反し、又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。なお、発注者が受注者の違反行為につき、第三者から損害の賠償を求められたときも同様とする。

10. 記載外事項、疑義

本仕様書に記載されていない事項、及び記載内容に疑義が生じた場合は、都度協議を行い、発注者の決定により対応すること。

令和4年度 個人住民税データ作成業務委託 仕様書

1. 帳票の種類及び予定件数

データ作成を行う帳票の種類、および前年実績に基づく予定件数を以下の表に示す。

帳票名	予定件数
確定申告書A第二表	9,500件
確定申告書B第二表	20,000件
住民税申告書	9,500件
給与支払報告書	105,000件
給与支払報告書総括表	33,000件
公的年金等支払報告書	2,500件
公的年金等支払報告年別内訳一覧表	5,000件

2. 納品場所及び納品日

(1) 納品場所

枚方市役所本館2階 市民税課

(2) 納品日

「別紙1-1：令和4年度 資料送付予定件数表」を参照のこと。

3. 納品物

以下の納品物を納品日に持参すること。

(1) 暗号化した作成データが記録された光ディスク 1枚

- ・光ディスクに帳票種類、送付回数、納品日を記載したラベルを貼付すること。

(2) 作成データ件数等の一覧表

(3) スキャナ等により読み取ったイメージデータを保存した光ディスク

(4) 発注者が作成したイメージデータ（確定申告書A・B）を保存した光ディスク

4. スキャニング

(1) 作業内容

- ① 帳票の受渡しは双方立会いの上、送付書（受領書）により行う。
- ② 発注者の指定する作業場所で、受注者の持込みによるスキャナ等を使用して、スキャニング作業を行う。
- ③ 各種帳票をスキャンし、暗号化したイメージデータを保存した光ディスクを作成する。その際、給与支払報告書及び公的年金等支払報告書に朱書きでナンバリングすること。なお、ナンバリング位置は原則右側とするが、詳細については別途協議とする。
- ④ 発注者より提供した課税資料の原本は、作業当日に必ず返却すること。
- ⑤ 受注者にてデータ作成作業場所にイメージデータを持ち帰る際、鍵付きのケースに保管すること。
- ⑥ 閑散期において、異動等で発生した各種帳票を取込み保存するため、発注者においてスキャナ等を使用することがある。

(2) イメージデータ仕様

- ① 帳票種類毎に保存するイメージデータのファイル形式は以下の表のとおり。

帳票種類	ファイル型式
住民税申告書	J P E G
給与支払報告書（総括表含む）	J P E G
公的年金等支払報告書	J P E G

- ② 納品するイメージデータには、仕切り紙のイメージを含まないこと。
ただし、給与支払報告書の普通徴収切替理由書については、ファイル名を付番し、イメージデータのみを納品すること。
- ③ 帳票種類毎のイメージファイル名の付番方法については、「別紙 1 - 2 : 資料番号およびイメージファイル名の付番方法について」を参照すること。

(3) 作業場所

大阪府枚方市岡東町1-2-2 ひらかたサンプラザ1号館5階
枚方市役所分館502号室

※発注者の都合により作業場所の変更があります。

(4) 作業日及び作業時間

①作業日

契約締結日から令和4年11月30日までとする。なお、詳細については契約締結後、協議の上決定する。

②作業時間

準備、撤収を含めて午前9時から午後5時30分までとする。

5. データ作成

(1) 作業内容

①前項4で作成したイメージデータを使用し発注者の指定するレイアウトでデータ作成すること。

②作成したデータを暗号化の上、光ディスクに保存すること。

(2) 入力項目・レイアウト

①各帳票の入力項目・レイアウトについては「別紙1-3：特化業務説明書」とおりとする。契約締結後、税法改正等によるシステム対応により入力項目・レイアウトの変更をする場合がある。仕様が確定次第発注者より提示する。

また、旧様式などの別様式のもの、サイズが極端に大きいものや小さいもの、文字が小さく読みづらいもの等については、発注者が可能な限り種類ごとに分けてバッチを作成する。

ただし、「別紙1-3：特化業務説明書（入力項目）、特化業務説明書（レイアウト）」において記載されているパンチという文言においてはデータ作成に置き換えるものとする。

②給与支払報告書は、「別紙1-4：給与支払報告書における留意事項」についても参照すること。詳細については、契約締結後、別途担当者と協議すること。

(3) 検査

委託内容が正しく履行されているか、立ち会い検査を実施するため、日程等について事前に担当者と協議すること。

6. テスト

発注者より提供する資料を基に、データ作成のテストを実施する。

(1) スケジュール

令和3年12月頃より

(2) 予定件数

「別紙1-1：令和3年度 資料送付予定件数表（個人住民税）」の《テスト分》を参照のこと。

※詳細については、契約締結後、別途担当者と協議すること。

7. 問い合わせ先

枚方市役所 本館2階 市民税課

資料渡し切日 (2022年)	送付予定件数				作成データ 納品日	オンライン 反映日	送付回		
	給与支払報告書総括 表 給与支払報告書	公的年金等 支払報告書	公的年金等支払報告 年別内訳一覧表	住民税申告書 確定申告書					
1月13日	木	5,000	-	-	-	1月19日 水	1月21日 金	給報①	
1月20日	木	16,000	-	-	-	1月27日 木	1月28日 金	給報②	
1月27日	木	20,000	800	-	-	2月3日 木	2月4日 金	給報③ 年報①	
2月4日	金	-	-	-	500	2月9日 水	2月10日 木	(確定申告書KSKのみ後日渡し)	
2月3日	木	-	-	-	500	2月9日 水		申告書①	
2月3日	木	18,000	-	-	-	2月9日 水	2月10日 木	給報④	
2月10日	木	-	-	-	1,000	2月16日 水	2月18日 金	(確定申告書KSKのみ後日渡し)	
2月9日	水	-	-	-	1,000	2月17日 木		申告書②	
2月9日	水	21,000	400	-	-	2月17日 木	2月18日 金	給報⑤ 年報②	
2月18日	金	-	-	-	1,500	2月22日 火	2月25日 金	(確定申告書KSKのみ後日渡し)	
2月17日	木	-	-	-	1,500	2月24日 木		申告書③	
2月17日	木	18,000	-	-	-	2月24日 木	2月25日 金	給報⑥	
2月25日	金	-	-	-	2,000	3月2日 水	3月4日 金	(確定申告書KSKのみ後日渡し)	
2月25日	木	-	-	-	2,000	3月2日 水		申告書④	
2月25日	木	11,000	400	-	-	3月3日 木		3月4日 金	給報⑦ 年報③
2月25日	木	-	-	700	-	3月3日 木		3月4日 金	年一①
2月25日	木	-	-	-	-	3月3日 木	3月4日 金	申告特例通知書	
3月4日	金	-	-	-	3,500	3月9日 水	3月11日 金	(確定申告書KSKのみ後日渡し)	
3月3日	木	-	-	-	3,500	3月10日 木		申告書⑤	
3月3日	木	5,500	-	-	-	3月10日 木	3月11日 金	給報⑧	
3月11日	金	-	-	-	3,500	3月16日 水	3月18日 金	(確定申告書KSKのみ後日渡し)	
3月10日	木	-	-	-	3,500	3月16日 水		申告書⑥	
3月10日	木	-	-	700	-	3月17日 木	3月18日 金	年一②	
3月18日	金	-	-	-	4,500	3月23日 水	3月24日 木	(確定申告書KSKのみ後日渡し)	
3月17日	木	-	-	-	4,500	3月23日 水		申告書⑦	
3月17日	木	5,500	-	-	-	3月23日 水	3月24日 木	給報⑨ 年報④	
3月25日	金	-	-	-	6,000	3月30日 水	4月1日 金	(確定申告書KSKのみ後日渡し)	
3月24日	木	-	-	-	6,000	3月30日 水		申告書⑧	
3月24日	木	5,000	200	-	-	3月31日 木	4月1日 金	給報⑩ 年報⑤	
4月1日	金	-	-	-	6,500	4月6日 水	4月7日 木	(確定申告書KSKのみ後日渡し)	
3月31日	木	-	-	-	6,500	4月6日 水		申告書⑨	
3月31日	木	5,000	300	-	-	4月6日 水	4月7日 木	給報⑪ 年報⑥	
4月8日	金	-	-	-	8,500	4月11日 月	4月12日 火	(確定申告書KSKのみ後日渡し)	
4月7日	木	-	-	-	8,500	4月11日 月		申告書⑩	
4月7日	木	5,000	300	-	-	4月11日 月	4月12日 火	給報⑫ 年報⑦	
4月15日	金	-	-	-	700	4月19日 火	4月20日 水	番外編 申告書①	
4月15日	金	2,000	-	-	-	4月19日 火		4月20日 水	番外編 給報①
4月19日	火	1,000	100	-	-	4月25日 月	4月26日 火	番外編 給報② 年報①	
4月19日	火	-	-	-	500	4月25日 月		4月26日 火	番外編 申告書②
4月25日	月	-	-	800	-	4月28日 木	5月2日 月	番外編 年一③	
4月25日	月	-	-	-	300	4月28日 木		5月2日 月	番外編 申告書③
6月6日	月	-	-	700	-	6月9日 木	6月10日 金	番外編 年一④	
7月7日	木	-	-	500	-	7月12日 火	7月13日 水	番外編 年一⑤	
8月5日	金	-	-	400	-	8月9日 火	8月10日 水	番外編 年一⑥	
9月8日	木	-	-	400	-	9月13日 火	9月14日 水	番外編 年一⑦	
10月7日	金	-	-	400	-	10月12日 水	10月13日 木	番外編 年一⑧	
11月7日	月	-	-	400	-	11月10日 木	11月11日 金	番外編 年一⑨	
計		138,000	2,500	5,000	39,000	合計(件数)			
						184,500			

※スケジュールに関しては契約締結後、別途協議するものとする。

※給報の送付件数に総括表を含む。

《テスト分》

2021年12月頃(仮)	100	50	20	-	未定	未定	TEST-①
2022年1月頃(仮)	-	-	-	100	未定	未定	TEST-②
計	100	50	20	100	合計(件数)		
					270		

別紙 1-2

○資料番号およびイメージファイル名の付番方法について

① 給与支払報告書総括表・給与支払報告書（個票）・普通徴収切替理由書

資料番号	00（2桁）＋束番号（4桁）＋冊番（4桁）の計10桁で設定すること。 束番号はヘッダーにある番号を、冊番はスキャン時のカウント数を付番すること。 束番号および冊番が4桁に足りない時は、各々の頭に0を付番すること。
ファイル名	和暦（3桁）＋資料種別（3桁）＋資料番号（10桁）の計16桁で設定すること。

例) 令和3年度の給与支払報告書の場合、資料種別「301」で、束番号「0015」の23枚目のファイル名 ⇒ 「5033010000150023. jpg」

② 住民税申告書

資料番号	特化業務説明書を参照。資料番号が10桁に足りない時は、頭に0を付番すること。
ファイル名	和暦（3桁）＋資料種別（3桁）＋資料番号（10桁）の計16桁で設定すること。

例) 令和3年度の住民税申告書の場合、資料種別「201」で、資料番号「60100025」のファイル名 ⇒ 「5032010060100025. jpg」

③ 確定申告書 A・B

資料番号	イメージファイル名15桁のうち4桁目から13桁目の10桁を設定すること。
ファイル名	DVD 媒体にあるファイル名の通り。（受注者で設定いただく必要はありません）

例) ファイル名「104005100000502. tif」とある場合の資料番号
⇒ 「0051000005」

④ 公的年金等支払報告年別内訳一覧表

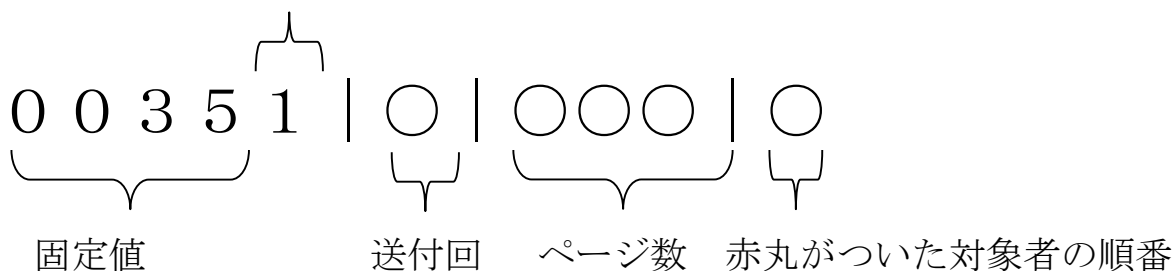
資料番号	0035（4桁）＋西暦下1桁（1桁）＋回数（1桁）＋ページ数（3桁）＋赤丸がついた対象者の順番（1桁）の計10桁で設定すること。
ファイル名	設定不要

※公的年金等支払報告年別内訳一覧表は作成データを納品すること。画像にファイル名を設定する必要はありません。

公的年金等支払報告年別内訳一覧表作成データ納品時は、現年分（対象年令和2年分）と過年分（対象年令和元年分以前）のフォルダを分けて納品すること。

例) 公的年金等支払報告年別内訳一覧表で、送付3回目、2ページ目、赤丸がついた順番が上から5番目の対象者の資料番号 ⇒ 「0035130025」

西暦下1桁 (固定)



⑤公的年金等支払報告書

資料番号	00 (2桁) + 束番号 (4桁) + 冊番 (4桁) の計10桁で設定すること。 束番号および冊番が4桁に足りない時は、各々の頭に0を付番すること。
ファイル名	和暦 (3桁) + 資料種別 (3桁) + 資料番号 (10桁) の計16桁で設定すること。

例) 令和3年度の公的年金支払報告書の場合、資料種別「501」で、束番号「0018」の46枚目のファイル名 ⇒ 「5035010000180046.jpg」

(参考) 令和3年度資料種別一覧

資料名	資料種別
給与支払報告書	301
住民税申告書	201
公的年金等支払報告書	501

別紙 1-3

特化業務説明書
(レイアウト)

27 給与支払報告書(総括表)

枚方市長 様
年 月 日提出

指定番号

4

事業種目	
連絡者の氏名及び連絡先	氏名 電話 内線
	係
	電話番号
	代表者名

様

印 ※法人の場合は、角印および丸印をお願いします。

※印字されている項目に変更・誤りがあった場合は、黒ペンで訂正してください。

納入書

事業所徴収方法

所轄	税務署	税務署
受給者総人数		人
提出市区町村数		
枚方市報告人員	特別徴収 (住民税を給与天引きする人)	在職 5 人
	普通徴収 (住民税を個人で納付する人)	退職 6 人
		乙欄等 7 人
計		8 人

連絡欄

前職分給与について他社分給与を含んでいますか
(右のいずれかに○)

はい・いいえ
「はい」を選択した場合は必ず個人別
明細書の摘要欄に内訳を記入してください

【帳票外の番号】

1

2

3

9

①⑥ 給与支払報告書 (総括表)

市区町村長殿

平成 年 月 日提出

A	B	給与支払者番号
※	※	※
		4

【帳票外の番号】

1	2	3	9
---	---	---	---

フリガナ			事業種目		
給与支払者の 名称又は氏名	⑩		受給者総人員	人	
所得税の源泉 徴収をしている 事務所又は 事業所の名称			提出市区町村数		
フリガナ			報告人員	在職(特別徴収)	5 人
同上の所在地	〒			退職(普通徴収)	6 人
				その他(普通徴収)	7 人
				計	8 人
給与支払者が法 人である場合の 代表者の氏名	⑪		所轄税務署	税務署	
連絡者の氏名 及び所属課係 名並びに電話 番号	(フリガナ) 氏名	課 係	給与の支払 の方法及び その期日		
	(電話 - -)		(名 称)		
			(所在地)		
			特別徴収税額の 払い込みを希望 する金融機関		
			15年度分の特別徴 収義務者指定番号		

申告書(個人別明細書)につけて二月二日までに提出してください。

②9 給与支払報告書 (総括表)

市町村長

平成 年 月 日提出 (追加・訂正)

		A	B	給与支払者番号	
		市	市	市 4	
給与の支払期間	平成 年 月分から 月分まで				
給与支払者の個人番号又は法人番号	10	(右詰めで記載してください)			
フリガナ		提出区分	年間分・退職者分		
給与支払者の名称又は氏名		事業種目			
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業所の名称		受給者総人員	人		
フリガナ		提出市町村数			
同上の所在地	〒	報告員	特別徴収 住民税を給与から差し引きする人	在職者	5 人
特別徴収関係書類の送付先	〒		普通徴収 住民税を給与から差し引きできない人	退職者	6 人
				乙欄 その他	7 人
			計		8 人
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名		住民税を特別徴収(給与から差し引き)する場合、納入書の送付は必要ですか	必要	納入書を使用して納入	
			不要	金融機関の納入サービスを利用	
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	所属課係名(フリガナ)氏名 (電話番号 - -)	所轄税務署	税務署		
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名 (電話番号 - -)	給与の支払の方法及びその期日			
		特別徴収税額の払込みを希望する金融機関	(名称)		
		28年度指定番号(給与支払者番号)	(所在地)		
			新規		

注)個人事業主の方は、個人番号を記入してください。本表を提出する際は、番号及び身元確認書類の提示又は提出(確認書類又はその写し)が必要です。

【帳票外の番号】

1	2	3	9
---	---	---	---

(源泉・特別 控除対象 配偶者)	(フリガナ)	63	区分	配偶者の 合計所得	円	国民年金保険 料等の金額	円	旧長期損害 保険料の金額	円	32										
	氏名				26	基礎控除の額	72	所得金額 調整控除額	73											
控除対象 扶養親族	1	(フリガナ)	65	区分	1 6 歳 未 満 の 扶 養 親 族	(フリガナ)	67	区分	5人目以降の控除対象扶養 親族の個人番号											
		氏名				67														
		個人番号	64				66													
		個人番号																		
	2	(フリガナ)	65	区分		(フリガナ)	67	区分	5人目以降の16歳未満の扶 養親族の個人番号											
		氏名				67														
		個人番号	64				66													
		個人番号																		
3	(フリガナ)	65	区分	(フリガナ)	67	区分														
	氏名			67																
	個人番号	64			66															
	個人番号																			
4	(フリガナ)	65	区分	(フリガナ)	67	区分														
	氏名			67																
	個人番号	64			66															
	個人番号																			
未 成 年 者	外 国 人	34	死 亡 退 職 者	35	災 害 者	36	乙 種	37	本人が障害者 特 別	38	その 他	39	40	41	74	44	45	中途就・退職	46	受給者生年月日
	就職		退職		年	月	日	元号	年	月	日									
支 払 者	個人番号又は 法人番号	68	(右詰で記載してください。)																	
	住所(居所) 又は所在地																			
	氏名又は名称	(電話)																		

第17号様式別表記載要領

- 1 「支払を受ける者」の項の「個人番号」の欄には、給与等の支払を受ける者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載してください。
- 2 「支払金額」の項の「内」の欄には、その年中に支払の確定した給与等（所得税法施行令第311条に規定する給与等を含む。）の金額のうち、支払報告書を作成する日においてまだ支払っていないものについて、内書してください。
- 3 「控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）」の項の「老人」の欄の「内」の欄には、同居老親等に該当する老人扶養親族の数を内書してください。
- 4 「16歳未満の扶養親族の数」の項には、16歳未満（平成 年1月2日以降に生まれた者）の扶養親族の数を記載してください。
- 5 「障害者の数（本人を除く。）」の項の「特別」の欄の「内」の欄には、同居特別障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族の数を内書してください。また、障害者、特別障害者又は同居特別障害者が同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）に該当する場合は、「摘要」欄に当該同一生計配偶者の氏名及びその者が同一生計配偶者である旨を記載してください。（例「氏名（同配）」）
- 6 「非居住者である親族の数」の項には、控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者、所得税法施行規則第93条第1項第6号11(i)に規定する特別控除対象配偶者（以下「特別控除対象配偶者」という。）、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうち、国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国扶養親族がいる場合には、その数を記載してください。
- 7 「社会保険料等の金額」の項の「内」の欄には、小規模企業共済等掛金の額に係る控除の額を内書し、「社会保険料等の金額」の項の金額のうち所得税法第196条第2項に規定する社会保険料の金額（以下7において「国民年金保険料等の金額」という。）が含まれている場合には、「国民年金保険料等の金額」の欄に国民年金保険料等の金額を記載してください。
- 8 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を記載してください。氏名の前には括弧書きの数字を付し、「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」及び「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。（例「(1)氏名」）
また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に（年少）と記載し、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国扶養親族である場合にはその旨を記載してください。
- 9 租税特別措置法第41条の2の2第1項の規定（以下9において「特例規定」という。）の適用がある場合には、「住宅借入金等特別控除の額の内訳」の欄にはそれぞれ次により記載してください。
 - (イ) 租税特別措置法第41条の2の2第1項に規定する申告書に記載された金額（以下(イ)において「住宅借入金等特別控除可能額」という。）が、その年分の所得税法第190条第2号に掲げる税額を超える場合には、住宅借入金等特別控除可能額を記載してください。
 - (ロ) 給与等の支払を受ける者が特例規定の適用を受けた者である場合（(ハ)に規定する場合に該当する場合を除く。）には、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日（当該年月日が東日本大震災の被災者等に係る国民関係法律の臨時特例に関する法律第13条の2第1項の規定による租税特別措置法第41条の規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日であるときは、その適用を受けた旨及び当該年月日）及びその者の住宅の取得等（同条第1項に規定する住宅の取得等、同条第10項に規定する認定住宅の新築等又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する住宅の増改築等をいう。(ハ)において同じ。）が特定取得（同法第41条第5項又は第41条の3の2第18項に規定する特定取得をいう。(ハ)において同じ。）又は特別特定取得（同法第41条第14項に規定する特別特定取得をいう。(ハ)において同じ。）に該当する場合には、その旨を記載してください。
 - (ハ) 給与等の支払を受ける者が二以上の居住年（租税特別措置法第41条第1項、第6項若しくは第10項若しくは第13項若しくは第16項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する居住年をそれぞれ一の年とする場合におけるこれらの居住年をいう。以下(ハ)において同じ。）に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（同法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同条第6項に規定する特別住宅借入金等の金額、同条第10項に規定する認定住宅借入金等の金額若しくは同条第13項に規定する特別特定住宅借入金等の金額若しくは同条第16項に規定する認定特別特定住宅借入金等の金額又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する増改築等住宅借入金等の金額をいう。以下(ハ)において同じ。）について特例規定の適用を受けた者である場合には、当該住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分し、当該区分をした居住年ごとの特例規定の適用を受けた旨（同条第1項又は第5項の規定により特例規定の適用を受けた場合には、その旨）、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日及び当該住宅借入金等の金額の合計額並びに当該住宅の取得等が特定取得又は特別特定取得に該当する場合には、その旨を記載してください。
 - (ニ) 給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項の規定により特例規定の適用を受けた者である場合（(ハ)に規定する場合に該当する場合を除く。）には、その旨を記載してください。
- 10 「新生命保険料の金額」、「旧生命保険料の金額」、「介護医療保険料の金額」、「新個人年金保険料の金額」及び「旧個人年金保険料の金額」の欄には、その年中に支払った「生命保険料の控除額」の欄の金額に係る新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額又は旧個人年金保険料の金額をそれぞれ記載してください。
- 11 「旧長期損害保険料の金額」の欄には、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第5条第5項及び同法附則第11条第5項に規定する長期損害保険契約等に該当する控除の額がある場合におけるその年中に支払った当該長期損害保険契約等に係る当該各項に規定する旧長期損害保険料の金額を記載してください。
- 12 「基礎控除の額」の欄には、基礎控除の額に相当する金額が48万円以外である場合又は当該金額がない場合に、その基礎控除の額に相当する金額又は当該金額がない旨を記載してください。
- 13 給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の3の4第1項の規定の適用を受けた者である場合には、「所得金額調整控除額」の欄には、同法第41条の3の3第1項の規定により控除をされる金額相当額を記載するとともに、「摘要」の欄には、年齢23歳未満の扶養親族又は特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族の氏名を記載してください（「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄又は「控除対象扶養親族」欄若しくは「16歳未満の扶養親族」欄に氏名を記載した場合は、記載を省略できます。）。
- 14 「(源泉・特別)控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」及び「16歳未満の扶養親族」の欄の「個人番号」の欄には、それぞれ控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者若しくは特別控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族（以下14において「控除対象配偶者等」という。）の個人番号を記載してください。また、控除対象配偶者等が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国扶養親族である場合には、その旨を記載してください。なお、控除対象配偶者等の「氏名」の欄の「フリガナ」の欄は、不明の場合は空欄としてください。
- 15 「配偶者の合計所得」の欄には、所得税法第190条第2号ニに規定する配偶者の合計所得金額又はその見積額（当該給与等と同条の規定の適用を受けていないものである場合には、同法第194条第1項の規定による申告書に記載された源泉控除対象配偶者の合計所得金額の見積額）を記載してください。
- 16 「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」の欄には、5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号を記載してください。個人番号の前には「摘要」の欄において氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、氏名等との対応関係が分かるようにしてください。（例「(1)個人番号」）
- 17 「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄には、5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号を記載してください。個人番号の前には「摘要」の欄において氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、氏名等との対応関係が分かるようにしてください。（例「(2)個人番号」）
- 18 「未成年者」の欄には、給与の支払を受ける者が平成 年1月3日以降に生まれた者であるときに、○印を付けてください。
- 19 「支払者」の項の「個人番号又は法人番号」の欄には、給与支払者の個人番号又は法人番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 20 ※印の欄には、記載しないでください。

給与支払報告書(個人別明細書)

※										※種別										※整理番号										※																																																																															
										5																																																																																																			
支払 を受け る者	※区分										(受給者番号)										61																																																																																								
	住所										(個人番号)																																																																																																		
											(役職名)																																																																																																		
											氏名 (フリガナ)										6																																																																																								
種別										支払金額										給与所得控除後の金額										所得控除の額の合計額										源泉徴取税額																																																																					
										7										8										9										10																																																																					
(源泉)控除対象配偶者の有無等										配偶者(特別)控除の額										控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)										16歳未満扶養親族の数										障害者の数 (本人を除く。)										非居住者である親族の数																																																											
老人										特定										老人										その他										特別										その他																																																											
有										従有										人										人										人										人										人																																																	
11										12										13										14										15										16										17										33										18										19										20									
社会保険料等の金額										生命保険料の控除額										地震保険料の控除額										住宅借入金等特別控除の額																																																																															
21										22										23										24										25																																																																					
(摘要)																																																																																																													
49 52 53 60 71 37																																																																																																													
生命保険料の金額										新生命保険料の金額										旧生命保険料の金額										介護医療保険料の金額										新個人年金保険料の金額										旧個人年金保険料の金額																																																											
27										28										29										30										31																																																																					
住宅借入金等特別控除適用款										居住開始年月日 (1回目)										住宅借入金等特別控除区分(1回目)										58										住宅借入金等特別控除(1回目)																																																																					
47										69										70										住宅借入金等特別控除(2回目)																																																																															

第十七号様式別表 (用紙日本工業規格 A 5) (第十条関係)

【帳票外の番号】

1	2	3	4	59	90
---	---	---	---	----	----

以降は次ページ参照

(課長・特別) 控除対象 配偶者	(フリガナ) 63		氏名	区分	配偶者の 合計所得	円	26	国民年金保険 料等の金額	円	旧長期障害 保険料の金額	円	32												
	個人番号					62																		
控除対象 扶養親族	1	(フリガナ) 65		氏名	区分	1	(フリガナ) 67		氏名	区分	<small>1人目以降の控除対象扶養親族 の個人番号</small>													
		個人番号					64				<small>1人目以降の16歳未満の扶養親 族の個人番号</small>													
	2	(フリガナ) 65		氏名	区分	2	(フリガナ) 67		氏名	区分														
		個人番号					64																	
	3	(フリガナ) 65		氏名	区分	3	(フリガナ) 67		氏名	区分														
		個人番号					64																	
	4	(フリガナ) 65		氏名	区分	4	(フリガナ) 67		氏名	区分														
		個人番号					64																	
	未 成 年 者	外 国 人	死 亡 退 職 者	災 害 者	乙 種	本人が障害者 特 別	そ の 他	基 礎 特 別	妻 夫	専 業 学 生	45	中途就・退職				46	受給者生年月日							
												就職	退職	年	月		日	明	大	昭	平	年	月	日
	34	35	36	38	39	40	41	42	43	44														
	支 払 者	個人番号又は法人番号		68		(右詰で記載してください。)																		
		住所(居所)又は所在地																						
		氏名又は名称		(電郵)																				

第17号様式別表記載要領

- 1 「支払を受ける者」の項の「個人番号」の欄には、給与等の支払を受ける者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載してください。
- 2 「支払金額」の項の「内」の欄には、その年中に支払の確定した給与等（所得税法施行令第311条に規定する給与等を含む。）の金額のうち、支払報告書を作成する日においてまだ支払っていないものについて、内書してください。
- 3 「控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）」の項の「老人」の欄の「内」の欄には、同居老親等に該当する老人扶養親族の数を内書してください。
- 4 「16歳未満の扶養親族の数」の項には、16歳未満（平成 年1月2日以降に生まれた者）の扶養親族の数を記載してください。
- 5 「障害者の数（本人を除く。）」の項の「特別」の欄の「内」の欄には、同居特別障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族の数を内書してください。また、障害者、特別障害者又は同居特別障害者が同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）に該当する場合は、「摘要」欄に当該同一生計配偶者の氏名及びその者が同一生計配偶者である旨を記載してください。（例「氏名（同記）」）
- 6 「非居住者である親族の数」の項には、控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者、所得税法施行規則第93条第1項第6号(i)に規定する特別控除対象配偶者（以下「特別控除対象配偶者」という。）、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうち、国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象国外扶養親族がいる場合には、その数を記載してください。
- 7 「社会保険料等の金額」の項の「内」の欄には、小規模企業共済等掛金の額に係る控除の額を内書し、「社会保険料等の金額」の項の金額のうち所得税法第196条第2項に規定する社会保険料の金額（以下7において「国民年金保険料等の金額」という。）が含まれている場合には、「国民年金保険料等の金額」の欄に国民年金保険料等の金額を記載してください。
- 8 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を記載してください。氏名の前には括弧書きの数字を付し、「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」及び「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。（例「（1）氏名」）
また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に（年少）と記載し、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象国外扶養親族である場合にはその旨を記載してください。
- 9 租税特別措置法第41条の2の2第1項の規定（以下9において「特例規定」という。）の適用がある場合には、「住宅借入金等特別控除の額の内訳」の欄にはそれぞれ次により記載してください。
 - (イ) 租税特別措置法第41条の2の2第1項に規定する申告書に記載された金額（以下（イ）において「住宅借入金等特別控除可能額」という。）が、その年分の所得税法第190条第2号に掲げる税額を超える場合には、住宅借入金等特別控除可能額を記載してください。
 - (ロ) 給与等の支払を受ける者が特例規定の適用を受けた者である場合（（ハ）に規定する場合に該当する場合を除く。）には、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日（当該年月日が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の2第1項の規定による租税特別措置法第41条の規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日であるときは、その適用を受けた旨及び当該年月日）及びその者の住宅の取得等（同条第1項に規定する住宅の取得等、同条第10項に規定する認定住宅の新築等又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する住宅の増改築等をいう。（ハ）において同じ。）が特定取得（同法第41条第5項又は第41条の3の2第18項に規定する特定取得をいう。（ハ）において同じ。）に該当する場合は、その旨を記載してください。
 - (ハ) 給与等の支払を受ける者が二以上の居住年（租税特別措置法第41条第1項、第6項若しくは第10項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する居住年をそれぞれ一の年とする場合におけるこれらの居住年をいう。以下（ハ）において同じ。）に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（同法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同条第6項に規定する特別住宅借入金等の金額、同条第10項に規定する認定住宅借入金等の金額又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する増改築等住宅借入金等の金額をいう。以下（ハ）において同じ。）について特例規定の適用を受けた者である場合には、当該住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分し、当該区分をした居住年ごとの特例規定の適用を受けた旨（同条第1項又は第5項の規定により特例規定の適用を受けた場合には、その旨）、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日及び当該住宅借入金等の金額の合計額並びに当該住宅の取得等が特定取得に該当する場合には、その旨を記載してください。
 - (ニ) 給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項の規定により特例規定の適用を受けた者である場合（（ハ）に規定する場合に該当する場合を除く。）には、その旨を記載してください。
- 10 「新生命保険料の金額」、「旧生命保険料の金額」、「介護医療保険料の金額」、「新個人年金保険料の金額」及び「旧個人年金保険料の金額」の欄には、その年中に支払った「生命保険料の控除額」の欄の金額に係る新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額又は旧個人年金保険料の金額をそれぞれ記載してください。
- 11 「旧長期損害保険料の金額」の欄には、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第5条第5項及び同法附則第11条第5項に規定する長期損害保険契約等に該当する控除の額がある場合におけるその年中に支払った当該長期損害保険契約等に係る当該各項に規定する旧長期損害保険料の金額を記載してください。
- 12 「（源泉・特別）控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」及び「16歳未満の扶養親族」の欄の「個人番号」の欄には、それぞれ控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者若しくは特別控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族（以下12において「控除対象配偶者等」という。）の個人番号を記載してください。また、控除対象配偶者等が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象国外扶養親族である場合には、その旨を記載してください。なお、控除対象配偶者等の「氏名」の欄の「フリガナ」の欄は、不明の場合は空欄としてください。
- 13 「配偶者の合計所得」の欄には、所得税法第190条第2号ニに規定する配偶者の合計所得金額又はその見積額（当該給与等が同条の規定の適用を受けていないものである場合には、同法第194条第1項の規定による申告書に記載された源泉控除対象配偶者の合計所得金額の見積額）を記載してください。
- 14 「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」の欄には、5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号を記載してください。個人番号の前には「摘要」の欄において氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、氏名等との対応関係が分かるようにしてください。（例「（1）個人番号」）
- 15 「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄には、5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号を記載してください。個人番号の前には「摘要」の欄において氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、氏名等との対応関係が分かるようにしてください。（例「（2）個人番号」）
- 16 「未成年者」の欄には、給与の支払を受ける者が平成 年1月3日以降に生まれた者であるときに、○印を付けてください。
- 17 「寡婦」の欄の「特別」の欄には、平成 年12月31日現在において給与の支払を受ける者が法第292条第1項第11号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下であるものに、○印を付けてください。
- 18 「

明	大	昭	平
---	---	---	---

」の欄には、該当欄に○印を付けてください。
- 19 「支払者」の項の「個人番号又は法人番号」の欄には、給与支払者の個人番号又は法人番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 20 ※印の欄には、記載しないでください。

【帳票外の番号】

1 2 3 4 59 90

○ 給与支払報告書（個人別明細書）

※										※種 別										※整理 番号										※																																																																															
																				5																																																																																									
※区分										(受給者番号)										61																																																																																									
住所										(個人番号)																																																																																																			
氏名										(フリガナ)										6																																																																																									
種 別										支 払 金 額										給与所得控除後の金額										所得控除の額の合計額										源泉徴収税額																																																																					
内										千 円										千 円										千 円										千 円																																																																					
7										8										9										10																																																																															
控除対象配偶者										配偶者特別控除の額										控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)										16歳未満扶養親族の数										障害者の数 (本人を除く。)										非居住者である親族の数																																																											
者										千 円										人 従人										人 従人										人 従人										人 従人										人 従人																																																	
11										12										13										14										15										16										17										33										18										19										20									
社会保険料等の金額										生命保険料の控除額										地震保険料の控除額										住宅借入金等特別控除の額																																																																															
内										千 円										千 円										千 円										千 円																																																																					
21										22										23										24										25																																																																					
(摘要)										49										52										53										60										37																																																											
生命保険料の金額の内訳										新生命保険料の金額										円										旧生命保険料の金額										円										介護医療保険料の金額										円										新個人年金保険料の金額										円										旧個人年金保険料の金額										円									
住宅借入金等特別控除の内訳										住宅借入金等特別控除適用数										円										居住開始年月日 (1回目)										年 月 日										住宅借入金等特別控除区分(1回目)										円										住宅借入金等年末残高(1回目)										円																													
										47										円										居住開始年月日 (2回目)										年 月 日										住宅借入金等特別控除区分(2回目)										円										住宅借入金等年末残高(2回目)										円																													
										57										年 月 日										58										円																																																																					
										69										年 月 日										70										円																																																																					

第十七号様式別表 (用紙日本工業規格 A 5) (第十条関係)

以降は次ページ参照

控除対象配偶者	(フリガナ)	63										区分	配偶者の合計所得	円	26	国民年金保険料等の金額	円	旧長期損害保険料の金額	円	32									
	氏名																												
	個人番号	62																											
控除対象扶養親族	1	(フリガナ)	65										区分	16歳未満の扶養親族	(フリガナ)	67										区分	8人以上の控除対象扶養親族の個人番号		
		氏名														氏名	66												
		個人番号	64														個人番号	66											
		(フリガナ)	65										区分					(フリガナ)	67										区分
	氏名												氏名		66														
	個人番号	64													個人番号	66													
	(フリガナ)	65										区分				(フリガナ)	67											区分	
	氏名																氏名	66											
	個人番号	64											個人番号					66											
	(フリガナ)	65										区分			(フリガナ)			67										区分	
	氏名															氏名		66											
	個人番号	64															個人番号	66											
未 成 年 者	外 国 人	死 亡 退 職 者	災 害 者	乙 欄	本人が障害者 特 別	その 他	寡 婦 一 般	特 別	寡 婦	勤 労 学 生	45	中途就・退職						46	受給者生年月日										
34	35	36	38	39	40	41	42	43	44	就職	退職	年	月	日	明			大	昭	平	年	月	日						
支 払 者	個人番号又は法人番号	68										(右欄で記載してください)																	
	住所(居所)又は所在地																												
	氏名又は名称																												
(電話)																													

第17号様式別表記載要領

- 1 「支払を受ける者」の項の「個人番号」の欄には、給与等の支払を受ける者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載してください。
- 2 「支払金額」の項の「内」の欄には、その年中に支払の確定した給与等（所得税法施行令第311条に規定する給与等を含む。）の金額のうち、支払報告書を作成する日においてまだ支払していないものについて、内書してください。
- 3 「控除対象扶養親族の数（配偶者を除く）」の項の「老人」の欄の「内」の欄には、同居老親等に該当する老人扶養親族の数を内書してください。
- 4 「16歳未満の扶養親族の数」の項には、16歳未満（平成 年1月2日以降に生まれた者）の扶養親族の数を記載してください。
- 5 「障害者の数（本人を除く）」の項の「特別」の欄の「内」の欄には、同居特別障害者に該当する控除対象配偶者及び扶養親族の数を内書してください。
- 6 「非居住者である親族の数」の項には、控除対象配偶者、控除対象配偶者以外の配偶者特別控除の対象となる配偶者、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうち、国外に居住する非居住者がいる場合には、その数を記載してください。
- 7 「社会保険料等の金額」の項の「内」の欄には、小規模企業共済等掛金の額に係る控除の額を内書し、「社会保険料等の金額」の項の金額のうち所得税法第196条第2項に規定する社会保険料の金額（以下7において「国民年金保険料等の金額」という。）が含まれている場合には、「国民年金保険料等の金額」の欄に国民年金保険料等の金額を記載してください。
- 8 控除対象扶養親族若しくは16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合又は配偶者特別控除の対象となる配偶者がいる場合には、「摘要」の欄にはそれぞれ次により記載してください。
 - (イ) 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合
5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を記載してください。氏名の前には括弧書きの数字を付し、「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」及び「5人目以降の16歳未満の扶養親族等の個人番号」の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。（例「（1）氏名」）
また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に（年少）と記載し、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が国外に居住する非居住者である場合にはその旨を記載してください。
 - (ロ) 配偶者特別控除の対象となる配偶者がいる場合
配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名を記載してください。氏名の後には（配特）と記載し、当該配偶者が国外に居住する非居住者である場合にはその旨を記載してください。
- 9 租税特別措置法第41条の2の2第1項の規定（以下9において「特例規定」という。）の適用がある場合には、「住宅借入金等特別控除の額の内訳」の欄にはそれぞれ次により記載してください。
 - (イ) 租税特別措置法第41条の2の2第1項に規定する申告書に記載された金額（以下（イ）において「住宅借入金等特別控除可能額」という。）が、その年分の所得税法第190条第2号に掲げる税額を超える場合には、住宅借入金等特別控除可能額を記載してください。
 - (ロ) 給与等の支払を受ける者が特例規定の適用を受けた者である場合（（ハ）に規定する場合に該当する場合を除く。）には、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日（当該年月日が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の2第1項の規定による租税特別措置法第41条の規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日であるときは、その適用を受けた旨及び当該年月日）及びその者の住宅の取得等（同条第1項に規定する住宅の取得等、同条第10項に規定する認定住宅の新築等又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する住宅の増改築等をいう。（ハ）において同じ。）が特定取得（同法第41条第5項又は第41条の3の2第18項に規定する特定取得をいう。（ハ）において同じ。）に該当する場合には、その旨を記載してください。
 - (ハ) 給与等の支払を受ける者が2以上の居住年（租税特別措置法第41条第1項、第6項若しくは第10項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する居住年をそれぞれ一年とする場合におけるこれらの居住年をいう。以下（ハ）において同じ。）に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（同法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同条第6項に規定する特例住宅借入金等の金額、同条第10項に規定する認定住宅借入金等の金額又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する増改築等住宅借入金等の金額をいう。以下（ハ）において同じ。）について特例規定の適用を受けた者である場合には、当該住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分し、当該区分をした居住年ごとの特例規定の適用を受けた旨（同条第1項又は第5項の規定により特例規定の適用を受けた場合には、その旨）、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日及び当該住宅借入金等の金額の合計額並びに当該住宅の取得等が特定取得に該当する場合には、その旨を記載してください。
 - (ニ) 給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項の規定により特例規定の適用を受けた者である場合（（ハ）に規定する場合に該当する場合を除く。）には、その旨を記載してください。
- 10 「新生命保険料の金額」、「旧生命保険料の金額」、「介護医療保険料の金額」、「新個人年金保険料の金額」及び「旧個人年金保険料の金額」の欄には、その年中に支払った「生命保険料の控除額」の欄の金額に係る新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額又は旧個人年金保険料の金額をそれぞれ記載してください。
- 11 「旧長期損害保険料の金額」の欄には、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第5条第5項及び法附則第11条第5項に規定する長期損害保険契約等に該当する控除の額がある場合におけるその年中に支払った当該長期損害保険契約等に係る当該各項に規定する旧長期損害保険料の金額を記載してください。
- 12 「控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」及び「16歳未満の扶養親族」の欄の「個人番号」の欄には、それぞれ控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族（以下12において「控除対象配偶者等」という。）の個人番号を記載してください。また、控除対象配偶者等が国外に居住する非居住者である場合には、その旨を記載してください。なお、控除対象配偶者等の「氏名」の欄の「フリガナ」の欄は、不明の場合は空欄としてください。
- 13 「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」の欄には、5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号を記載してください。個人番号の前には「摘要」の欄において氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、氏名等との対応関係が分かるようにしてください。（例「（1）個人番号」）
- 14 「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄には、5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号を記載してください。個人番号の前には「摘要」の欄において氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、「摘要」の欄に記載する氏名等との対応関係が分かるようにしてください。（例「（2）個人番号」）
- 15 「未成年者」の欄には、給与の支払を受ける者が平成 年1月3日以降に生まれた者であるときに、○印を付けてください。
- 16 「寡婦」の欄の「特別」の欄には、平成 年12月31日現在において給与の支払を受ける者が法第292条第1項第11号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下であるものときに、○印を付けてください。
- 17 「

明	大	昭	平

」の欄には、該当欄に○印を付けてください。
- 18 「支払者」の項の「個人番号又は法人番号」の欄には、給与支払者の個人番号又は法人番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 19 ※印の欄には、記載しないでください。

【帳票外の番号】

1	2	3	4	59	71
---	---	---	---	----	----

○ 給与支払報告書（個人別明細書）

※										※種別										※整理番号										※																																																																																																																																																																																																																																					
支払を受ける者										住所										氏名										氏名																																																																																																																																																																																																																																					
支払金額										給与所得控除後の金額										所得控除の額の合計額										源泉徴収税額																																																																																																																																																																																																																																					
7千円										8千円										9千円										10千円																																																																																																																																																																																																																																					
控除対象配偶者の有無等										配偶者特別控除の額										控除対象扶養親族の数										障害者の数										社会保険料等										生命保険料の控除額										地震保険料の控除額										住宅借入金等特別控除の額																																																																																																																																																																																													
11										12										13										14										15										16										17										18										19										20										21										22										23										24										25																																																																																																																							
(摘要) 住宅借入金等特別控除可能額										47円										国民年金保険料等の金額										円										介護医療保険料の金額										29円										円																																																																																																																																																																																																							
居住開始年月日										57										58										59										60										61										62										63										64										65										66										67										68										配偶者の合計所得										26円										円										新個人年金保険料の金額										30円										円																																																																															
52										53										54										55										56										57										58										59										60										61										62										63										64										65										66										67										68										新生命保険料の金額										27円										円										旧生命保険料の金額										28円										円										旧長期損害保険料の金額										32円										円									
33										34										35										36										37										38										39										40										41										42										43										44										45										中途就・退職										46										受給者生年月日										年										月										日																																																																															
支払者										住所(居所)又は所在地										氏名又は名称										(電話)																																																																																																																																																																																																																																					

第十七号様式別表 (用紙日本工業規格A6) (第十条関係)

第17号様式別表記載要領

- 1 「氏名」欄の「フリガナ」の欄には、カタカナで記載してください。
- 2 「支払金額」欄の「内」には、その年中に支払の確定した給与等（所得税法施行令第311条に規定する給与等を含む。）の金額のうち、支払報告書を作成する日においてまだ支払っていないものについて、内書してください。
- 3 「控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）」欄の「老人」の欄の「内」の欄には、同居老親等に該当する老人扶養親族の数を内書してください。
- 4 「障害者の数（本人を除く。）」欄の「特別」欄の「内」欄には、同居特別障害者に該当する控除対象配偶者及び扶養親族の数を内書してください。
- 5 「社会保険料等の金額」欄の「内」には、小規模企業共済等掛金の額に係る控除の額を内書し、「社会保険料等の金額」欄の金額のうち所得税法第196条第2項に規定する社会保険料の金額（以下5において「国民年金保険料等の金額」という。）が含まれている場合には、「摘要」欄に国民年金保険料等の金額を記載してください。
- 6 租税特別措置法第41条の2の2第1項の規定（以下6において「特例規定」という。）の適用がある場合には、「摘要」欄には次により記載してください。
 - (イ) 租税特別措置法第41条の2の2第1項に規定する当該申告書に記載された金額（以下(イ)において「住宅借入金等特別控除可能額」という。）が、その年分の所得税法第190条第2号に掲げる税額を超える場合には、住宅借入金等特別控除可能額を記載してください。
 - (ロ) 給与等の支払を受ける者が特例規定の適用を受けた者である場合（(ハ)に規定する場合に該当する場合を除く。）には、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日（当該年月日が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の2第1項の規定による租税特別措置法第41条の規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日であるときは、その適用を受けた旨及び当該年月日）を記載してください。
 - (ハ) 給与等の支払を受ける者が二以上の居住年（租税特別措置法第41条第1項、第3項若しくは第5項又は同法第41条の3の2第1項若しくは第4項に規定する居住年をそれぞれ一の年とする場合におけるこれらの居住年をいう。以下(ハ)において同じ。）に係る住宅の取得等（同法第41条第1項に規定する住宅の取得等、同条第5項に規定する認定住宅の新築等又は同法第41条の3の2第1項若しくは第4項に規定する住宅の増改築等をいう。以下(ハ)において同じ。）に係る住宅借入金等の金額（同法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同条第3項に規定する特例住宅借入金等の金額、同条第5項に規定する認定住宅借入金等の金額又は同法第41条の3の2第1項若しくは第4項に規定する増改築等住宅借入金等の金額をいう。以下(ハ)において同じ。）について特例規定の適用を受けた者である場合には、当該住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分し、当該区分をした居住年ごとの特例規定の適用を受けた旨（租税特別措置法第41条の3の2第1項又は第4項の規定により特例規定の適用を受けた場合には、その旨）、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日及び当該住宅借入金等の金額の合計額を記載してください。
 - (ニ) 給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の3の2第1項又は第4項の規定により特例規定の適用を受けた者である場合（(ハ)に規定する場合に該当する場合を除く。）には、その旨を記載してください。
- 7 「摘要」欄の「新生命保険料の金額」、「旧生命保険料の金額」、「介護医療保険料の金額」、「新個人年金保険料の金額」及び「旧個人年金保険料の金額」の欄には、その年中に支払った「生命保険料の控除額」欄の金額に係る新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額又は旧個人年金保険料の金額をそれぞれ記載してください。
- 8 「摘要」欄の「旧長期損害保険料の金額」の欄には、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第5条第5項及び同法附則第11条第5項に規定する長期損害保険契約等に該当する控除の額がある場合におけるその年中に支払った当該長期損害保険契約等に係る当該各項に規定する旧長期損害保険料の金額を記載してください。
- 9 「摘要」欄の「16歳未満扶養親族」の欄には、16歳未満（平成 年1月2日以降に生まれた者）の扶養親族の数を記載してください。
- 10 「摘要」欄の「未成年者」の欄には、給与の支払を受ける者が平成 年1月3日以降に生まれた者であるときに、○印を付けてください。
- 11 「摘要」欄の「寡婦」の欄の「特別」の欄には、平成 年12月31日現在において給与の支払を受ける者が法第292条第1項第11号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下であるものであるときに、○印を付けてください。

12 「摘要」欄の

明	大	昭	平

の欄には、該当欄に○印を付けてください。

13 ※印の欄には、記載しないでください。

住民税申告書

■ファイルID:MC6JUSHIN

(表)

令和3年度 市・府民税申告書

(国) 秋田市長

提出年月日
令和 3 年 5 月 6 日

お問合せ番号 2

資料 収入 扶養 障害 基礎
(代理人の方の氏名 印)

個人番号	フリガナ 4	住所主との続柄 (住所主の氏名 印)
現住所	氏名	住所主の氏名
3年1月1日現在の住所	生年月日 昭和 5 年 5 月 6 日	電話番号

前年中の所得状況が上記に該当する方 → 無収入(預貯金等で生活)もしくは、遺族年金、障害年金等のみの方はチェック →

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

<input type="checkbox"/> 雑損控除	(A)損害金額 (B)補てんされる金額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1 事業</td><td>農業</td><td>ア</td><td></td></tr> <tr><td>2 事業</td><td>農業</td><td>イ</td><td></td></tr> <tr><td>3 事業</td><td>不動産</td><td>ウ</td><td></td></tr> <tr><td>4 事業</td><td>利子</td><td>エ</td><td></td></tr> <tr><td>5 事業</td><td>配当</td><td>オ</td><td></td></tr> <tr><td>6 事業</td><td>給与</td><td>カ</td><td>7</td></tr> <tr><td>7 事業</td><td>公的年金等</td><td>キ</td><td></td></tr> <tr><td>8 事業</td><td>業務</td><td>ク</td><td></td></tr> <tr><td>9 事業</td><td>その他</td><td>ケ</td><td></td></tr> <tr><td>10 事業</td><td>短期</td><td>コ</td><td></td></tr> <tr><td>11 事業</td><td>長期</td><td>サ</td><td></td></tr> <tr><td>12 事業</td><td>一時</td><td>シ</td><td></td></tr> <tr><td>13 事業</td><td>農業</td><td>①</td><td>7</td></tr> <tr><td>14 事業</td><td>農業</td><td>②</td><td></td></tr> <tr><td>15 事業</td><td>不動産</td><td>③</td><td></td></tr> <tr><td>16 事業</td><td>利子</td><td>④</td><td></td></tr> <tr><td>17 事業</td><td>配当</td><td>⑤</td><td></td></tr> <tr><td>18 事業</td><td>給与</td><td>⑥</td><td></td></tr> <tr><td>19 事業</td><td>公的年金等</td><td>⑦</td><td></td></tr> <tr><td>20 事業</td><td>業務</td><td>⑧</td><td>7</td></tr> <tr><td>21 事業</td><td>その他</td><td>⑨</td><td>48</td></tr> <tr><td>22 事業</td><td>雑所得(丸7+丸8+丸9)</td><td>⑩</td><td>7</td></tr> <tr><td>23 事業</td><td>総合課税一時</td><td>⑪</td><td></td></tr> <tr><td>24 事業</td><td>合計</td><td>⑫</td><td></td></tr> <tr><td>25 事業</td><td>雑損控除</td><td>⑬</td><td>7</td></tr> <tr><td>26 事業</td><td>医療費控除</td><td>⑭</td><td></td></tr> <tr><td>27 事業</td><td>社会保険料控除</td><td>⑮</td><td></td></tr> <tr><td>28 事業</td><td>小規模企業共済等掛金控除</td><td>⑯</td><td></td></tr> <tr><td>29 事業</td><td>生命保険料控除</td><td>⑰</td><td></td></tr> <tr><td>30 事業</td><td>地震保険料控除</td><td>⑱</td><td></td></tr> <tr><td>31 事業</td><td>寡婦・ひとり親控除</td><td>⑳</td><td></td></tr> <tr><td>32 事業</td><td>勤労学生・障害者控除</td><td>㉑</td><td></td></tr> <tr><td>33 事業</td><td>配偶者(特別)控除</td><td>㉒</td><td></td></tr> <tr><td>34 事業</td><td>扶養控除</td><td>㉓</td><td></td></tr> <tr><td>35 事業</td><td>基礎控除</td><td>㉔</td><td></td></tr> <tr><td>36 事業</td><td>合計</td><td>㉕</td><td></td></tr> </table>	1 事業	農業	ア		2 事業	農業	イ		3 事業	不動産	ウ		4 事業	利子	エ		5 事業	配当	オ		6 事業	給与	カ	7	7 事業	公的年金等	キ		8 事業	業務	ク		9 事業	その他	ケ		10 事業	短期	コ		11 事業	長期	サ		12 事業	一時	シ		13 事業	農業	①	7	14 事業	農業	②		15 事業	不動産	③		16 事業	利子	④		17 事業	配当	⑤		18 事業	給与	⑥		19 事業	公的年金等	⑦		20 事業	業務	⑧	7	21 事業	その他	⑨	48	22 事業	雑所得(丸7+丸8+丸9)	⑩	7	23 事業	総合課税一時	⑪		24 事業	合計	⑫		25 事業	雑損控除	⑬	7	26 事業	医療費控除	⑭		27 事業	社会保険料控除	⑮		28 事業	小規模企業共済等掛金控除	⑯		29 事業	生命保険料控除	⑰		30 事業	地震保険料控除	⑱		31 事業	寡婦・ひとり親控除	⑳		32 事業	勤労学生・障害者控除	㉑		33 事業	配偶者(特別)控除	㉒		34 事業	扶養控除	㉓		35 事業	基礎控除	㉔		36 事業	合計	㉕	
1 事業	農業		ア																																																																																																																																															
2 事業	農業		イ																																																																																																																																															
3 事業	不動産		ウ																																																																																																																																															
4 事業	利子		エ																																																																																																																																															
5 事業	配当		オ																																																																																																																																															
6 事業	給与		カ	7																																																																																																																																														
7 事業	公的年金等		キ																																																																																																																																															
8 事業	業務		ク																																																																																																																																															
9 事業	その他		ケ																																																																																																																																															
10 事業	短期	コ																																																																																																																																																
11 事業	長期	サ																																																																																																																																																
12 事業	一時	シ																																																																																																																																																
13 事業	農業	①	7																																																																																																																																															
14 事業	農業	②																																																																																																																																																
15 事業	不動産	③																																																																																																																																																
16 事業	利子	④																																																																																																																																																
17 事業	配当	⑤																																																																																																																																																
18 事業	給与	⑥																																																																																																																																																
19 事業	公的年金等	⑦																																																																																																																																																
20 事業	業務	⑧	7																																																																																																																																															
21 事業	その他	⑨	48																																																																																																																																															
22 事業	雑所得(丸7+丸8+丸9)	⑩	7																																																																																																																																															
23 事業	総合課税一時	⑪																																																																																																																																																
24 事業	合計	⑫																																																																																																																																																
25 事業	雑損控除	⑬	7																																																																																																																																															
26 事業	医療費控除	⑭																																																																																																																																																
27 事業	社会保険料控除	⑮																																																																																																																																																
28 事業	小規模企業共済等掛金控除	⑯																																																																																																																																																
29 事業	生命保険料控除	⑰																																																																																																																																																
30 事業	地震保険料控除	⑱																																																																																																																																																
31 事業	寡婦・ひとり親控除	⑳																																																																																																																																																
32 事業	勤労学生・障害者控除	㉑																																																																																																																																																
33 事業	配偶者(特別)控除	㉒																																																																																																																																																
34 事業	扶養控除	㉓																																																																																																																																																
35 事業	基礎控除	㉔																																																																																																																																																
36 事業	合計	㉕																																																																																																																																																
<input type="checkbox"/> 医療費控除	(A)支払った医療費 (B)補てんされる金額																																																																																																																																																	
<input type="checkbox"/> 社会保険料控除	介護保険料(普通徴収分) 国民年金保険料																																																																																																																																																	
<input type="checkbox"/> 小規模企業共済等掛金控除	新生命等 介護医療保険料の計																																																																																																																																																	
<input type="checkbox"/> 生命保険料控除	日生命保険料の計 日本生命保険料の計																																																																																																																																																	
<input type="checkbox"/> 地震保険料控除	地震保険料の計 旧長期損害保険料の計																																																																																																																																																	
<input type="checkbox"/> 寡婦控除	1 寡婦 4																																																																																																																																																	
<input type="checkbox"/> 勤労学生控除	(学校名) 14																																																																																																																																																	
<input type="checkbox"/> 障害者控除	身体障害者 認定書 特別																																																																																																																																																	
<input type="checkbox"/> ひとり親控除	②ひとり親控除																																																																																																																																																	
<input type="checkbox"/> 配偶者控除	配偶者 氏名 60 生年月日 扶養 認定書																																																																																																																																																	
<input type="checkbox"/> 扶養控除	扶養 氏名 61 生年月日 15 同居別居 認定書																																																																																																																																																	
<input type="checkbox"/> 個人番号	個人番号 62																																																																																																																																																	
<input type="checkbox"/> 扶養控除	氏名 63																																																																																																																																																	
<input type="checkbox"/> 扶養控除	氏名 63																																																																																																																																																	
<input type="checkbox"/> 扶養控除	氏名 63																																																																																																																																																	
<input type="checkbox"/> 扶養控除	氏名 63																																																																																																																																																	
<input type="checkbox"/> 扶養控除	氏名 63																																																																																																																																																	

【帳票外の番号】

1

【確認事項】変更後の内容で記載 (H03/01/06記入)

※8186: 国一基礎控除の追加
 ※5E83: 国一年外合計の追加
 ※業務雑所得: クの追加(それに伴いその他:ケ、短期:コ、長期:サ、一時:シに再付番)
 ※雑の分割、公的年金等(丸7)、業務(丸8)、その他(丸9)、合計(⑦+8+⑨)(丸10)、及び以降の再付番
 ※寡婦・ひとり親控除(丸19、丸20)の追加
 ※所得金額調整控除の追加
 補記欄
 ※40: 見出し「寡婦一般」から「寡婦」に変更
 ※78: ひとり親母の追加
 ※79: ひとり親父の追加
 ※パッケージ標準の以下はパンチ対象外とし空白設定とする。

1.5 所得金額調整控除に関する事項

72	74	75	76	77
----	----	----	----	----

※48: その他雑所得は削除、7: 所得控除の対象を増やすことで対応する。

◇ 寄附金に関する事項

公益財団・市区町村(特別控除対象)	公益財団・国等(特別控除対象)	公益財団・地方公共団体(特別控除対象)	大規模	大規模
51	52	53-1	円	円
		53-2	円	円

※下の欄には記入しないでください。

控記	特定	老人	その他	16歳未満	障害者	本障	寡婦	ひとり	ひとり	勤学	本専	青色	所調	専従者
有	老	同	老	同	特	他	特	他	特	他	特	他	特	他
54	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	78	79	14

※別居の配偶者・扶養親族等がいる場合には寡婦 9 にも氏名・個人番号・住所を記入してください。

注意

- ①この申告書は必ず**納税通知書が送達される時まで**に提出してください。
- ②課税方式の選択の対象となるのは、所得税15.315% (復興特別所得税分含む)と住民税5%の合計20.315%の税率で**あらかじめ源泉徴収(特別徴収)**されているもののみです。(所得税20.42%を源泉徴収されているものは対象ではありません)
- ③課税方式の選択については、1年ごとの申告となり、**翌年以降に引き継がれるものではありません**ので、ご注意ください。

年度 市・府民税申告書(上場株式等の住民税課税方式の選択)

受付印

(宛先) 枚方市長

提出年月日

令和 年 月 日

③ 職員処理欄

お問合せ番号 ②

住民税申告の内容につき、①・②のいずれか該当する方にチェックをして下さい。(①を選択した場合は下記の所得の詳細については省略可能です。)

- ① 確定申告書に記載の上場株式等の配当所得等および譲渡所得等については、
 すべて申告不要制度を選択します。
(住民税が引去りされているもののみ対象)
- ② 上記以外の課税方式を選択する場合、下記に所得の詳細を記入してください。なお、確定申告書の内容については課税方式の選択が可能なもの(住民税の引去りあり)と選択が不可能なもの(住民税の引去りなし)に分けて記入してください。

個人番号	
現住所	
フリガナ ④	
氏名	印
生年月日 ⑤	明大昭 平令 ⑥ 年 月 日
電話番号	- -
代理人氏名	印
代理人連絡先	- -

職員処理欄

個基	資料	ファ	賦課	点検

②を選択した場合に必ず記入

確定申告

課税方式の選択可
(住民税の引去りあり)

課税方式の選択不可
(住民税の引去りなし)

課税方式の選択前	所得金額		住民税の配当割額控除額または株式等譲渡所得割額控除額	所得金額	
	上場株式等の配当所得等	総合課税		非上場株式の配当所得等	
	分離課税		上場株式等の譲渡所得等(源泉徴収なしの特定口座・一般口座)		
	上場株式等の譲渡所得等				

住民税申告

課税方式の選択後	所得金額		住民税の配当割額控除額または株式等譲渡所得割額控除額
	上場株式等の配当所得等	総合課税	
	分離課税		
	上場株式等の譲渡所得等		

課税方式の選択はできませんので、そのまま住民税でも申告することとなります。

様

受付印

お問合せ番号

公的年金等支払報告書(個人別明細書)

※区分		30																							
住所																									
(フリガナ)		3																							
氏名		生年月日		明治		大正		昭和		平成															
								4																	
区分		支払金額				源泉徴収税額																			
所得税法第203条の3第1号適用分		千円 5				千円 6																			
所得税法第203条の3第2号適用分		7				8																			
所得税法第203条の3第3号適用分		9				10																			
所得税法第203条の3第4号適用分		11				12																			
本人		源泉控除対象配偶者の有無等				控除対象扶養親族の数				16歳未満の扶養親族の数		障害者の数		非居住者である親族の数		社会保険料の額									
特別障害者		その他の障害者		特別寡婦		寡婦寡夫		一般		老人		特定		老人		その他		特別		その他		人		円	
13		14		15		16		17		19		20		21		22		23		25		26			
源泉控除対象配偶者		控除対象扶養親族				16歳未満の扶養親族																			
(フリガナ)		区分		配偶者の合計所得		(フリガナ)		区分		(フリガナ)		区分													
氏名		32		37		氏名		34		氏名		36													
個人番号		31		38万円以下		個人番号		33		個人番号		35													
[概要]		2		2		氏名		34		氏名		36													
						個人番号		33		個人番号		35													
支払者		法人番号																							
		所在地																							
		名称										電話番号													

第十七号の二様式別表(用紙日本工業規格A6)(第十条関係)

【帳票外の番号】

1 2 27 28 90 91 92

第17号の2様式別表記載要領

- 1 「住所」の欄には、支払報告書を提出する日の現況による住所を記載すること。
- 2 「支払を受ける者」の項の「個人番号」の欄には、公的年金等の支払を受ける者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいう。12において同じ。)に記載すること。
- 3 「生年月日」の欄には、該当する年号を○で囲み、その年月日を記載すること。
- 4 「支払金額」の項には、その年中に支払の確定した公的年金等の金額を記載し、支払報告書を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。また、所得税法第203条の4第2号又は第3号に規定する退職年金については、同号の規定により公的年金等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額を記載すること。
- 5 「本人」の項には、公的年金等の支払を受ける者が特別障害者若しくはその他の障害者、法第34条第3項及び第314条の2第3項に規定する寡婦控除額の控除の対象となる寡婦若しくはその他の寡婦又は寡夫に該当する場合には、その該当する欄に★印を記載すること。
- 6 「源泉控除対象配偶者の有無等」の項には、所得税法第203条の5第1項の規定による申告書に記載されたところに応じ、その該当する欄に★印を記載すること。
- 7 「控除対象扶養親族の数」の項には、所得税法第203条の5第1項の規定による申告書に記載されたところに応じ、それぞれ次のように記載すること。
 - (イ) 「特定」の欄には、特定扶養親族の数を記載すること。
 - (ロ) 「老人」の欄には、老人扶養親族の数を記載すること。
 - (ハ) 「その他」の欄には、特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を記載すること。
- 8 「16歳未満の扶養親族の数」の項には、16歳未満(平成 年1月2日以降に生まれた者)の扶養親族の数を記載すること。
- 9 「障害者の数」の項には、所得税法第203条の5第1項の規定による申告書に記載されたところに応じ、それぞれ次のように記載すること。
 - (イ) 「特別」の欄には、同一生計配偶者又は扶養親族である特別障害者の数を記載し、当該特別障害者のうちに法第34条第4項及び第314条の2第4項に規定する同居特別障害者があるときは、当該同居特別障害者の数を内書すること。
 - (ロ) 「その他」の欄には、特別障害者以外の障害者である同一生計配偶者又は扶養親族の数を記載すること。
- 10 「非居住者である親族の数」の項には、源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうち、国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国扶養親族がいる場合には、その数を記載すること。
- 11 「社会保険料の額」の項には、所得税法第203条の4第1号の規定により公的年金等から控除される同号に規定する社会保険料の金額を記載すること。
- 12 「源泉控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」及び「16歳未満の扶養親族」の項の「個人番号」の欄には、それぞれ源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族(以下12において「源泉控除対象配偶者等」という。)の個人番号を記載すること。また、源泉控除対象配偶者等が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国扶養親族である場合には、その旨を記載すること。なお、源泉控除対象配偶者等の「氏名」の欄の「フリガナ」が不明の場合は空欄とすること。
- 13 「配偶者の合計所得」の項には、所得税法第203条の5第1項の規定による申告書に記載された源泉控除対象配偶者の合計所得金額の見積額が38万円を超える場合には当該申告書に記載された額を記載し、38万円以下である場合には「38万円以下」の項に★印を記載すること。
- 14 摘要の欄には、3人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名及び個人番号を記載すること。また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に(年少)と記載し、3人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国扶養親族である場合にはその旨を記載すること。
- 15 「支払者」の項の「法人番号」の欄には、公的年金等支払者の法人番号(番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 16 ※の欄には、記載しないこと。

公的年金等支払報告書(個人別明細書)

		※種別		※整理番号		※						
支払を受ける者	※区分	30 個人番号										
	住所 (フリガナ)	3										
	氏名	生年月日	明治	大正	昭和	平成	日					
				4								
区分	支 払 金 額			源 泉 徴 収 税 額								
所得税法第203条の3第1号適用分		千	5	円		千	6					
所得税法第203条の3第2号適用分			7				8					
所得税法第203条の3第3号適用分			9				10					
所得税法第203条の3第4号適用分			11				12					
本 人		控除対象配偶者		控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数	障害者の数	非居住者である親族の数	社会保険料の額		
特別障害者	その他の障害者	特別基礎	寡婦寡夫	一般	老人	特定	老人	その他	特別	その他	社会保険料の額	
13	14	15	16	17	19	20人	21人	22人	24	23人	25人	26円
控除対象配偶者				控除対象扶養親族				16歳未満の扶養親族				
(フリガナ)		32		(フリガナ)		34		(フリガナ)		36		
氏名		氏名		氏名		氏名		氏名		氏名		
個人番号		31		個人番号		33		個人番号		35		
(簡便)		34		(フリガナ)		36		(フリガナ)		36		
		氏名		氏名		氏名		氏名		氏名		
		個人番号		個人番号		33		個人番号		35		
支 払 者		法 人 番 号		所 在 地		名 称		電 話 番 号				

第十七号の二様式別表(用紙日本工業規格A6)(第十条関係)

【帳票外の番号】

1	2	27	28	90	91	92
---	---	----	----	----	----	----

第17号の2様式別表記載要領

- 1 「住所」の欄には、支払報告書を提出する日の現況による住所を記載すること。
- 2 「支払を受ける者」の項の「個人番号」の欄には、公的年金等の支払を受ける者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。))第2条第5項に規定する個人番号をいう。12において同じ。)を記載すること。
- 3 「生年月日」の欄には、該当する年号を○で囲み、その年月日を記載すること。
- 4 「支払金額」の項には、その年中に支払の確定した公的年金等の金額を記載し、支払報告書を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。また、所得税法第203条の4第2号又は第3号に規定する退職年金については、同号の規定により公的年金等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額を記載すること。
- 5 「本人」の項には、公的年金等の支払を受ける者が特別障害者若しくはその他の障害者、法第34条第3項及び第314条の2第3項に規定する寡婦控除額の控除の対象となる寡婦若しくはその他の寡婦又は寡夫に該当する場合には、その該当する欄に★印を記載すること。
- 6 「控除対象配偶者」の項には、所得税法第203条の5第1項の規定による申告書に記載されたところに応じ、その該当する欄に★印を記載すること。
- 7 「控除対象扶養親族の数」の項には、所得税法第203条の5第1項の規定による申告書に記載されたところに応じ、それぞれ次のように記載すること。
 - (イ) 「特定」の欄には、特定扶養親族の数を記載すること。
 - (ロ) 「老人」の欄には、老人扶養親族の数を記載すること。
 - (ハ) 「その他」の欄には、特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を記載すること。
- 8 「16歳未満の扶養親族の数」の項には、16歳未満(平成 年1月2日以降に生まれた者)の扶養親族の数を記載すること。
- 9 「障害者の数」の項には、所得税法第203条の5第1項の規定による申告書に記載されたところに応じ、それぞれ次のように記載すること。
 - (イ) 「特別」の欄には、控除対象配偶者又は扶養親族である特別障害者の数を記載し、当該特別障害者のうちに法第34条第4項及び第314条の2第4項に規定する同居特別障害者があるときは、当該同居特別障害者の数を内書すること。
 - (ロ) 「その他」の欄には、特別障害者以外の障害者である控除対象配偶者又は扶養親族の数を記載すること。
- 10 「非居住者である親族の数」の項には、控除対象配偶者、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうちに、国外に居住する非居住者がいる場合には、その数を記載すること。
- 11 「社会保険料の額」の項には、所得税法第203条の4第1号の規定により公的年金等から控除される同号に規定する社会保険料の金額を記載すること。
- 12 「控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」及び「16歳未満の扶養親族」の項の「個人番号」の欄には、それぞれ控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族(以下12において「控除対象配偶者等」という。)の個人番号を記載すること。また、控除対象配偶者等が国外に居住する非居住者である場合には、その旨を記載すること。なお、控除対象配偶者等の「氏名」の欄の「フリガナ」が不明の場合は空欄とすること。
- 13 摘要の欄には、3人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名及び個人番号を記載すること。また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に(年少)と記載し、3人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が国外に居住する非居住者である場合にはその旨を記載すること。
- 14 「支払者」の項の「法人番号」の欄には、公的年金等支払者の法人番号(番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 15 ※の欄には、記載しないこと。

公的年金等支払報告書(個人別明細書)		※種 別	※整理番号	※										
支払を受ける者	※区 分													
	住 所													
	フリガナ	3												
	氏 名	生年月日	4	明治	大正	昭和	平成							
区 分		支 払 金 額		源 泉 徴 収 額										
所得税法第203条の3第1号適用分		千	5	円	千	6	円							
所得税法第203条の3第2号適用分			7			8								
所得税法第203条の3第3号適用分			9			10								
所得税法第203条の3第4号適用分			11			12								
本 人		控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数		障害者の数		社会保険料の額						
特 別 障害者	その他の 障害者	特 別 寡婦	寡婦 寡夫	有	無	老人控除 対象配偶者	特 定		老 人	そ の 他	特 別	そ の 他		
13	14	15	16	17		19	20	21	22	24人	25	千	26	円
(摘要)												10歳未満の 扶養親族の数	29	人
支 払 者		所 在 地												
		名 称	(電話)											

第十七号の二様式別表(用紙日本工業規格A6)(第十条関係)

【帳票外の番号】

1	2	27	28	29	30	31	32
33	34	35	36	37	38	39	

第17号の2様式別表記載要領

- 1 「住所」の欄には、支払報告書を提出する日の現況による住所を記載すること。
- 2 「氏名」の欄の「フリガナ」の欄には、カタカナで記載すること。
- 3 「生年月日」の欄には、該当する年号を○で囲み、その年月日を記載すること。
- 4 「支払金額」の項には、その年中に支払の確定した公的年金等の金額を記載し、支払報告書を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書とすること。また、所得税法第203条の4第2号に規定する退職年金については、同号の規定により公的年金等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額を記載すること。
- 5 「本人」の項には、公的年金等の支払を受ける者が特別障害者若しくはその他の障害者、法第34条第3項及び第314条の2第3項に規定する寡婦控除額の控除の対象となる寡婦若しくはその他の寡婦又は寡夫に該当する場合には、その該当する欄に★印を記載すること。
- 6 「控除対象配偶者の有無等」の項には、所得税法第203条の5第1項の規定による申告書に記載されたところに応じ、その該当する欄に★印を記載すること。
- 7 「控除対象扶養親族の数」の項には、所得税法第203条の5第1項の規定による申告書に記載されたところに応じ、それぞれ次のように記載すること。
 - (イ) 「特定」の欄には、特定扶養親族の数を記載すること。
 - (ロ) 「老人」の欄には、老人扶養親族の数を記載すること。
 - (ハ) 「その他」の欄には、特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を記載すること。
- 8 「障害者の数」の項には、所得税法第203条の5第1項の規定による申告書に記載されたところに応じ、それぞれ次のように記載すること。
 - (イ) 「特別」の欄には、控除対象配偶者又は扶養親族である特別障害者の数を記載し、当該特別障害者のうちに法第34条第4項及び第314条の2第4項に規定する同居特別障害者があるときは、当該同居特別障害者の数を内書すること。
 - (ロ) 「その他」の欄には、特別障害者以外の障害者である控除対象配偶者又は扶養親族の数を記載すること。
- 9 「社会保険料の金額」の項には、所得税法第203条の4第1項の規定により公的年金等から控除される同号に規定する社会保険料の金額を記載すること。
- 10 「16歳未満の扶養親族の数」の欄には、16歳未満(平成 年1月2日以降に生まれた者)の扶養親族の数を記載すること。
- 11 ※の欄には、記載しないこと。

公 的 年 金 等 支 払 報 告 年 別 内 訳 一 覧 表

管轄事務所 4100

市区町村コード 210

令和 年 月 日

□ 頁

対象年	30	年	氏名	3			生年 月日	4				住所																										
修正後 支払金額	5		修正前 支払金額	29		本人	特別 障害者	11	その他 障害者	12	特別 寡婦	13	寡婦 寡夫	14	源泉 控除対象 配偶者	有	15	無	16	老人控除 対象配偶者	有	17	無	控除対象 扶養親族	特定	18	老人	19	その他	20	障害者数 (本人以外)	特別	21	(22)	その他	23	扶養親族 16歳未満	27
個人番号	源泉控除対象配偶者氏名						非	16	個人番号	扶養親族氏名						非	16	個人番号	扶養親族氏名						非	16	非居住者 親族数											
配偶者の合計所得	31		万円以下																																			

対象年	年	氏名				生年 月日					住所																									
修正後 支払金額			修正前 支払金額			本人	特別 障害者	その他 障害者						源泉 控除対象 配偶者	有		無		老人控除 対象配偶者	有		無	控除対象 扶養親族	特定		老人		その他		障害者数 (本人以外)	特別		その他		扶養親族 16歳未満	
個人番号	源泉控除対象配偶者氏名						非	16	個人番号	扶養親族氏名						非	16	個人番号	扶養親族氏名						非	16	非居住者 親族数									
配偶者の合計所得			万円以下																																	

対象年	年	氏名				生年 月日					住所																									
修正後 支払金額			修正前 支払金額			本人	特別 障害者	その他 障害者						源泉 控除対象 配偶者	有		無		老人控除 対象配偶者	有		無	控除対象 扶養親族	特定		老人		その他		障害者数 (本人以外)	特別		その他		扶養親族 16歳未満	
個人番号	源泉控除対象配偶者氏名						非	16	個人番号	扶養親族氏名						非	16	個人番号	扶養親族氏名						非	16	非居住者 親族数									
配偶者の合計所得			万円以下																																	

対象年	年	氏名				生年 月日					住所																									
修正後 支払金額			修正前 支払金額			本人	特別 障害者	その他 障害者						源泉 控除対象 配偶者	有		無		老人控除 対象配偶者	有		無	控除対象 扶養親族	特定		老人		その他		障害者数 (本人以外)	特別		その他		扶養親族 16歳未満	
個人番号	源泉控除対象配偶者氏名						非	16	個人番号	扶養親族氏名						非	16	個人番号	扶養親族氏名						非	16	非居住者 親族数									
配偶者の合計所得			万円以下																																	

扶養親族欄の左上は配偶者です。

非・・・非居住者区分(0:非居住者以外 1:非居住者) 16・・・(0:16才以上 1:16才未満)

支払者

東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

(法人番号6000012070001)

※対象年の横に赤丸の印があればパンチの対象とする。(この場合、1・3・4行目が対象)

令和 年 月 日 令和 0 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A FA2000

個人番号 56

住所 (又は居所) フリガナ 氏名 世帯主の氏名 世帯主との続柄

令和 年 1 月 1 日の住所 生年月日 電話番号 自宅・勤務先・携帯 番 号

整理番号

収入金額等 (単位は円)

給与	80	課税される所得金額 (8)	000
公的年金等		上の⑧に対する税額 (9)	
雑業務		配当控除 (10)	
その他		その他 (11)	00
配当一時		政党等寄附金等特別控除 (12)	
給与		住宅耐震改修特別控除等 (13)	
公的年金等		災害減免額 (14)	
雑業務		再建費特別控除 (15)	
その他		復興特別所得税額 (16)	
②から⑤までの計		所得税及び復興特別所得税の額 (17)	
配当一時		外国税額控除等 (18)	
合計 (①+⑤+⑥+⑦)		源泉徴収税額 (19)	
社会保険料控除		申告納税額 (納める税金) (20)	00
小規模企業共済等掛金控除		未納付の源泉徴収税額 (21)	
生命保険料控除		公的年金等以外の合計所得金額 (22)	
地震保険料控除		配偶者の合計所得金額 (23)	
寡婦、ひとり親控除 (24)	0000	雑所得・一時所得の源泉徴収税額の合計額 (24)	
勤労学生、障害者控除 (25)	0000	申告期限までに納付する金額 (25)	00
配偶者控除 (26)	0000	延納届出額 (26)	000
扶養控除 (27)	0000	滞りなく納付された税金の所 (27)	
基礎控除 (28)	0000	滞りなく納付された税金の所 (28)	
⑨から⑳までの計		滞りなく納付された税金の所 (29)	
雑損控除 (30)		滞りなく納付された税金の所 (30)	
医療費控除 (31)	65	滞りなく納付された税金の所 (31)	
寄附金控除 (32)		滞りなく納付された税金の所 (32)	
合計 (⑳+㉑+㉒+㉓)		滞りなく納付された税金の所 (33)	

所得から差し引かれる金額

③⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺

第一表 (令和二年分以降適用)

令和 0 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A FA2100

整理番号 3

住所 フリガナ 氏名

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目	給与などの支払者の名称・所在地等	収入金額	源泉徴収税額
①	新生命保険料		41	
②	旧生命保険料		42	
③	新個人年金保険料		43	
④	旧個人年金保険料		44	
⑤	介護医療保険料		45	
⑥	地震保険料			
⑦	旧長期損害保険料		46	
⑧源泉徴収税額の合計額				

一時所得に関する事項 (27)

収入金額	支出金額	差引金額
		63

本人に関する事項 (18~19)

災害の種類	被災者	被災者	被災者	被災者	被災者	被災者	被災者	被災者	被災者
16	17	47	12	13	31	32	55		

配偶者や親族に関する事項 (16~19)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	配偶
71	72	73	74	75	76	78	79
					77		

住民税に関する事項

氏名	個人番号	所得	住民税	住民税	住民税	住民税	住民税	住民税	住民税
35	36	33	37	38	39	40			

上記の配偶者・親族のうち別居の者の氏名・住所 34

※上記の枠付き数字はパンチ仕様書「確定申告書A第二表パンチデータ」シートを参照
個カス番号は黄色背景赤文字とする。

【確認事項】(R03/01/29記載)

※帳票上の番号をパッケージ標準に修正。

※「配偶者や親族に関する事項」欄として様式変更があり追加。(No.71～79)

上記に伴い、R02年度までの以下の欄は削除。

二表、「配偶者(特別)控除」欄

二表、「扶養控除」欄

二表、住民税に関する事項の内、「同一生計配偶者」欄

二表、住民税に関する事項の内、「16歳未満の扶養親族」欄

※個別カスタマイズによる追加項目を黄色背景赤文字にて記載。追加項目(No.16、17、12、13)

※詳細は以下の設計書を参照。

RD07-C6特化業務説明書(0220_当初入力_資料/パンチ仕様書).xls

「MC6KAKUSHINA2HYO」シート

税務署長 令和 0 年 月 日 令和 0 年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B FA2200

住所 〒 個人番号 77 生年月日 フリガナ 氏名 職業 屋号・雑号 世帯主の氏名 世帯主との続柄

整理番号 電話番号 自宅・勤務先・携帯 電話番号

種類 青色 分離 出 損失 修正 特異 従来の表示 申告

収入金額等		所得金額等		所得から差し引かれる金額		合計	
事業等 (ア)		課税される所得金額 (10-20)又は第三表上の②に対する税額又は第三表の⑥	000	⑩			000
農業 (イ)		配当控除 (21)		⑪			
不動産 (ウ)		政治等寄附金等特別控除 (22)		⑫			
利子 (エ)		住宅耐震改修特別控除等 (23)		⑬			
配当 (オ)	105	英引所得税額 (24)	00	⑭			00
給与 (カ)		災害減免額 (25)		⑮			
雑業務 (キ)		青返引所得税額(基準所得税額) (26)		⑯			
その他 (ク)		復興特別所得税額 (27)		⑰			
短期 (コ)		所得税及び復興特別所得税の額 (28)		⑱			
長期 (カ)		外国税額控除等 (29)		⑲			
一時 (シ)		源泉徴収税額 (30)		⑳			
事業等 (1)		申告納税額 (31)		㉑			
農業 (2)		予定納税額 (第1期分・第2期分) (32)		㉒			
不動産 (3)		第3期分納める税金の税額 (33)	00	㉓			00
利子 (4)		公的年金等以外の合計所得金額 (34)		㉔			
配当 (5)		配偶者の合計所得金額 (35)		㉕			
給与 (6)		専従者給与控除額の合計額 (36)		㉖			
公的年金等 (7)		青色申告特別控除額 (37)		㉗			
雑業務 (8)		雑所得一時所得等の源泉徴収税額の合計額 (38)		㉘			
その他 (9)		未納付の源泉徴収税額 (39)		㉙			
総合譲渡一時 (10)		本年分差し引く繰越損失額 (40)		㉚			
合計 (11)		平均課税対象金額 (41)		㉛			
社会保険料控除 (12)		変動・臨時所得金額 (42)		㉜			
小規模企業共済等掛金控除 (13)		申告期限までに納付する金額 (43)	00	㉝			00
生命保険料控除 (14)		延納届出額 (44)	00	㉞			00
地震保険料控除 (15)		深埋れ取付金 (45)		㉟			
勤労学生・障害者控除 (16)		取付金 (46)		㊱			
配偶者・扶養控除 (17)		郵便局名等 (47)		㊲			
基礎控除 (18)		預金・普通当座・貯蓄貯蓄 (48)		㊳			
⑬から⑳までの計 (19)		控除額 (49)		㊴			
雑損控除 (20)		整理番号 (50)		㊵			
医療費控除 (21)	9	申告日 (51)		㊶			
寄附金控除 (22)		申告書提出日 (52)		㊷			
合計 (23)		申告書提出月 (53)		㊸			

第一表 令和二年分以降用

⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹

令和 0 年分の復興特別所得税の確定申告書B FA2300

住所 氏名 電話番号

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目	給与などの支払者の名称・所在地等	収入金額	源泉徴収税額
一時			87	
長期			88	
合計			89	

総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (1)

譲渡(短期)	収入金額	必要経費等	差額
			87
譲渡(長期)			88
一時			89

配偶者や親族に関する事項 (29-23)

氏名	個人番号	生年月日	国外居住	96	97	98	99	100	101	103	104

事業専従者に関する事項 (59)

専従者の氏名	個人番号	続柄	34	35	36

住民税

住所区分	非居住者	配当割除額	株式等譲渡	給与・公的年金以外の所得に係る住民税の徴収方法	都道府県・市町村	共同基金・日本	都道府県	市町村	52	53	54	55	56	57	58	59	60

上記の配偶者・親族・事業専従者のうち別居の者の氏名・住所

第二表 令和二年分以降用

⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹

※No.87,88,89は国税連携においてはNo.86で扱う。
※個カス番号は黄色背景赤文字とする。

【確認事項】(R03/01/29記載)

※帳票上の番号をパッケージ標準に修正。

※「配偶者や親族に関する事項」欄として様式変更があり追加。(No.96～104)

上記に伴い、R02年度までの以下の欄は削除。

二表、「配偶者(特別)控除」欄

二表、「扶養控除」欄

二表、住民税・事業税に関する事項の内、「同一生計配偶者」欄

二表、住民税・事業税に関する事項の内、「16歳未満の扶養親族」欄

※個別カスタマイズによる追加項目を黄色背景赤文字にて記載。追加項目 (No.19、20、15、16) 既存項目 (No.39)

※詳細は以下の設計書を参照。

RD07-C6特化業務説明書(0220.当初入力_資料パンチ仕様書).xls

「MC6KAKUSHINB2HYO」シート

別紙 1-3

特化業務説明書
(入力項目)

No.	ファイル名称	入力 出力	ファイル ID	コピー句 ID	文字 コード	ファイル 形式	形式	媒体	ジョブ ID	レコード 長	受渡 周期	外部システム名 外部機関名	平均 レコード数	年間 回数	概算容量	説明
1	給報総括表パンチデータ	入力	MC6KYUHO	-	S-JIS	SEQ	FB	-	C620B10J	1800	年次 (数回)	パンチ業者	10,000	10	0.18GB	給報資料入力プロセスの入力データ(総括表) (文字コード変換: C620F023) 1 / 1
2	給報パンチデータ	入力	MC6KYUHO	-	S-JIS	SEQ	FB	-	C620B10J	1800	年次 (数回)	パンチ業者	75,000	10	1.35GB	給報資料入力プロセスの入力データ(給与支払報告書) (文字コード変換: C620F020)
3	住民税申告書パンチデータ	入力	MC6JUSHIN	-	S-JIS	SEQ	FB	-	C620B10J	3700	年次 (数回)	パンチ業者	4,300	10	0.16GB	申告書資料入力プロセスの入力データ(住民税申告書) (文字コード変換: C620F028)
4	年金支払報告書パンチデータ	入力	MC6NENKINSHIHARAI	-	S-JIS	SEQ	FB	-	C620B10J	700	年次 (数回)	パンチ業者	12,000	10	0.09GB	年金支払報告書資料入力プロセスの入力データ (文字コード変換: C620F035)
5	確定申告書A第二表パンチ データ	入力	MC6KAKUSHINA2HYO.d at	C620F031.fm	S-JIS	SEQ	FB	MO	C62BA10J	2800	年次 (数回)	パンチ業者	1,500	15	0.07GB	2表パンチデータマージプロセスの入力データ(確定申告書A 第二表)
6	確定申告書B第二表パンチ データ	入力	MC6KAKUSHINB2HYO.d at	C620F033.fm	S-JIS	SEQ	FB	MO	C62BA10J	3800	年次 (数回)	パンチ業者	1,500	15	0.09GB	2表パンチデータマージプロセスの入力データ(確定申告書B 第二表)

資料名	給報総括表パンチデータ	コピー登録集		レコード長	1800	説明	総括表、給与支払報告書をパンチする。 1事業所分で総括表(1枚)と給与支払報告書(複数枚)の順番とする。 総括表無し分の給報には全体で1枚の総括表が表紙として添付して添付番号はALL9とする。 1 / 1							
ファイル名	MC6KYUHO.dat	セットアップJCL												
レベル	No.	項目名	帳票上の番号	繰返し数	項目属性	桁数	長さ	開始位置	パンチ時の留意項目				パンチ入力条件(注意事項等)	
									必須項目	パンチ上		未記入時		
										サイン付き項目	前ゼロ	全桁ゼロ		全桁空白
01	1	給報総括表パンチデータ						1	/	/	/	/		
03	2	カードNO	1		X	1	1	1	○	-	-	-	-	「0」固定
03	3	資料種別	2		X	3	3	2	○	-	-	-	-	「301」固定
03	4	資料番号						5	/	/	/	/		
05	5	資料番号	3		X	10	10	5	○	-	○	-	-	※別添1-2を参照
03	6	キー情報						15	/	/	/	/		
05	7	指定番号	4		X	10	10	15	○	-	○	-	○	指定番号をパンチ
05	8	宛名番号	-		X	11	11	25		-	-	-	○	未使用(空白固定)
05	9	余白	-		X	5	5	36		-	-	-	○	未使用(空白固定)
03	10	受給者総人員	-		X	6	6	41		-	-	-	○	未使用(空白固定)
03	11	人員報告欄						47	/	/	/	/		
05	12	特別徴収(給与天引)	5		X	5	5	47		-	○	-	○	特別徴収の報告人員をパンチ
05	13	普通徴収(個人納付)	-		X	5	5	52		-	-	-	○	未使用(空白固定)
05	14	退職	6		X	5	5	57		-	○	-	○	普通徴収(退職)の報告人員をパンチ
05	15	乙欄	7		X	5	5	62		-	○	-	○	普通徴収(乙欄等)の報告人員をパンチ
05	16	合計	8		X	5	5	67		-	○	-	○	計の報告人員をパンチ
03	17	納入書送付区分	-		X	1	1	72		-	-	-	○	未使用(空白固定)
03	18	自治体コード	9		X	5	5	73		-	-	-	○	「27210」(枚方市)固定
03	19	事業所徴収希望区分	-		X	1	1	78		-	-	○	-	未使用(「0」固定)
03	20	給与支払者番号	10		X	13	13	79		-	-	-	○	記載されている個人番号又は法人番号をパンチ ※1桁目が空白(個人事業主)の場合、1桁目は空白をパンチ
03	21	余白	-		X	1709	1709	92		-	-	-	○	未使用(空白固定)

資料名	給報パンチデータ	コピー登録集		レコード長	1800	説明	総括表、給与支払報告書をパンチする。 1事業所分で総括表(1枚)と給与支払報告書(複数枚)の順番とする。							
ファイル名	MC6KYUHO.dat	セットアップJCL												1 / 6
レベル	No.	項目名	帳票上の番号	繰返し数	項目属性	桁数	長さ	開始位置	パンチ時の留意項目				パンチ入力条件(注意事項等)	
									必須項目	パンチ上		未記入時		
								サイン付き項目		前ゼロ	全桁ゼロ	全桁空白		
01	1	給報パンチデータ						1						
03	2	カードNO	1		X	1	1	1	○	-	-	-	-	「1」固定
03	3	資料種別	2		X	3	3	2	○	-	-	-	-	「301」固定
03	4	資料番号						5						
05	5	資料番号	3		X	10	10	5	○	-	○	-	-	※別添1-2を参照
03	6	キー情報						15						
05	7	指定番号	4		X	10	10	15		-	○	-	○	総括表の指定番号をパンチ
05	8	個人番号	-		X	5	5	25		-	-	-	○	未使用(空白固定)
03	9	受給者番号	5		X	25	25	30		-	-	-	○	半角でパンチ
03	10	氏名カナ	6		X	25	25	55		-	-	-	○	半角カナでパンチ ※姓名間は半角スペース1文字分をパンチ。
03	11	給与支払金額	7		X	11	11	80		-	○	-	○	支払金額をパンチ
03	12	給与所得控除後の金額	8		X	11	11	91		-	○	-	○	給与所得控除後の金額(調整控除後)を前ゼロパンチ
03	13	所得税控除の額の合計	9		X	11	11	102		-	○	-	○	所得税控除の額の合計額をパンチ
03	14	源泉徴収税額	10		X	11	11	113		-	○	-	○	源泉徴収税額をパンチ
03	15	控配情報						124						
05	16	控配	11		X	1	1	124		-	-	-	○	(源泉)控除対象配偶者の有無等有に何か印字されている場合は「1」をパンチ、それ以外の場合、空白をパンチ
05	17	老配	12		X	1	1	125		-	-	-	○	(源泉)控除対象配偶者の有無等老人に何か印字されている場合は「1」をパンチ、それ以外の場合、空白をパンチ
03	18	所得税配特控除	13		X	11	11	126		-	○	-	○	配偶者特別控除の額をパンチ
03	19	扶養人数情報						137						
05	20	扶養特定人数	14		X	1	1	137		-	-	-	○	特定扶養者の人数をパンチ
05	21	扶養同老人数	15		X	1	1	138		-	-	-	○	老人扶養者のうち同居直系尊属の人数をパンチ
05	22	扶養老人数	16		X	1	1	139		-	-	-	○	老人扶養者の人数をパンチ
05	23	扶養他人数	17		X	2	2	140		-	○	-	○	その他の控除対象扶養親族の人数をパンチ
03	24	障害人数情報						142						
05	25	障害同特人数	18		X	1	1	142		-	-	-	○	特別障害者のうち、同居している方の人数をパンチ
05	26	障害特人数	19		X	1	1	143		-	-	-	○	扶養親族(配偶者含む)のうち、特別障害者の人数をパンチ

資料名		給報パンチデータ	コピー登録集		レコード長	1800	説明	総括表、給与支払報告書をパンチする。 1事業所分で総括表(1枚)と給与支払報告書(複数枚)の順番とする。							
ファイル名		MC6KYUHO.dat	セットアップJCL											2 / 6	
レベル	No.	項目名		帳票上の番号	繰返し数	項目属性	桁数	長さ	開始位置	パンチ時の留意項目				パンチ入力条件(注意事項等)	
										必須項目	パンチ上		未記入時		
											サイン付き項目	前ゼロ	全桁ゼロ		全桁空白
05	27		障害他人数	20		X	1	1	144		-	-	-	○	扶養親族(配偶者含む)のうち、普通障害者の人数をパンチ
03	28		社会保険料金額	21		X	11	11	145		-	○	-	○	社会保険料(下段)の数字を前ゼロパンチ
03	29		共済等掛金控除	22		X	11	11	156		-	○	-	○	社会保険料(上段(内書分))の数字を前ゼロパンチ
03	30		所得税生保控除	23		X	11	11	167		-	○	-	○	生命保険料の控除額をパンチ
03	31		所得税地保控除	24		X	11	11	178		-	○	-	○	地震保険料の控除額をパンチ
03	32		住宅取得控除	25		X	11	11	189		-	○	-	○	住宅借入金等特別控除の額をパンチ
03	33		配偶者合計所得	26		X	11	11	200		-	○	-	○	配偶者の合計所得をパンチ
03	34		新一般生保支払	27		X	11	11	211		-	○	-	○	新生命保険料の金額をパンチ
03	35		一般生保支払	28		X	11	11	222		-	○	-	○	旧生命保険料の金額をパンチ
03	36		介護医療保険料支払	29		X	11	11	233		-	○	-	○	介護医療保険料の金額をパンチ
03	37		新個人年金支払	30		X	11	11	244		-	○	-	○	新個人年金保険料の金額をパンチ
03	38		個人年金支払	31		X	11	11	255		-	○	-	○	旧個人年金保険料の金額をパンチ
03	39		長期損保支払	32		X	11	11	266		-	○	-	○	旧長期損害保険料の金額をパンチ
03	40		予備1	-		X	1	1	277		-	-	-	○	未使用(空白固定)
03	41		扶養年少人数	33		X	2	2	278		-	○	-	○	16歳未満扶養親族の人数をパンチ
03	42		未成年	34		X	1	1	280		-	-	-	○	何か印字されている場合は「1」をパンチ
03	43		外国人	35		X	1	1	281		-	-	-	○	何か印字されている場合は「1」をパンチ
03	44		死亡退職	36		X	1	1	282		-	-	-	○	何か印字されている場合は「1」をパンチ
03	45		災害者	37		X	1	1	283		-	-	-	○	未使用(空白固定)
03	46		乙欄	38		X	1	1	284		-	-	-	○	何か印字されている場合は「1」をパンチ
03	47		本人特障	39		X	1	1	285		-	-	-	○	何か印字されている場合は「1」をパンチ
03	48		本人他障	40		X	1	1	286		-	-	-	○	何か印字されている場合は「1」をパンチ
03	49		予備2	-		X	1	1	287		-	-	-	○	未使用(空白固定)
03	50		寡婦一般	41		X	1	1	288		-	-	-	○	何か印字されている場合は「1」をパンチ
03	51		寡婦特別	42		X	1	1	289		-	-	-	○	未使用(空白固定)
03	52		寡夫	43		X	1	1	290		-	-	-	○	未使用(空白固定)
03	53		勤労学生	44		X	1	1	291		-	-	-	○	何か印字されている場合は「1」をパンチ

資料名		給報パンチデータ	コピー登録集		レコード長	1800	説明	総括表、給与支払報告書をパンチする。 1事業所分で総括表(1枚)と給与支払報告書(複数枚)の順番とする。						
ファイル名		MC6KYUHO.dat	セットアップJCL											3 / 6
レベル	No.	項目名	帳票上の番号	繰返し数	項目属性	桁数	長さ	開始位置	パンチ時の留意項目				パンチ入力条件(注意事項等)	
									必須項目	パンチ上		未記入時		
										サイン付き項目	前ゼロ	全桁ゼロ		全桁空白
03	54	就職	(45-1)		X	1	1	292		-	-	-	○	就職か退職に何か印字されている場合は「1」をパンチし、年月日もパンチ。年、月、日は1桁の時は各々前ゼロでパンチ。 ※中途就退年月日は、年号を除く和暦年月日をパンチ。
03	55	退職	45 (45-2)		X	1	1	293		-	-	-	○	
03	56	中途就退年月日	(45-3)		X	6	6	294		-	○	-	○	
03	57	生年月日	46		X	7	7	300		-	○	-	○	年号を明治=1, 大正=2, 昭和=3, 平成=4, 令和=5 に読替え。 年月日は記載されている数字をパンチ。 年、月、日は1桁の時は各々前ゼロでパンチ
03	58	住宅取得控除可能額	47		X	11	11	307		-	○	-	○	住宅借入金等特別控除可能額を前ゼロパンチ
03	59	年調未済	-		X	1	1	318		-	-	-	○	未使用(空白固定)
03	60	前職給与支払額	49		X	11	11	319		-	○	-	○	摘要欄に「前職給与支払者」の記入が有る時、その「給与支払額」を前ゼロでパンチ
03	61	前職社会保険料	53		X	11	11	330		-	-	-	○	「前職社会保険料」の記入がある時、その「前職社会保険料」を前ゼロでパンチ
03	62	前職源泉徴収税額	-		X	11	11	341		-	-	-	○	未使用(空白固定)
03	63	本人専従区分	52		X	1	1	352		-	-	-	○	摘要欄に「赤丸専」が有る時「1」をパンチ
03	64	普徴希望	37		X	1	1	353		-	-	-	○	摘要欄に普徴のスタンプがあれば「1」をパンチ
03	65	控除対象配偶者・扶養親族		10				354		/	/	/	/	
05	66	扶養者氏名	65		N	15	30			-	-	-	○	未使用(空白固定)
03	67	その他摘要	-		N	30	60	654		-	-	-	○	未使用(空白固定)
03	68	国民年金支払額	-		X	11	11	714		-	-	-	○	未使用(空白固定)
03	69	居住開始年月日	57		X	7	7	725		-	-	-	○	居住開始年月日(1回目)をパンチ 年号を明治=1, 大正=2, 昭和=3, 平成=4, 令和=5 に読替え。 年月日は記載されている数字をパンチ。年、月、日は1桁の時は各々前ゼロでパンチ 元号の記載がない場合、「0」(システム自動設定用)をパンチ

資料名		給報パンチデータ	コピー登録集		レコード長	1800	説明	総括表、給与支払報告書をパンチする。 1事業所分で総括表(1枚)と給与支払報告書(複数枚)の順番とする。						
ファイル名		MC6KYUHO.dat	セットアップJCL											4 / 6
レベル	No.	項目名	帳票上の番号	繰返し数	項目属性	桁数	長さ	開始位置	パンチ時の留意項目				パンチ入力条件(注意事項等)	
									必須項目	パンチ上		未記入時		
										サイン付き項目	前ゼロ	全桁ゼロ		全桁空白
03	70	住宅借入金等特別控除区分	58		X	2	2	732		-	-	-	○	住宅借入金等特別控除区分(1回目)に記載してある記号に合わせてパンチ 住のみ記載がある場合=「01」をパンチ 認のみ記載がある場合=「02」をパンチ 増のみ記載がある場合=「03」をパンチ 震のみ記載がある場合=「04」をパンチ 住と特定(*1)の記載がある場合=「11」をパンチ 認と特定(*1)の記載がある場合=「12」をパンチ 増と特定(*1)の記載がある場合=「13」をパンチ 特定(*1)のみ記載がある場合=「11」をパンチ 住と特別特定(*2)の記載がある場合=「21」をパンチ 認と特別特定(*2)の記載がある場合=「22」をパンチ 震と特別特定(*2)の記載がある場合=「24」をパンチ 特別特定(*2)のみ記載がある場合=「21」をパンチ *1 特定取得の場合、「(特)」と記載される。 *2 特別特定取得の場合、「(特特)」と記載される。
03	71	宛名番号	-		X	11	11	734		-	-	-	○	未使用(空白固定)
03	72	自治体コード	59		X	5	5	745		-	-	-	○	「27210」(枚方市)固定
03	73	条約免除	60		X	1	1	750		-	-	-	○	摘要欄に「租税条約」の記入が有る時、「1」をパンチ
03	74	訂正区分	90		X	1	1	751		-	-	-	○	総括表に「訂正分」の記載がある場合に「1」をパンチ
03	75	納税者個人番号	61		X	12	12	752		-	○	-	○	納税者の個人番号に記載がある場合
03	76	控除対象配偶者								/	/	/	/	
05	77	控除対象配偶者個人番号	62		X	12	12	764		-	○	-	○	(源泉・特別)控除対象配偶者の個人番号に記載がある場合
05	78	控除対象配偶者入力カナ氏名	63		X	30	30	776		-	-	-	○	半角カナでパンチ ※姓名間は半角スペース1文字分をパンチ。
05	79	控除対象配偶者入力氏名	-		N	15	30	806		-	-	-	○	未使用(空白固定)
05	80	控除対象配偶者予備領域	-		X	20	20	836		-	-	-	○	未使用(空白固定)

資料名		給報パンチデータ	コピー登録集		レコード長	1800	説明	総括表、給与支払報告書をパンチする。 1事業所分で総括表(1枚)と給与支払報告書(複数枚)の順番とする。						
ファイル名		MC6KYUHO.dat	セットアップJCL											5 / 6
レベル	No.	項目名	帳票上の番号	繰返し数	項目属性	桁数	長さ	開始位置	パンチ時の留意項目				パンチ入力条件(注意事項等)	
									必須項目	パンチ上		未記入時		
										サイン付き項目	前ゼロ	全桁ゼロ		全桁空白
03	81	扶養親族控除対象		4				856	/	/	/	/		
05	82	扶養親族控除対象個人番号	64		X	12	12		-	○	-	○	扶養親族控除対象の個人番号に記載がある場合	
05	83	扶養親族控除対象入力カナ氏名	65		X	30	30		-	-	-	○	半角カナでパンチ ※姓名間は半角スペース1文字分をパンチ。	
05	84	扶養親族控除対象入力氏名	-		N	15	30		-	-	-	○	未使用(空白固定)	
05	85	扶養親族控除対象予備領域	-		X	20	20		-	-	-	○	未使用(空白固定)	
03	86	16歳未満の扶養親族		4				1224	/	/	/	/		
05	87	16歳未満扶養親族個人番号	66		X	12	12		-	○	-	○	16歳未満の扶養親族の個人番号に記載がある場合	
05	88	16歳未満扶養親族入力カナ氏名	67		X	30	30		-	-	-	○	半角カナでパンチ ※姓名間は半角スペース1文字分をパンチ。	
05	89	16歳未満扶養親族入力氏名	-		N	15	30		-	-	-	○	未使用(空白固定)	
05	90	16歳未満扶養親族予備領域	-		X	20	20		-	-	-	○	未使用(空白固定)	
03	91	給与支払者番号	68		X	13	13	1592	-	-	-	○	記入されている個人番号又は法人番号をパンチ ※1桁目が空白の場合、1桁目は空白をパンチ	
03	92	居住開始年月日2	69		X	7	7	1605	-	-	-	○	居住開始年月日(2回目)をパンチ 年号を明治=1, 大正=2, 昭和=3, 平成=4, 令和=5 に読替え。 年月日は記載されている数字をパンチ。年、月、日は1桁の時は 各々前ゼロでパンチ 元号の記載がない場合、「0」(システム自動設定用)をパンチ	

資料名		給報パンチデータ	コピー登録集		レコード長	1800	説明	総括表、給与支払報告書をパンチする。 1事業所分で総括表(1枚)と給与支払報告書(複数枚)の順番とする。						
ファイル名		MC6KYUHO.dat	セットアップJCL											6 / 6
レベル	No.	項目名	帳票上の番号	繰返し数	項目属性	桁数	長さ	開始位置	パンチ時の留意項目				パンチ入力条件(注意事項等)	
									必須項目	パンチ上		未記入時		
										サイン付き項目	前ゼロ	全桁ゼロ		全桁空白
03	93	住宅借入金等特別控除区分	70		X	2	2	1612		-	-	-	○	住宅借入金等特別控除区分(2回目)に記載してある記号に合わせてパンチ 住のみ記載がある場合=「01」をパンチ 認のみ記載がある場合=「02」をパンチ 増のみ記載がある場合=「03」をパンチ 震のみ記載がある場合=「04」をパンチ 住と特定(*1)の記載がある場合=「11」をパンチ 認と特定(*1)の記載がある場合=「12」をパンチ 増と特定(*1)の記載がある場合=「13」をパンチ 特定(*1)のみ記載がある場合=「11」をパンチ 住と特別特定(*2)の記載がある場合=「21」をパンチ 認と特別特定(*2)の記載がある場合=「22」をパンチ 震と特別特定(*2)の記載がある場合=「24」をパンチ 特別特定(*2)のみ記載がある場合=「21」をパンチ *1 特定取得の場合、「(特)」と記載される。 *2 特別特定取得の場合、「(特特)」と記載される。
03	94	同一生計配偶者	71		X	1	1	1614		-	-	-	○	摘要欄に「同配」、「同一」の記入が有る時、「1」をパンチ
03	95	基礎控除の額	72		X	11	11	1615		-	○	-	○	
03	96	所得金額調整控除額	73		X	11	11	1626		-	○	-	○	所得金額調整控除額を前ゼロパンチ
03	97	ひとり親	74		X	1	1	1637		-	-	-	○	何か印字されている場合は「1」をパンチ
03	98	旧寡フ区分	75		X	1	1	1638		-	-	-	○	摘要欄に「旧寡婦」の記入が有る時、「1」をパンチ 摘要欄に「旧特別の寡婦」の記入が有る時、「2」をパンチ 摘要欄に「旧寡夫」の記入が有る時、「3」をパンチ
03	99	余白	-		X	162	162	1639		-	-	-	○	未使用(空白固定)

資料名	住民税申告書パンチデータ		コピー登録集		レコード長	3700	説明	住民税申告書(カード欄内容のパンチを含む)をパンチする。 ※パンチ時の留意項目のサイン付き項目のパンチ方法については、別シート「【補足説明】サイン付き項目設定」を参照						
ファイル名	MC6JYUSHIN.dat		セットアップJCL											1 / 8
レベル	No.	項目名	帳票上の番号	繰返し数	項目属性	桁数	長さ	開始位置	パンチ時の留意項目				パンチ入力条件(注意事項等)	
									必須項目	パンチ上		未記入時		
										サイン付き項目	前ゼロ	全桁ゼロ		全桁空白
01	1	住民税申告書パンチデータ						1	/	/	/	/		
03	2	ヘッダ情報						1	/	/	/	/		
05	3	年分			X	2	2	1	○	-	○	-	-	年分を設定。
05	4	資料種別	1		X	3	3	3	○	-	-	-	-	「201」固定
05	5	宛名番号	2		X	11	11	6	-	○	-	○		お問合せ番号をパンチ
05	6	自治体コード			X	5	5	17	○	-	-	-	-	「27210」(枚方市)固定
05	7	資料番号						22	/	/	/	/		
07	8	資料番号	3		X	10	10	22	○	-	○	-	-	印字された資料番号10桁をパンチ
03	9	カナ氏名	4		X	25	25	32	-	-	-	○		半角カナでパンチ ※姓名間は半角スペース1文字分をパンチ。
03	10	元号	5		X	1	1	57	-	-	-	○		年号を明治=1, 大正=2, 昭和=3, 平成=4, 令和=5 に読替え。
03	11	生年月日	6		X	6	6	58	-	-	-	○		年月日は記載されている数字。 年、月、日は1桁の時は各々前ゼロ。
03	12	余白	-		X	1	1	64	-	-	-	-		未使用(空白固定)
03	13	所得控除情報		50				65	/	/	/	/		データ欄(金額欄)に金額の記入があった場合のみ所得控除コードと所得控除金額をパンチ。 ※カ、キ、コ～シ、①～⑤、⑧～⑩、⑫～⑯、⑳「国控除計」以外はパンチしない。※㉔は未使用だが「8486:所得控除計(国税入力値)」としてパッケージ標準機能を維持しておく。
05	14	所得控除コード	7		X	2	2		-	○	-	○		所得控除コードとは住民税申告書に○付きの数字及びカナの項目。 ○付きの数字は、前ゼロでパンチ、カナの項目は、半角カナでパンチ。 例) 給与収入の場合、「カ」もしくは「カ」をパンチ 営業等所得の場合、「1」もしくは「1」もしくは「01」をパンチ
05	15	所得控除金額	7		S9	11	11		○	○	-	○		サイン付きデータあり ※所得控除コード:カ(給与収入)の入力については、「RD07-C6特化業務説明書(0260.当初入力.住民税申告書の所得控除カード入力).xls」の「※2給与収入、その他給与収入、専従者給与収入の入力について」を参照
03	16	新生命保険料の支払額	8		S9	9	9	715	○	○	-	○		サイン付きデータあり
03	17	生命保険料の支払額	9		S9	9	9	724	○	○	-	○		サイン付きデータあり
03	18	新個人年金保険料の支払額	10		S9	9	9	733	○	○	-	○		サイン付きデータあり

資料名		住民税申告書パンチデータ	コピー登録集		レコード長	3700	説明	住民税申告書(カード欄内容のパンチを含む)をパンチする。 ※パンチ時の留意項目のサイン付き項目のパンチ方法については、別シート【補足説明】_サイン付き項目設定を参照 2 / 8						
ファイル名		MC6JYUSHIN.dat		セットアップJCL										
レベル	No.	項目名	帳票上の番号	繰返し数	項目属性	桁数	長さ	開始位置	必須項目	パンチ時の留意項目				パンチ入力条件(注意事項等)
										パンチ上		未記入時		
										サイン付き項目	前ゼロ	全桁ゼロ	全桁空白	
03	19	個人年金保険料の支払額	11		S9	9	9	742		○	○	—	○	サイン付きデータあり
03	20	介護医療保険料の支払額	12		S9	9	9	751		○	○	—	○	サイン付きデータあり
03	21	長期損害保険料の支払額	—		S9	9	9	760		—	—	—	○	未使用(空白固定)
03	22	旧長期損害保険料の支払額	13		S9	9	9	769		○	○	—	○	サイン付きデータあり
03	23	寄附金支払額	—		S9	9	9	778		—	—	—	○	未使用(空白固定)
03	24	勤労学生区分	14		X	1	1	787		—	—	—	○	チェックがあれば「1」をパンチ
03	25	配偶者氏名	—		N	15	30	788		—	—	—	○	未使用(空白固定)
03	26	配偶者生年月日	15		X	7	7	818		—	—	—	○	年号を明治=1, 大正=2, 昭和=3, 平成=4, 令和=5 に読替え。 年月日は記入されている数字をパンチ。 年、月、日は1桁の時は各々前ゼロでパンチ
03	27	配偶者合計所得	16		S9	9	9	825		○	○	—	○	サイン付きデータあり
03	28	扶養控除情報		10				834	/	/	/	/	/	最大10件までパンチ
05	29	扶養者氏名	—		N	15	30			—	—	—	○	未使用(空白固定)
05	30	扶養者生年月日	17		X	7	7			—	—	—	○	年号を明治=1, 大正=2, 昭和=3, 平成=4, 令和=5 に読替え。 年月日は記入されている数字をパンチ。 年、月、日は1桁の時は各々前ゼロでパンチ
03	31	事業専従者情報		5				1204	/	/	/	/	/	最大5件までパンチ
05	32	専従者氏名	—		N	15	30			—	—	—	○	未使用(空白固定)
05	33	専従者生年月日	18		X	7	7			—	—	—	○	未使用(空白固定) ※「事業専従者に関する事項」が裏面にあるためパンチしない。
05	34	専従者給与控除額	19		S9	9	9			—	—	—	○	
03	35	専従者合計額	20		S9	9	9	1434		—	—	—	○	
03	36	所得税における青色申告の承認の有無	—		X	1	1	1443		—	—	—	○	未使用(空白固定)
03	37	徴収希望	21		X	1	1	1444		—	—	—	○	給与所得以外の住民税の徴収方法の選択に 給与から差引きに何か記載(チェック)されている場合は「1」 自分で納付に何か記載(チェック)されている場合は「2」 それ以外は「空白」をパンチ

資料名	住民税申告書パンチデータ		コピー登録集		レコード長	3700	説明	住民税申告書(カード欄内容のパンチを含む)をパンチする。 ※パンチ時の留意項目のサイン付き項目のパンチ方法については、別シート「【補足説明】サイン付き項目設定」を参照						
ファイル名	MC6JYUSHIN.dat		セットアップJCL											3 / 8
レベル	No.	項目名	帳票上の番号	繰返し数	項目属性	桁数	長さ	開始位置	必須項目	パンチ時の留意項目				パンチ入力条件(注意事項等)
										パンチ上		未記入時		
										サイン付き項目	前ゼロ	全桁ゼロ	全桁空白	
03	38	公共寄附金支払額	51		S9	11	11	1445		○	○	-	○	都道府県・市区町村(特例控除対象)をパンチ。 (平成21年度追加)
03	39	他寄附金支払額	52		S9	11	11	1456		○	○	-	○	大阪府共同募金会または日本赤十字社大阪府支部 都道府県・市区町村(特例控除対象以外)をパンチ。 (平成21年度追加)
03	40	市一寄附金支払額	53-2		S9	11	11	1467		○	○	-	○	大阪府・枚方市条例指定分をパンチ (平成21年度追加)
03	41	県一寄附金支払額	53-1		S9	11	11	1478		○	○	-	○	大阪府・枚方市条例指定分をパンチ (平成21年度追加)
03	42	シール所得情報		20				1489		/	/	/	/	
05	43	シール所得控除コード	-		X	4	4			-	-	-	○	未使用(空白固定)
05	44	シール所得控除金額	-		X	11	11			-	-	-	○	未使用(空白固定)
03	45	カード情報								/	/	/	/	
05	46	カード所得控除情報		16				1789		/	/	/	/	データ欄(金額欄)に金額の記入があった場合のみ所得控除コードと所得控除金額をパンチ。
07	47	カード所得控除コード	49		X	4	4			-	-	-	○	金額がある場合、所得控除コード(4桁数字)をパンチ
07	48	カード所得控除金額	50		S9	11	11			○	○	-	○	サイン付きデータあり ※ALL"9"記載の場合は、ゼロで資料登録されます。
05	49	その他雑所得	48		S9	11	11	2029		○	○	-	○	未使用(空白固定)
05	50	専従者情報						2040		/	/	/	/	
07	51	配専	28		X	1	1	2040		-	-	-	○	配専にチェックがある場合、「1」をパンチ
07	52	他専	29		X	2	2	2041		-	○	-	○	記載されている数字をパンチ ※ALL"9"記載の場合は、ゼロで資料登録されます。
05	53	調査区分						2043		/	/	/	/	
07	54	寄附	46		X	1	1	2043		-	-	-	○	"支払った医療費"に何か記入があれば「1」をパンチ

資料名	住民税申告書パンチデータ		コピー登録集		レコード長	3700	説明	住民税申告書(カード欄内容のパンチを含む)をパンチする。 ※パンチ時の留意項目のサイン付き項目のパンチ方法については、別シート「【補足説明】サイン付き項目設定」を参照 4 / 8						
ファイル名	MC6JYUSHIN.dat		セットアップJCL						パンチ時の留意項目				パンチ入力条件(注意事項等)	
レベル	No.	項目名	帳票上の番号	繰返し数	項目属性	桁数	長さ	開始位置	必須項目	パンチ上		未記入時		
										サイン付き項目	前ゼロ	全桁ゼロ		全桁空白
07	55	営申	47		X	1	1	2044		-	-	-	○	”地震保険料の計”に何か記入があれば「1」をパンチ
07	56	専従			X	1	1	2045		-	-	-	○	未使用(空白固定)
07	57	家内特			X	1	1	2046		-	-	-	○	
07	58	住控			X	1	1	2047		-	-	-	○	
05	59	配当所得内訳						2048		/	/	/	/	
07	60	無			X	1	1	2048		-	-	-	○	内訳金額については、バッチ処理後に、オンライン入力とする為、パンチを行わない。
07	61	1/2			X	1	1	2049		-	-	-	○	無、1/2、1/4については、空白固定。
07	62	1/4			X	1	1	2050		-	-	-	○	内配当所得金額には、ALL'0'設定する。
07	63	内配当所得金額			S9	11	11	2051		-	○	○	-	
05	64	控配	54		X	1	1	2062		-	-	-	○	控対配欄において、「 <input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(控除対象配偶者除く。)」にチェック有無にかかわらず有無のみに1が記載されている場合は1:控配をパンチ。有無と老に1が記載されている場合は、2:老配をパンチ。「 <input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(控除対象配偶者除く。)」にチェック有の場合かつ有無と老ともに空白の場合は6:同配をパンチ。※3:配障、4:老障、7:同障については、資料登録後オンライン対応を行う為、パンチデータとしては設定しない。
05	66	扶養親族情報						2063		/	/	/	/	
07	67	扶養特定人数	30		X	1	1	2063		-	-	-	○	記載されている数字をパンチ ※ALL"9"記載の場合は、ゼロで資料登録されます。
07	68	扶養同老人数	31		X	1	1	2064		-	-	-	○	記載されている数字をパンチ ※ALL"9"記載の場合は、ゼロで資料登録されます。
07	69	扶養老人数	32		X	1	1	2065		-	-	-	○	記載されている数字をパンチ ※ALL"9"記載の場合は、ゼロで資料登録されます。
07	70	扶養その他人数	33		X	1	1	2066		-	-	-	○	記載されている数字をパンチ ※ALL"9"記載の場合は、ゼロで資料登録されます。

資料名	住民税申告書パンチデータ		コピー登録集		レコード長	3700	説明	住民税申告書(カード欄内容のパンチを含む)をパンチする。 ※パンチ時の留意項目のサイン付き項目のパンチ方法については、別シート【補足説明】_サイン付き項目設定」を参照							
ファイル名	MC6JYUSHIN.dat		セットアップJCL												5 / 8
レベル	No.	項目名	帳票上の番号	繰返し数	項目属性	桁数	長さ	開始位置	必須項目	パンチ時の留意項目				パンチ入力条件(注意事項等)	
										パンチ上		未記入時			
										サイン付き項目	前ゼロ	全桁ゼロ	全桁空白		
07	71	扶養年少人数	34		X	1	1	2067		-	-	-	○	記載されている数字をパンチ ※ALL"9"記載の場合は、ゼロで資料登録されます。	
05	72	障害者情報						2068		/	/	/	/		
07	73	障害同特人数	35		X	1	1	2068		-	-	-	○	記載されている数字をパンチ ※ALL"9"記載の場合は、ゼロで資料登録されます。	
07	74	障害特人数	36		X	1	1	2069		-	-	-	○	記載されている数字をパンチ ※ALL"9"記載の場合は、ゼロで資料登録されます。	
07	75	障害他人数	37		X	1	1	2070		-	-	-	○	記載されている数字をパンチ ※ALL"9"記載の場合は、ゼロで資料登録されます。	
05	76	本人障害						2071		/	/	/	/		
07	77	普障	38		X	1	1	2071		-	-	-	○	何か記載があれば「1」をパンチ	
07	78	特障	39		X	1	1	2072		-	-	-	○	何か記載があれば「1」をパンチ	
05	79	寡婦控除						2073		/	/	/	/		
07	80	寡フ	40		X	1	1	2073		-	-	-	○	何か記載があれば「1」をパンチ	
07	81	寡特	41		X	1	1	2074		-	-	-	○	未使用(空白固定)	
07	82	寡夫	42		X	1	1	2075		-	-	-	○	未使用(空白固定)	
05	83	寡フ理由	43		X	1	1	2076		-	-	-	○	離婚の場合、1を設定。 離婚以外の場合、2を設定。 複数選択されている場合は、パンチしない。	
05	84	配偶者特別控除額	44		X	2	2	2077		-	○	-	○	配偶者特別控除額(国税値)の万の数値をパンチ。	
05	85	事業所家屋敷計算区分	-		X	1	1	2079		-	-	-	○	未使用(空白固定)	
05	86	本人特障	-		X	1	1	2080		-	-	-	○	未使用(空白固定)	
05	87	本人障害	-		X	1	1	2081		-	-	-	○	未使用(空白固定)	
05	88	寡婦一般	-		X	1	1	2082		-	-	-	○	未使用(空白固定)	
05	89	寡婦特別	-		X	1	1	2083		-	-	-	○	未使用(空白固定)	
05	90	寡夫	-		X	1	1	2084		-	-	-	○	未使用(空白固定)	
05	91	勤労学生	-		X	1	1	2085		-	-	-	○	未使用(空白固定)	

資料名	住民税申告書パンチデータ		コピー登録集		レコード長	3700	説明	住民税申告書(カード欄内容のパンチを含む)をパンチする。 ※パンチ時の留意項目のサイン付き項目のパンチ方法については、別シート「【補足説明】サイン付き項目設定」を参照						
ファイル名	MC6JYUSHIN.dat		セットアップJCL											6 / 8
レベル	No.	項目名	帳票上の番号	繰返し数	項目属性	桁数	長さ	開始位置	必須項目	パンチ時の留意項目				パンチ入力条件(注意事項等)
										パンチ上		未記入時		
										サイン付き項目	前ゼロ	全桁ゼロ	全桁空白	
05	92	訂正区分	45		X	1	1	2086		-	-	-	○	「訂正」に○の記載がある場合に「1」をパンチ
03	93	納税者個人番号	59		X	12	12	2087		-	○	-	○	納税者の個人番号に記載がある場合
03	94	控除対象配偶者						2099	/	/	/	/	/	
05	95	控除対象配偶者個人番号	60		X	12	12	2099		-	○	-	○	配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者の個人番号に記載がある場合
05	96	控除対象配偶者入力カナ氏名	61		X	30	30	2111		-	-	-	○	未使用(空白固定)
05	97	控除対象配偶者入力氏名	-		N	15	30	2141		-	-	-	○	未使用(空白固定)
05	98	控除対象配偶者予備領域	-		X	20	20	2171		-	-	-	○	未使用(空白固定)
03	99	扶養親族		10				2191	/	/	/	/	/	
05	100	扶養親族個人番号	62		X	12	12			-	○	-	○	扶養親族の個人番号に記載がある場合
05	101	扶養親族入力カナ氏名	63		X	30	30			-	-	-	○	未使用(空白固定)
05	102	扶養親族入力氏名	-		N	15	30			-	-	-	○	未使用(空白固定)
05	103	扶養親族予備領域	-		X	20	20			-	-	-	○	未使用(空白固定)
03	104	専従者		5				3111	/	/	/	/	/	

資料名	住民税申告書パンチデータ		コピー登録集		レコード長	3700	説明	住民税申告書(カード欄内容のパンチを含む)をパンチする。 ※パンチ時の留意項目のサイン付き項目のパンチ方法については、別シート「【補足説明】サイン付き項目設定」を参照 7 / 8						
ファイル名	MC6JYUSHIN.dat		セットアップJCL											
レベル	No.	項目名	帳票上の番号	繰返し数	項目属性	桁数	長さ	開始位置	必須項目	パンチ時の留意項目				パンチ入力条件(注意事項等)
										パンチ上		未記入時		
										サイン付き項目	前ゼロ	全桁ゼロ	全桁空白	
05	105	専従者個人番号	64		X	12	12			-	-	-	○	未使用(空白固定)
05	106	専従者入力カナ氏名	65		X	30	30			-	-	-	○	未使用(空白固定)
05	107	専従者入力氏名	-		N	15	30			-	-	-	○	未使用(空白固定)
05	108	専従者予備領域	-		X	20	20			-	-	-	○	未使用(空白固定)
03	109	総合譲渡・一時所得に関する情						3571	/	/	/	/	/	
05	110	総合短期譲渡差引金額	66		S9	11	11	3571		-	-	-	○	未使用(空白固定)
05	111	総合長期譲渡差引金額	67		S9	11	11	3582		-	-	-	○	未使用(空白固定)
05	112	一時所得差引金額	68		S9	11	11	3593		-	-	-	○	未使用(空白固定)
03	113	医療費特例控除区分	69		X	1	1	3604		-	-	-	○	記載されている数字をパンチ
03	114	所得金額調整控除に関する事項						3605	/	/	/	/	/	
03	115	所得金額調整入力カナ氏名	72		X	30	30	3605		-	-	-	○	未使用(空白固定)
03	116	所得金額調整個人番号	73		X	12	12	3635		-	-	-	○	未使用(空白固定)
03	117	所得金額調整続柄	74		N	5	10	3647		-	-	-	○	未使用(空白固定)
03	118	所得金額調整生年月日	75		X	7	7	3657		-	-	-	○	未使用(空白固定)
03	119	所得金額調整障害区分	76		X	1	1	3664		-	-	-	○	未使用(空白固定)
03	120	所得金額調整別居区分	77		X	1	1	3665		-	-	-	○	未使用(空白固定)
03	121	カード情報2						3666	/	/	/	/	/	
03	122	ひとり親母	78		X	1	1	3666		-	-	-	○	何か記載があれば「1」をパンチ
03	123	ひとり親父	79		X	1	1	3667		-	-	-	○	何か記載があれば「1」をパンチ

資料名		住民税申告書パンチデータ		コピー登録集				レコード長	3700	説明	住民税申告書(カード欄内容のパンチを含む)をパンチする。 ※パンチ時の留意項目のサイン付き項目のパンチ方法については、別シート「【補足説明】サイン付き項目設定」を参照 8 / 8				
ファイル名		MC6JYUSHIN.dat		セットアップJCL											
レベル	No.	項目名		帳票上の番号	繰返し数	項目属性	桁数	長さ	開始位置	必須項目	パンチ時の留意項目				パンチ入力条件(注意事項等)
											パンチ上		未記入時		
											サイン付き項目	前ゼロ	全桁ゼロ	全桁空白	
03	124		所得金額調整控除適用フラグ	80		X	1	1	3668		-	-	-	○	何か記載があれば「1」をパンチ
03	125		余白	-		X	32	32	3669		-	-	-	-	未使用(空白固定)

資料名	年金支払報告書パンチデータ		コピー登録集		レコード長	700	説明	年金支払報告書をパンチする。 ※パンチ時の留意項目のサイン付き項目のパンチ方法については、別シート「【補足説明】サイン付き項目設定」を参照 1 / 3						
ファイル名	MC6NENKINSHIHARAI		セットアップJCL											
レベル	No.	項目名	帳票上の番号	繰返し数	項目属性	桁数	長さ	開始位置	パンチ時の留意項目				パンチ入力条件(注意事項等)	
									必須項目	パンチ上		未記入時		
								サイン付き項目		前ゼロ	全桁ゼロ	全桁空白		
01	1	年金支払報告書パンチデータ						1						
03	2	資料種別	1		X	3	3	1	○	-	-	-	-	「501」固定
03	3	資料番号						4						
05	4	資料番号	2		X	10	10	4	○	-	○	-	-	※別添1-2を参照
03	5	指定番号	90		X	10	10	14		-	○	-	○	総括表より指定番号をパンチ
03	6	氏名カナ	3		X	25	25	24		-	-	-	○	半角カナでパンチ ※姓名間は半角スペース1文字分をパンチ。
03	7	生年月日	4		X	7	7	49		-	-	-	○	年号を明治=1, 大正=2, 昭和=3, 平成=4, 令和=5 に読替え。 年月日は記載されている数字をパンチ。 年、月、日は1桁の時は各々前ゼロでパンチ
03	8	支払金額1号	5		S9	11	11	56		○	○	-	○	サイン付きデータあり
03	9	源泉徴収税額1号	6		S9	11	11	67		○	○	-	○	サイン付きデータあり
03	10	支払金額2号	7		S9	11	11	78		○	○	-	○	サイン付きデータあり
03	11	源泉徴収税額2号	8		S9	11	11	89		○	○	-	○	サイン付きデータあり
03	12	支払金額3号	9		S9	11	11	100		○	○	-	○	サイン付きデータあり
03	13	源泉徴収税額3号	10		S9	11	11	111		○	○	-	○	サイン付きデータあり
03	14	支払金額4号	11		S9	11	11	122		○	○	-	○	サイン付きデータあり
03	15	源泉徴収税額4号	12		S9	11	11	133		○	○	-	○	サイン付きデータあり
03	16	本人特障	13		X	1	1	144		-	-	-	○	何か印字されている場合は「1」をパンチ
03	17	本人他障	14		X	1	1	145		-	-	-	○	何か印字されている場合は「1」をパンチ

資料名	年金支払報告書パンチデータ		コピー登録集		レコード長	700	説明	年金支払報告書をパンチする。 ※パンチ時の留意項目のサイン付き項目のパンチ方法については、別シート「【補足説明】サイン付き項目設定」を参照 2 / 3						
ファイル名	MC6NENKINSHIHARAI		セットアップJCL											
レベル	No.	項目名	帳票上の番号	繰返し数	項目属性	桁数	長さ	開始位置	必須項目	パンチ時の留意項目				パンチ入力条件(注意事項等)
										パンチ上		未記入時		
										サイン付き項目	前ゼロ	全桁ゼロ	全桁空白	
03	18	特別寡婦	15		X	1	1	146		—	—		○	何か印字されている場合は「1」をパンチ
03	19	寡婦寡夫	16		X	1	1	147		—	—		○	何か印字されている場合は「1」をパンチ
03	20	控配情報						148		/	/	/	/	
05	21	控配有	17		X	1	1	148		—	—	—	○	何か印字されている場合は「1」をパンチ
05	22	控配無	—		X	1	1	149		—	—	—	○	未使用(空白固定)
05	23	老控配	19		X	1	1	150		—	—	—	○	何か印字されている場合は「1」をパンチ
03	24	扶養人数情報						151		/	/	/	/	
05	25	扶養特定人数	20		X	1	1	151		—	—	—	○	
05	26	扶養老人人数	21		X	1	1	152		—	—	—	○	
05	27	扶養他人数	22		X	2	2	153		—	○	—	○	
03	28	障害者人数情報						155		/	/	/	/	
05	29	障害特人数	23		X	1	1	155		—	—	—	○	
05	30	障害同特人数	24		X	1	1	156		—	—	—	○	
05	31	障害他人数	25		X	1	1	157		—	—	—	○	
03	32	社会保険料控除	26		S9	11	11	158		○	○	—	○	サイン付きデータあり
03	33	宛名番号	27		X	11	11	169		—	—	—	○	未使用(空白固定)
03	34	自治体コード	28		X	5	5	180		—	—	—	○	「27210」(枚方市)固定
03	35	扶養年少人数	29		X	2	2	185		—	○	—	○	
03	36	訂正区分	91		X	1	1	187		—	—	—	○	総括表に「訂正分」の記載がある場合に「1」をパンチ
03	37	年分	92		X	2	2	188	○	—	○	—	—	年分をパンチ
03	38	納税者個人番号	30		X	12	12	190		—	○	—	○	納税者の個人番号に記載がある場合
03	39	控除対象配偶者								/	/	/	/	
05	40	控除対象配偶者個人番号	31		X	12	12	202		—	○	—	○	源泉控除対象配偶者の個人番号に記載がある場合
05	41	控除対象配偶者入力カナ氏名	32		X	30	30	214		—	—	—	○	半角カナでパンチ ※姓名間は半角スペース1文字分をパンチ。
05	42	控除対象配偶者入力氏名	—		N	15	30	244		—	—	—	○	未使用(空白固定)
05	43	控除対象配偶者予備領域	—		X	20	20	274		—	—	—	○	未使用(空白固定)

資料名	年金支払報告書パンチデータ		コピー登録集		レコード長	700	説明	年金支払報告書をパンチする。 ※パンチ時の留意項目のサイン付き項目のパンチ方法については、別シート「【補足説明】サイン付き項目設定」を参照 3 / 3						
ファイル名	MC6NENKINSHIHARAI		セットアップJCL											
レベル	No.	項目名	帳票上の番号	繰返し数	項目属性	桁数	長さ	開始位置	必須項目	パンチ時の留意項目				パンチ入力条件(注意事項等)
										パンチ上		未記入時		
										サイン付き項目	前ゼロ	全桁ゼロ	全桁空白	
03	44	扶養親族控除対象		2				294		/	/	/	/	
05	45	扶養親族控除対象個人番号	33		X	12	12			-	○	-	○	扶養親族控除対象の個人番号に記載がある場合
05	46	扶養親族控除対象入力カナ氏名	34		X	30	30			-	-	-	○	半角カナでパンチ ※姓名間は半角スペース1文字分をパンチ。
05	47	扶養親族控除対象入力氏名	-		N	15	30			-	-	-	○	未使用(空白固定)
05	48	扶養親族控除対象予備領域	-		X	20	20			-	-	-	○	未使用(空白固定)
03	49	16歳未満の扶養親族		2				478		/	/	/	/	
05	50	16歳未満扶養親族個人番号	35		X	12	12			-	○	-	○	16歳未満の扶養親族の個人番号に記載がある場合
05	51	16歳未満扶養親族入力カナ氏名	36		X	30	30			-	-	-	○	半角カナでパンチ ※姓名間は半角スペース1文字分をパンチ。
05	52	16歳未満扶養親族入力氏名	-		N	15	30			-	-	-	○	未使用(空白固定)
05	53	16歳未満扶養親族予備領域	-		X	20	20			-	-	-	○	未使用(空白固定)
03	54	配偶者合計所得	37		X	11	11	662		-	○	-	○	配偶者の合計所得をパンチ
03	55	余白			X	28	28	673		-	-	-	-	未使用(空白固定)

資料名		公的年金等支払報告年別内訳一覧表	コピー登録集			レコード長	700	説明	公的年金等支払報告年別内訳一覧表 ※パンチ時の留意項目のサイン付き項目のパンチ方法については、別シート「【補足説明】サイン付き項目設定」を参照 1 / 3					
ファイル名		MC6NENKINSHIHARAI		セットアップJCL										
レベル	No.	項目名	帳票上の番号	繰返し数	項目属性	桁数	長さ	開始位置	パンチ時の留意項目				パンチ入力条件(注意事項等)	
									必須項目	パンチ上		未記入時		
										サイン付き項目	前ゼロ	全桁ゼロ		全桁空白
01	1	年金支払報告書パンチデータ						1						
03	2	資料種別	—		X	3	3	1	○	—	—	—	—	「501」固定
03	3	資料番号						4						
05	4	資料番号	—		X	10	10	4	○	—	○	—	—	※別添1-2を参照
03	5	指定番号	—		X	10	10	14		—	○	—	○	「0020513709」固定をパンチ
03	6	氏名カナ	3		X	25	25	24		—	—	—	○	半角カナでパンチ ※姓名間は半角スペース1文字分をパンチ。
03	7	生年月日	4		X	7	7	49		—	—	—	○	年号を 7の場合、平成=4に読替え、 5の場合、昭和=3に読替え、 3の場合、大正=2に読替え、 1の場合、明治=1に読替え。 年月日は記載されている数字をパンチ。 年、月、日は1桁の時は各々前ゼロでパンチ
03	8	支払金額1号	5		S9	11	11	56		○	○	—	○	サイン付きデータあり
03	9	源泉徴収税額1号	—		S9	11	11	67		—	—	—	○	未使用(空白固定)
03	10	支払金額2号	—		S9	11	11	78		—	—	—	○	未使用(空白固定)
03	11	源泉徴収税額2号	—		S9	11	11	89		—	—	—	○	未使用(空白固定)
03	12	支払金額3号	—		S9	11	11	100		—	—	—	○	未使用(空白固定)
03	13	源泉徴収税額3号	—		S9	11	11	111		—	—	—	○	未使用(空白固定)
03	14	支払金額4号	—		S9	11	11	122		—	—	—	○	未使用(空白固定)
03	15	源泉徴収税額4号	—		S9	11	11	133		—	—	—	○	未使用(空白固定)
03	16	本人特障	11		X	1	1	144		—	—	—	○	何か印字されている場合は「1」をパンチ
03	17	本人他障	12		X	1	1	145		—	—	—	○	何か印字されている場合は「1」をパンチ

資料名	公的年金等支払報告年別内訳一覧表		コピー登録集		レコード長	700	説明	公的年金等支払報告年別内訳一覧表 ※パンチ時の留意項目のサイン付き項目のパンチ方法については、別シート「【補足説明】サイン付き項目設定」を参照 2 / 3						
ファイル名	MC6NENKINSHIHARAI		セットアップJCL											
レベル	No.	項目名	帳票上の番号	繰返し数	項目属性	桁数	長さ	開始位置	必須項目	パンチ時の留意項目				パンチ入力条件(注意事項等)
										パンチ上		未記入時		
										サイン付き項目	前ゼロ	全桁ゼロ	全桁空白	
03	18	特別寡婦	13		X	1	1	146		—	—		○	何か印字されている場合は「1」をパンチ
03	19	寡婦寡夫	14		X	1	1	147		—	—		○	何か印字されている場合は「1」をパンチ
03	20	控配情報						148		/	/	/	/	
05	21	控配有	15		X	1	1	148		—	—	—	○	何か印字されている場合は「1」をパンチ
05	22	控配無	16		X	1	1	149		—	—	—	○	何か印字されている場合は「1」をパンチ
05	23	老控配	17		X	1	1	150		—	—	—	○	何か印字されている場合は「1」をパンチ
03	24	扶養人数情報						151		/	/	/	/	
05	25	扶養特定人数	18		X	1	1	151		—	—	—	○	
05	26	扶養老人人数	19		X	1	1	152		—	—	—	○	
05	27	扶養他人数	20		X	2	2	153		—	○	—	○	
03	28	障害者人数情報						155		/	/	/	/	
05	29	障害特人数	21		X	1	1	155		—	—	—	○	
05	30	障害同特人数	22		X	1	1	156		—	—	—	○	内書された人数をパンチ
05	31	障害他人数	23		X	1	1	157		—	—	—	○	
03	32	社会保険料控除	—		S9	11	11	158		—	—	—	○	未使用(空白固定)
03	33	宛名番号	—		X	11	11	169		—	—	—	○	未使用(空白固定)
03	34	自治体コード	—		X	5	5	180		—	—	—	○	「27210」(枚方市)固定
03	35	扶養年少人数	27		X	2	2	185		—	○	—	○	
03	36	訂正区分	29		X	1	1	187		—	—	—	○	修正前支払金額に数字の記載がある場合に「1」をパンチ
03	37	年分	30		X	2	2	188	○	—	—	—	—	年分をパンチ
03	38	納税者個人番号	—		X	12	12	190		—	—	—	○	未使用(空白固定)
03	39	控除対象配偶者								/	/	/	/	
05	40	控除対象配偶者個人番号	—		X	12	12	202		—	○	—	○	未使用(空白固定)
05	41	控除対象配偶者入力カナ氏名	—		X	30	30	214		—	—	—	○	未使用(空白固定)
05	42	控除対象配偶者入力氏名	—		N	15	30	244		—	—	—	○	未使用(空白固定)

資料名	公的年金等支払報告年別内訳一覧表		コピー登録集		レコード長	700	説明	公的年金等支払報告年別内訳一覧表 ※パンチ時の留意項目のサイン付き項目のパンチ方法については、別シート「【補足説明】サイン付き項目設定」を参照 3 / 3						
ファイル名	MC6NENKINSHIHARAI		セットアップJCL						パンチ時の留意項目				パンチ入力条件(注意事項等)	
レベル	No.	項目名	帳票上の番号	繰返し数	項目属性	桁数	長さ	開始位置	必須項目	パンチ上		未記入時		
										サイン付き項目	前ゼロ	全桁ゼロ		全桁空白
05	43	控除対象配偶者予備領域	—		X	20	20	274		—	—	—	○	未使用(空白固定)
03	44	扶養親族控除対象		2				294		/	/	/	/	
05	45	扶養親族控除対象個人番号	—		X	12	12			—	○	—	○	未使用(空白固定)
05	46	扶養親族控除対象入力カナ氏名	—		X	30	30			—	—	—	○	未使用(空白固定)
05	47	扶養親族控除対象入力氏名	—		N	15	30			—	—	—	○	未使用(空白固定)
05	48	扶養親族控除対象予備領域	—		X	20	20			—	—	—	○	未使用(空白固定)
03	49	16歳未満の扶養親族		2				478		/	/	/	/	
05	50	16歳未満扶養親族個人番号	—		X	12	12			—	○	—	○	未使用(空白固定)
05	51	16歳未満扶養親族入力カナ氏名	—		X	30	30			—	—	—	○	未使用(空白固定)
05	52	16歳未満扶養親族入力氏名	—		N	15	30			—	—	—	○	未使用(空白固定)
05	53	16歳未満扶養親族予備領域	—		X	20	20			—	—	—	○	未使用(空白固定)
03	54	配偶者合計所得	31		X	11	11	662		—	○	—	○	配偶者の合計所得をパンチ
03	55	余白			X	28	28	673		—	—	—	—	未使用(空白固定)

資料名		確定申告書A第二表パンチデータ	コピー登録集	C620F031.fmt		レコード長	2800	説明	確定申告書A第二表の内容をパンチします。 不明瞭な為パンチできない項目があった場合、その項目を記載した付箋を添付して下さい。 又、必須項目に不備が有るなど、データを作成できなかった場合、“不作成”と記載した付箋を添付して下さい。												
ファイル名		MC6KAKUSHINA2HYO.dat	セットアップJCL						レベル	No.	項目名	帳票上の番号	繰返し数	項目属性	桁数	長さ	開始位置	パンチ時の留意項目			パンチ入力条件(注意事項等)
						必須項目	パンチ上	未記入時													
							前ゼロ	ALL'0'										ALL'S'			
01	1	確定申告書Aパンチデータ						1													
03	2	ヘッダ情報						1													
05	3	年分		(二表)①		X	2	2	1	○	○	-	-						年分をパンチ		
05	4	資料種別コード		-		X	3	3	3	○	-	-	-						「104」固定		
05	5	自治体コード		-		X	5	5	6	○	-	-	-						「27210」(枚方市)固定		
05	6	資料番号							11												
07	7	資料番号		(二表)③		X	10	10	11	○	○	-	-						※別添1-2を参照		
03	8	カナ氏名				X	25	25	21										未使用(空白固定) (国税連携支援システムにて入力済の為)		
03	9	元号				X	1	1	46		-								未使用(空白固定) (国税連携支援システムにて入力済の為)		
03	10	生年月日				X	6	6	47										未使用(空白固定) (国税連携支援システムにて入力済の為)		
03	11	性別				X	1	1	53		-								未使用(空白固定)		
03	12	納税者番号1				X	8	8	54		-								未使用(空白固定) (国税連携支援システムにて入力済の為)		
03	13	所得控除情報			50				62												
05	14	所得控除コード				X	2	2	62										未使用(空白固定) (国税連携支援システムにて入力済の為)		
05	15	所得控除金額				X	11	11	64		-	-							未使用(空白固定) (国税連携支援システムにて入力済の為)		
03	16	カード情報							712												
05	17	宛名番号				X	11	11	712										未使用(空白固定)		
05	18	資料区分				X	3	3	723										未使用(空白固定) (国税連携支援システムにて入力済の為)		
05	19	繰越損失(純損失)				X	11	11	726		-	-							未使用(空白固定) (確定申告書B様式のための項目の為)		

資料名		確定申告書A第二表パンチデータ	コピー登録集	C620F031.fmt		レコード長	2800	説明	確定申告書A第二表の内容をパンチします。 不明瞭な為パンチできない項目があった場合、その項目を記載した付箋を添付して下さい。 又、必須項目に不備が有るなど、データを作成できなかった場合、“不作成”と記載した付箋を添付して下さい。														
ファイル名		MC6KAKUSHINA2HYO.dat	セットアップJCL						項目名	帳票上の番号	繰返し数	項目属性	桁数	長さ	開始位置	パンチ時の留意項目			パンチ入力条件(注意事項等)				
レベル	No.																			必須項目	パンチ上	未記入時	
																					前ゼロ	ALL'0'	ALL'S'
05	20					X	11	11	737				—	—	○	未使用(空白固定) (確定申告書B様式のための項目の為)							
05	21					X	11	11	748				—	—	○	未使用(空白固定) (確定申告書B様式のための項目の為)							
05	22					X	11	11	759				—	—	○	未使用(空白固定)							
05	23												—	—	—								
07	24					X	1	1	770						○	未使用(空白固定) (確定申告書B様式のための項目の為)							
07	25					X	2	2	771				—		○	未使用(空白固定) (確定申告書B様式のための項目の為)							
05	26												—	—	—								
07	27					X	1	1	773						○	未使用(空白固定)							
07	28					X	1	1	774						○	未使用(空白固定)							
07	29					X	1	1	775						○	未使用(空白固定)							
07	30					X	1	1	776						○	未使用(空白固定)							
07	31					X	1	1	777						○	未使用(空白固定)							
07	32					X	1	1	778						○	未使用(空白固定)							
07	33					X	1	1	779						○	未使用(空白固定)							
07	34					X	1	1	780						○	未使用(空白固定)							
07	35					X	1	1	781						○	未使用(空白固定)							
05	36												—	—	—								

資料名		確定申告書A第二表パンチデータ	コピー登録集	C620F031.fmt		レコード長	2800	説明	確定申告書A第二表の内容をパンチします。 不明瞭な為パンチできない項目があった場合、その項目を記載した付箋を添付して下さい。 又、必須項目に不備が有るなど、データを作成できなかった場合、“不作成”と記載した付箋を添付して下さい。										
ファイル名		MC6KAKUSHINA2HYO.dat	セットアップJCL						レベル	No.	項目名	帳票上の番号	繰返し数	項目属性	桁数	長さ	開始位置	パンチ時の留意項目	
				必須項目	未記入時														
					パンチ上	前ゼロ	ALL'0'	ALL'S'											
07	37					X	1	1	782										内訳金額については、バッチ処理後に、オンライン入力とする為、パンチを行わない。 無、1/2、1/4については、空白固定。 内配当所得金額には、ALL'0'設定する。
07	38					X	1	1	783										
07	39					X	1	1	784										
07	40					X	11	11	785		○	○							
05	41	居住用マイナス													-	-	-		
07	42					X	1	1	796									○	未使用(空白固定) (確定申告書B様式のための項目の為)
07	43					X	1	1	797									○	未使用(空白固定) (確定申告書B様式のための項目の為)
05	44	扶養障害													-	-	-		
07	45					X	1	1	798									○	未使用(空白固定)(システム未使用項目)
07	46					X	1	1	799									○	未使用(空白固定)
05	47	本人障害													-	-	-		
07	48				(二表)⑫	X	1	1	800									○	○が付いていれば「1」をパンチ
07	49				(二表)⑬	X	1	1	801									○	○が付いていれば「1」をパンチ
05	50				(二表) ⑯⑰	X	1	1	802									○	空白をパンチする。
05	51					X	1	1	803									○	未使用(空白固定)(システム未使用項目)
05	52					X	1	1	804									○	未使用(空白固定)(システム未使用項目)

資料名		確定申告書A第二表パンチデータ	コピー登録集	C620F031.fmt		レコード長	2800	説明	確定申告書A第二表の内容をパンチします。 不明瞭な為パンチできない項目があった場合、その項目を記載した付箋を添付して下さい。 又、必須項目に不備が有るなど、データを作成できなかった場合、“不作成”と記載した付箋を添付して下さい。											
ファイル名		MC6KAKUSHINA2HYO.dat	セットアップJCL						レベル	No.	項目名		帳票上の番号	繰返し数	項目属性	桁数	長さ	開始位置	パンチ時の留意項目	
				必須項目	未記入時															
					パンチ上	前ゼロ	ALL'0'	ALL'S'												
05	53		生活扶助			X	1	1	805										○	未使用(空白固定)(システム未使用項目)
05	54		区分予備			X	1	1	806										○	未使用(空白固定)(システム未使用項目)
03	55		シール所得情報		10															
05	56		シール所得控除コード			X	4	4	807										○	未使用(空白固定)(システム未使用項目)
05	57		シール所得控除金額			X	11	11	811										○	未使用(空白固定)(システム未使用項目)
03	58		納税者番号2			X	8	8	957										○	未使用(空白固定)(システム未使用項目)
03	59		カナ氏名2			X	25	25	965										○	未使用(空白固定)(システム未使用項目)
03	60		居住開始年月日	(二表)31		X	7	7	990										○	特例適用条文等に居住開始年月日の記入が有る場合 年号を明治=1, 大正=2, 昭和=3, 平成=4, 令和=5 に読替えてパンチ。 年月日は記載されている数字。年、月、日は1桁の時は各々前ゼロ。 (平成22年法改正追加)
03	61		住宅借入金等特別控除区分	(二表)32		X	2	2	997										○	居住開始年月日とセットで記載してある記号に合わせてパンチ (特)のみ記載あり=「01」をパンチ (認)のみ記載あり=「02」をパンチ (増)・(断)のみ記載あり=「03」をパンチ 開始居住年月日○囲み=「04」をパンチ (多)=「13」をパンチ (特)の記載ありかつ(特定)の記載あり=「11」をパンチ (認)の記載ありかつ(特定)の記載あり=「12」をパンチ (増)・(断)の記載ありかつ(特定)の記載あり=「13」をパンチ (特)の記載ありかつ(特別特定)の記載あり=「21」をパンチ (認)の記載ありかつ(特別特定)の記載あり=「22」をパンチ (増)・(断)の記載ありかつ(特別特定)の記載あり=「13」をパンチ 開始居住年月日○囲みかつ(特別特定)の記載あり=「24」をパンチ (特定)のみ記載あり=「11」をパンチ (特別特定)のみ記載あり=「21」をパンチ

資料名		確定申告書A第二表パンチデータ	コピー登録集	C620F031.fmt		レコード長	2800	説明	確定申告書A第二表の内容をパンチします。 不明瞭な為パンチできない項目があった場合、その項目を記載した付箋を添付して下さい。 又、必須項目に不備が有るなど、データを作成できなかった場合、“不作成”と記載した付箋を添付して下さい。											
ファイル名		MC6KAKUSHINA2HYO.dat	セットアップJCL						レベル	No.	項目名	帳票上の番号	繰返し数	項目属性	桁数	長さ	開始位置	パンチ時の留意項目		
						必須項目	パンチ上											未記入時		
							前ゼロ	ALL'0'										ALL'S'		
03	62	住宅借入金等特定取得区分	(二表)55		X	1	1	999								○	居住開始年月日とセットで記載してある記号に合わせてパンチ(特定)＝「1」をパンチ (特別特定)＝「2」をパンチ ※課税年度が平成28年以降、パンチ省略時は、システム自動区分設定により、値を自動設定する。 システム自動区分設定については、「RD07-C6特化業務説明書(7791_課税計算_システム自動区分設定(否認・是認)).xls」の「7.住宅借入金等特定取得区分(コードID:C601170)」を参照			
03	63	徴収希望	(二表)33		X	1	1	1000								○	給与所得以外の住民税の徴収方法の選択に 給与から差引きに何か記載(チェック)されている場合は「1」 自分に納付に何か記載(チェック)されている場合は「2」 それ以外は空白をパンチ			
03	64	配当に関する住民税の特例	(二表)35		X	11	11	1001							○	○	サイン付きデータあり			
03	65	非居住者の特例			X	11	11	1012								○	未使用(空白固定)(システム未使用項目)			
03	66	配当割額控除額	(二表)36		X	9	9	1023							○	○	サイン付きデータあり(平成17年度追加)			
03	67	株式等譲渡所得割額控除額			X	9	9	1032								○	未使用(空白固定)			
03	68	別居の控除対象配偶者・扶養親族フラグ	(二表)34 (二表)76 (二表)78		X	1	1	1041								○	「上記の配偶者・親族・事業専従者のうち別居の者の氏名・住所」の「氏名」に記載がある場合 または 「配偶者や親族に関する事項」の1明細目(配偶)の同一と別居が設定されている場合に「1」をパンチ			
03	69	新一般生命保険料	(二表)41		X	9	9	1042							○	○	新生命保険料の金額の計をパンチ。サイン付きデータあり			
03	70	一般生命保険料	(二表)42		X	9	9	1051							○	○	旧生命保険料の金額の計をパンチ。サイン付きデータあり			
03	71	新個人年金保険料	(二表)43		X	9	9	1060							○	○	新個人年金保険料の金額の計をパンチ。サイン付きデータあり			
03	72	個人年金保険料	(二表)44		X	9	9	1069							○	○	旧個人年金保険料の金額の計をパンチ。サイン付きデータあり			
03	73	介護医療保険料	(二表)45		X	9	9	1078							○	○	介護医療保険料の金額の計をパンチ。サイン付きデータあり			
03	74	長期損害保険料			X	9	9	1087								○	未使用(空白固定)			
03	75	旧長期損害保険料の計	(二表)46		X	9	9	1096							○	○	旧長期保険料の計をパンチ。サイン付きデータあり			

資料名		確定申告書A第二表パンチデータ	コピー登録集	C620F031.fmt		レコード長	2800	説明	確定申告書A第二表の内容をパンチします。 不明瞭な為パンチできない項目があった場合、その項目を記載した付箋を添付して下さい。 又、必須項目に不備が有るなど、データを作成できなかった場合、“不作成”と記載した付箋を添付して下さい。										
ファイル名		MC6KAKUSHINA2HYO.dat	セットアップJCL						レベル	No.	項目名	帳票上の番号	繰返し数	項目属性	桁数	長さ	開始位置	パンチ時の留意項目	
						必須項目	パンチ上											未記入時	
							前ゼロ	ALL'0'										ALL'S'	
03	91	控除対象配偶者						1613	/	/	/	/							
03	92	控除対象配偶者個人番号				X	12	12	1613		-		○					未使用(空白固定)	
03	93	控除対象配偶者入力カナ氏名				N	15	30	1625				○					未使用(空白固定)	
03	94	控除対象配偶者入力氏名				N	15	30	1655				○					未使用(空白固定)	
03	95	控除対象配偶者予備領域				X	20	20	1685		-	-	-					未使用(空白固定)	
03	96	扶養親族控除対象			3				1705		/	/	/						
03	97	扶養親族控除対象個人番号				X	12	12			-		○					未使用(空白固定)	
03	98	扶養親族控除対象入力カナ氏名				N	15	30					○					未使用(空白固定)	
03	99	扶養親族控除対象入力氏名				N	15	30					○					未使用(空白固定)	
03	100	扶養親族控除対象予備領域				X	20	20			-	-	-					未使用(空白固定)	
03	101	16歳未満の扶養親族			3				1981		/	/	/						
03	102	16歳未満扶養親族個人番号				X	12	12			-		○					未使用(空白固定)	
03	103	16歳未満扶養親族入力カナ氏名				N	15	30					○					未使用(空白固定)	
03	104	16歳未満扶養親族入力氏名				N	15	30					○					未使用(空白固定)	
03	105	16歳未満扶養親族予備領域				X	20	20			-	-	-					未使用(空白固定)	
03	106	一時所得に関する情報							2257		/	/	/						

資料名		確定申告書A第二表パンチデータ	コピー登録集	C620F031.fmt		レコード長	2800	説明	確定申告書A第二表の内容をパンチします。 不明瞭な為パンチできない項目があった場合、その項目を記載した付箋を添付して下さい。 又、必須項目に不備が有るなど、データを作成できなかった場合、“不作成”と記載した付箋を添付して下さい。					
ファイル名		MC6KAKUSHINA2HYO.dat	セットアップJCL											
レベル	No.	項目名		帳票上の番号	繰返し数	項目属性	桁数	長さ	開始位置	パンチ時の留意項目			パンチ入力条件(注意事項等)	
										必須項目	未記入時			
									パンチ上		未記入時			
										前ゼロ	ALL'0'	ALL'S'		
03	107		一時所得差引金額	(二表)63		S9	11	11	2257		○	○		未使用(空白固定)
03	108		医療費特例控除区分	(一表)65		X	1	1	2268				○	未使用(空白固定)
03	109		同一生計配偶者区分	(二表)76		X	1	1	2269				○	配偶者や親族に関する事項の同一が設定されている場合、「1」をパンチ。
03	110		所得金額調整控除適用フラグ	(一表)80		X	1	1	2270		-	-	○	未使用(空白固定)
03	111		配偶者や親族に関する事項		6			0	2271		/	/	/	最大6件まで設定。 1件目は配偶者、2件目以降は扶養者を設定。 ※配偶者や親族に関する事項に配偶者が記載されていない場合は2件目から設定する。 また、扶養者が6件以上記載されている場合、6件目以降は設定しない。
05	112		配偶者親族氏名	(二表)71		N	15	30			-	-	○	未使用(空白固定)
05	113		配偶者親族個人番号	(二表)72		X	12	12			○	-	○	配偶者や親族に関する事項の個人番号をパンチ。
05	114		配偶者親族続柄	(二表)73		N	5	10			-	-	○	未使用(空白固定)
05	115		配偶者親族生年月日	(二表)74		X	7	7			-	-	○	配偶者や親族に関する事項の生年月日をパンチ。
05	116		配偶者親族障害者	(二表)75		X	1	1			-	-	○	配偶者や親族に関する事項の障が設定されている場合、「2」をパンチ。 配偶者や親族に関する事項の特障が設定されている場合、「1」をパンチ。
05	117		配偶者親族国外			X	1	1			-	-	○	未使用(空白固定)
05	118		配偶者親族年調			X	1	1			-	-	○	未使用(空白固定)

資料名		確定申告書A第二表パンチデータ	コピー登録集	C620F031.fmt		レコード長	2800	説明	確定申告書A第二表の内容をパンチします。 不明瞭な為パンチできない項目があった場合、その項目を記載した付箋を添付して下さい。 又、必須項目に不備が有るなど、データを作成できなかった場合、“不作成”と記載した付箋を添付して下さい。						
ファイル名		MC6KAKUSHINA2HYO.dat	セットアップJCL												
レベル	No.	項目名		帳票上の番号	繰返し数	項目属性	桁数	長さ	開始位置	パンチ時の留意項目			パンチ入力条件(注意事項等)		
										必須項目	未記入時				
											パンチ上	ALL'0'	ALL'S'		
05	119	配偶者親族同一生計配偶者		(二表)76		X	1	1			—	—	○	配偶者や親族に関する事項の同一が設定されている場合、「1」をパンチ。	
05	120	配偶者親族16歳未満扶養		(二表)77		X	1	1			—	—	○	配偶者や親族に関する事項の16が設定されている場合、「1」をパンチ。	
05	121	配偶者親族別居		(二表)78		X	1	1			—	—	○	配偶者や親族に関する事項の別居が設定されている場合、「1」をパンチ。	
05	122	配偶者親族調整		(二表)79		X	1	1			—	—	○	配偶者や親族に関する事項の調整が設定されている場合、「1」をパンチ。	
03	123	分配時調整外国税相当額控除区分				X	1	1	2667		—	—	○	未使用(空白固定)	
03	124	余白				X	133	133	2668		—	—	—	未使用(空白固定)	

資料名		確定申告書B第二表パンチデータ	コピー登録集	C620F033.fmt		レコード長	3800	説明	確定申告書B第二表の内容をパンチします。 不明瞭な為パンチできない項目があった場合、その項目を記載した付箋を添付して下さい。 又、必須項目に不備が有るなど、データを作成できなかった場合、“不作成”と記載した付箋を添付して下さい。				
ファイル名		MC6KAKUSHINB2HYO.dat	セットアップJCL										
レベル	No.	項目名	帳票上の番号	繰返し数	項目属性	桁数	長さ	開始位置	パンチ時の留意項目			パンチ入力条件(注意事項等)	
									必須項目	未記入時			
								前ゼロ		ALL'0'	ALL'S'		
01	1	確定申告書Bパンチデータ						1	/	/	/		
03	2	ヘッダ情報						1	/	/	/		
05	3	年分	(二表)①		X	2	2	1	○	-	-	-	年分をパンチ
05	4	資料種別コード	-		X	3	3	3	○	-	-	-	「103」固定
05	5	自治体コード	-		X	5	5	6	○	-	-	-	「27210」(枚方市)固定
05	6	資料番号						11	/	/	/		
07	7	資料番号	(二表)③		X	10	10	11	○	○	-	-	※別添1-2を参照
03	8	カナ氏名			X	25	25	21				○	未使用(空白固定) (国税連携支援システムにて入力済の為)
03	9	元号			X	1	1	46		-		○	未使用(空白固定) (国税連携支援システムにて入力済の為)
03	10	生年月日			X	6	6	47				○	未使用(空白固定) (国税連携支援システムにて入力済の為)
03	11	性別			X	1	1	53		-		○	未使用(空白固定)
03	12	種類-青色			X	1	1	54		-		○	未使用(空白固定) (国税連携支援システムにて入力済の為)
03	13	種類-分離			X	1	1	55		-		○	未使用(空白固定) (国税連携支援システムにて入力済の為)
03	14	種類-損失			X	1	1	56		-		○	未使用(空白固定) (国税連携支援システムにて入力済の為)
03	15	種類-修正			X	1	1	57		-		○	未使用(空白固定)(システム未使用項目)
03	16	特農の表示-特農			X	1	1	58		-		○	未使用(空白固定)(システム未使用項目)
03	17	納税者番号1			X	8	8	59		-		○	未使用(空白固定) (国税連携支援システムにて入力済の為)
03	18	所得控除情報		50				67	/	/	/		
05	19	所得控除コード			X	2	2	67				○	未使用(空白固定) (国税連携支援システムにて入力済の為)
05	20	所得控除金額			X	11	11	69		-	-	○	未使用(空白固定) (国税連携支援システムにて入力済の為)
03	21	カード情報						717	/	/	/		
05	22	宛名番号			X	11	11	717				○	未使用(空白固定)

資料名		確定申告書B第二表パンチデータ	コピー登録集	C620F033.fmt		レコード長	3800	説明	確定申告書B第二表の内容をパンチします。 不明瞭な為パンチできない項目があった場合、その項目を記載した付箋を添付して下さい。 又、必須項目に不備が有るなど、データを作成できなかった場合、“不作成”と記載した付箋を添付して下さい。							
ファイル名		MC6KAKUSHINB2HYO.dat	セットアップJCL						項目属性	桁数	長さ	開始位置	パンチ時の留意項目			パンチ入力条件(注意事項等)
レベル	No.	項目名	帳票上の番号	繰返し数	項目属性	桁数	長さ	必須項目					未記入時			
													パンチ上	前ゼロ	ALL'0'	
05	23	資料区分			X	3	3	728					○	未使用(空白固定) (国税連携支援システムにて入力済の為)		
05	24	繰越損失(純損失)			X	11	11	731		○	○			バッチ取込み後に、オンライン更正を行う為、ALL'0'設定する。		
05	25	繰越損失(雑損失)			X	11	11	742		○	○					
05	26	繰越損失(住居損)			X	11	11	753		○	○					
05	27	その他雑所得			X	11	11	764		○	○					
05	28	専従者情報						775		-	-	-				
07	29	配専			X	1	1	775					○	未使用(空白固定)		
07	30	他専			X	2	2	776		-			○	未使用(空白固定)		
05	31	調査区分								-	-	-				
07	32	配当	(二表)39		X	1	1	778					○	所得税で控除対象配偶者などとした専従者の給与欄に何か記載されていたら、1をパンチ。		
07	33	配割			X	1	1	779					○	未使用(空白固定)		
07	34	株割			X	1	1	780					○	未使用(空白固定)		
07	35	繰損			X	1	1	781					○	未使用(空白固定)		

資料名		確定申告書B第二表パンチデータ	コピー登録集	C620F033.fmt		レコード長	3800	説明	確定申告書B第二表の内容をパンチします。 不明瞭な為パンチできない項目があった場合、その項目を記載した付箋を添付して下さい。 又、必須項目に不備が有るなど、データを作成できなかった場合、“不作成”と記載した付箋を添付して下さい。				
ファイル名		MC6KAKUSHINB2HYO.dat	セットアップJCL						パンチ時の留意項目			パンチ入力条件(注意事項等)	
レベル	No.	項目名	帳票上の番号	繰返し数	項目属性	桁数	長さ	開始位置	必須項目	パンチ時の留意項目			
										パンチ上	未記入時		
										前ゼロ	ALL'0'	ALL'S'	
07	36	特控			X	1	1	782				○	未使用(空白固定)
07	37	寄附			X	1	1	783				○	未使用(空白固定)
07	38	営申			X	1	1	784				○	未使用(空白固定)
07	39	専従			X	1	1	785				○	未使用(空白固定)
07	40	家内特			X	1	1	786				○	未使用(空白固定)
05	41	配当所得内訳								-	-	-	
07	42	無			X	1	1	787				○	内訳金額については、バッチ処理後に、オンライン入力とする為、パンチを行わない。 無、1/2、1/4については、空白固定。 内配当所得金額には、ALL'0'設定する。
07	43	1/2			X	1	1	788				○	
07	44	1/4			X	1	1	789				○	
07	45	内配当所得金額			X	11	11	790		○	○		
05	46	居住用マイナス								-	-	-	
05	47	一般			X	1	1	801				○	未使用(空白固定) ※バッチ取込み後に、オンライン更正を行う為、空白をパンチする。
05	48	特定			X	1	1	802				○	
05	49	扶養障害								-	-	-	
07	50	配偶			X	1	1	803			-	○	未使用(空白固定)(システム未使用項目)
07	51	同居			X	1	1	804			-	○	未使用(空白固定)
05	52	本人障害								-	-	-	
07	53	普障	(二表) ⑮		X	1	1	805				○	○が付いていれば「1」をパンチ
07	54	特障	(二表) ⑯		X	1	1	806				○	○が付いていれば「1」をパンチ

資料名		確定申告書B第二表パンチデータ	コピー登録集	C620F033.fmt		レコード長	3800	説明	確定申告書B第二表の内容をパンチします。 不明瞭な為パンチできない項目があった場合、その項目を記載した付箋を添付して下さい。 又、必須項目に不備があるなど、データを作成できなかった場合、“不作成”と記載した付箋を添付して下さい。					
ファイル名		MC6KAKUSHINB2HYO.dat	セットアップJCL											
レベル	No.	項目名	帳票上の番号	繰返し数	項目属性	桁数	長さ	開始位置	パンチ時の留意項目			パンチ入力条件(注意事項等)		
									必須項目	未記入時				
								パンチ上		未記入時				
										前ゼロ	ALL'0'	ALL'S'		
07	55	寡フ理由	(二表) ⑱⑳		X	1	1	807				○	空白をパンチ。	
05	56	本人特障			X	1	1	808				○	未使用(空白固定)(システム未使用項目)	
05	57	本人普障			X	1	1	809				○	未使用(空白固定)(システム未使用項目)	
05	58	生活扶助			X	1	1	810				○	未使用(空白固定)(システム未使用項目)	
05	59	区分予備1			X	1	1	811				○	未使用(空白固定)(システム未使用項目)	
05	60	区分予備2			X	1	1	812				○	未使用(空白固定)(システム未使用項目)	
03	61	シール所得情報		10										
05	62	シール所得控除コード			X	4	4	813				○	未使用(空白固定) ※バッチ取込み後に、オンライン更正を行う為、空白をパンチする。	
05	63	シール所得控除金額			X	11	11	817	-	-		○		
03	64	納税者番号2			X	8	8	963	-			○	未使用(空白固定)(システム未使用項目)	
03	65	カナ氏名2			X	25	25	971				○	未使用(空白固定)(システム未使用項目)	
03	66	事業専従者情報		5				996					最大5件までをパンチ	
05	67	専従者氏名			N	15	30	996				○	未使用(空白固定)	

資料名		確定申告書B第二表パンチデータ	コピー登録集	C620F033.fmt		レコード長	3800	説明	確定申告書B第二表の内容をパンチします。 不明瞭な為パンチできない項目があった場合、その項目を記載した付箋を添付して下さい。 又、必須項目に不備が有るなど、データを作成できなかった場合、“不作成”と記載した付箋を添付して下さい。					
ファイル名		MC6KAKUSHINB2HYO.dat	セットアップJCL						パンチ時の留意項目			パンチ入力条件(注意事項等)		
レベル	No.	項目名	帳票上の番号	繰返し数	項目属性	桁数	長さ	開始位置	必須項目	未記入時				
										パンチ上	前ゼロ		ALL'0'	ALL'S'
05	68	専従者生年月日	(二表)34		X	7	7	1026					○	事業専従者欄に個人番号の記載がある場合、パンチすること。 年号を明治=1, 大正=2, 昭和=3, 平成=4, 令和=5 に読替え。 年月日は記載されている数字をパンチ。 年、月、日は1桁の時は各々前ゼロでパンチ
05	69	専従者給与控除額	(二表)35		X	9	9	1033		○	○			専従者給与(控除額)をパンチ。サイン付きデータあり
03	70	専従者給与額の合計額	(二表)36		X	9	9	1226		○	○			未使用(空白固定)
03	71	居住開始年月日	(二表)37		X	7	7	1235						特例適用条文等に居住開始年月日の記入が有る場合 年号を明治=1, 大正=2, 昭和=3, 平成=4, 令和=5に読替えてパンチ。 年月日は記載されている数字。年、月、日は1桁の時は各々前ゼロ。 (平成22年法改正追加)
03	72	住宅借入金等特別控除区分	(二表)38		X	2	2	1242						居住開始年月日とセットで記載してある記号に合わせてパンチ (特)のみ記載あり=「01」をパンチ (認)のみ記載あり=「02」をパンチ (増)・(断)のみ記載あり=「03」をパンチ 開始居住年月日○囲み=「04」をパンチ (多)=「13」をパンチ (特)の記載ありかつ(特定)の記載あり=「11」をパンチ (認)の記載ありかつ(特定)の記載あり=「12」をパンチ (増)・(断)の記載ありかつ(特定)の記載あり=「13」をパンチ (特)の記載ありかつ(特別特定)の記載あり=「21」をパンチ (認)の記載ありかつ(特別特定)の記載あり=「22」をパンチ (増)・(断)の記載ありかつ(特別特定)の記載あり=「13」をパンチ 開始居住年月日○囲みかつ(特別特定)の記載あり=「24」をパンチ (特定)のみ記載あり=「11」をパンチ (特別特定)のみ記載あり=「21」をパンチ
03	73	住宅借入金等特定取得区分	(二表)72		X	1	1	1244						居住開始年月日とセットで記載してある記号に合わせてパンチ (特定)=「1」をパンチ (特別特定)=「2」をパンチ ※課税年度が平成28年以降、パンチ省略時は、システム自動区分設定により、値を自動設定する。 システム自動区分設定については、「RD07-C6特化業務説明書(7791 課税計算システム自動区分設定(否認・是認)).xls」の「7.住宅借入金等特定取得区分(コードID:C601170)」を参照
03	74	新一般生命保険料	(二表)39		X	9	9	1245		○	○			新生命保険料の金額の計をパンチ。サイン付きデータあり

資料名		確定申告書B第二表パンチデータ	コピー登録集	C620F033.fmt		レコード長	3800	説明				パンチ入力条件(注意事項等)		
ファイル名		MC6KAKUSHINB2HYO.dat	セットアップJCL					確定申告書B第二表の内容をパンチします。 不明瞭な為パンチできない項目があった場合、その項目を記載した付箋を添付して下さい。 又、必須項目に不備が有るなど、データを作成できなかった場合、“不作成”と記載した付箋を添付して下さい。						
レベル	No.	項目名		帳票上の番号	繰返し数	項目属性	桁数	長さ	開始位置	パンチ時の留意項目				
										必須項目	パンチ上	未記入時		
											前ゼロ	ALL'0'	ALL'S'	
03	75	一般生命保険料		(二表)40		X	9	9	1254		○	○		旧生命保険料の金額の計をパンチ。サイン付きデータあり
03	76	新個人年金保険料		(二表)41		X	9	9	1263		○	○		新個人年金保険料の金額の計をパンチ。サイン付きデータあり
03	77	個人年金保険料		(二表)42		X	9	9	1272		○	○		旧個人年金保険料の金額の計をパンチ。サイン付きデータあり
03	78	介護医療保険料		(二表)43		X	9	9	1281		○	○		介護医療保険料の金額の計をパンチ。サイン付きデータあり
03	79	旧長期損害保険料		(二表)44		X	9	9	1290		○	○		旧長期保険料の計をパンチ。サイン付きデータあり
03	80	寄付金支払額						11	1299		○	○		未使用
03	81	勤労学生控除		(二表)46		X	1	1	1310		—		○	”勤労学生”に○が付いていれば「1」をパンチ
03	82	配偶者氏名				N	15	30	1311				○	未使用(空白固定)(システム未使用項目)
03	83	配偶者生年月日				X	7	7	1341				○	未使用(空白固定)
03	84	扶養控除情報			10				1348					最大10件までをパンチ
05	85	扶養者氏名				N	15	30	1348				○	未使用(空白固定)
05	86	扶養者生年月日				X	7	7	1378				○	未使用(空白固定)
05	87	扶養者控除額				X	3	3	1385		○	○		未使用(空白固定)
03	88	徴収希望		(二表)50		X	1	1	1748		—		○	給与所得以外の住民税の徴収方法の選択に 給与から差引きに何か記載(チェック)されている場合は「1」 自分に納付に何か記載(チェック)されている場合は「2」 それ以外は空白をパンチ
03	89	別居の控除対象配偶者・扶養親族フラグ		(二表)51 (二表)101 (二表)103		X	1	1	1749		—		○	「上記の配偶者・親族・事業専従者のうち別居の者の氏名・住所」の 「氏名」に記載がある場合 または 「配偶者や親族に関する事項」の1明細目(配偶)の同一と別居が設 定されている場合 は「1」をパンチ
03	90	所得税で控除対象配偶者などとした専従者給与				X	11	11	1750		—	—	○	未使用(空白固定)(システム未使用項目)
03	91	配当に関する住民税の特例		(二表)52		X	11	11	1761		○	○		サイン付きデータあり

資料名		確定申告書B第二表パンチデータ	コピー登録集	C620F033.fmt		レコード長	3800	説明					パンチ入力条件(注意事項等)	
ファイル名		MC6KAKUSHINB2HYO.dat	セットアップJCL					確定申告書B第二表の内容をパンチします。 不明瞭な為パンチできない項目があった場合、その項目を記載した付箋を添付して下さい。 又、必須項目に不備が有るなど、データを作成できなかった場合、“不作成”と記載した付箋を添付して下さい。						
レベル	No.	項目名		帳票上の番号	繰返し数	項目属性	桁数	長さ	開始位置	パンチ時の留意項目				
										必須項目	パンチ上	未記入時		
											前ゼロ	ALL'0'	ALL'S'	
03	92	非居住者の特例				X	11	11	1772		-	-	○	未使用(空白固定)(システム未使用項目)
03	93	配当割額控除額		(二表)53		X	9	9	1783		○	○		サイン付きデータあり(平成17年度より)
03	94	株式等譲渡所得割額控除額		(二表)54		X	9	9	1792		○	○		サイン付きデータあり(平成17年度より)
03	95	公共寄附金支払額		(二表)55		X	11	11	1801		○	○		都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象)に記載がある場合にパンチ サイン付きデータあり (平成21年度追加)
03	96	他寄附金支払額		(二表)56		X	11	11	1812		○	○		共同募金、日赤その他の寄附に記載がある場合にパンチ サイン付きデータあり (平成21年度追加)
03	97	市一寄附金支払額		(二表)57		X	11	11	1823		○	○		市区町村条例指定寄附に記載がある場合にパンチ サイン付きデータあり (平成21年度追加)
03	98	県一寄附金支払額		(二表)58		X	11	11	1834		○	○		都道府県条例指定寄附に記載がある場合にパンチ サイン付きデータあり (平成21年度追加)
03	99	前年中の廃開業区分		(二表)59		X	1	1	1845		-		○	未使用(空白固定)
03	100	前年中の廃開業月日		(二表)60		X	4	4	1846				○	未使用(空白固定)
03	101	カナ氏名3		(三表)61		X	25	25	1850				○	未使用(空白固定) (国税連携支援システムにて入力済の為)
03	102	納税者番号3				X	8	8	1875		-		○	未使用(空白固定)(システム未使用項目)
03	103	分離所得情報			20				1883					
05	104	分離所得控除コード		(三表)62		X	2	2	1883				○	未使用(空白固定) (国税連携支援システムにて入力済の為)
05	105	分離所得控除金額		(三表)62		X	11	11	1885		-	-	○	未使用(空白固定) (国税連携支援システムにて入力済の為)
03	106	特別控除額計		(三表)63		X	11	11	2143		-	-	○	未使用(空白固定)

資料名		確定申告書B第二表パンチデータ	コピー登録集	C620F033.fmt		レコード長	3800	説明	確定申告書B第二表の内容をパンチします。 不明瞭な為パンチできない項目があった場合、その項目を記載した付箋を添付して下さい。 又、必須項目に不備が有るなど、データを作成できなかった場合、“不作成”と記載した付箋を添付して下さい。			
ファイル名		MC6KAKUSHINB2HYO.dat	セットアップJCL									
レベル	No.	項目名	帳票上の番号	繰返し数	項目属性	桁数	長さ	開始位置	パンチ時の留意項目			パンチ入力条件(注意事項等)
									必須項目	未記入時		
				パンチ上	ALL'0'	ALL'S'						
				前ゼロ	ALL'0'	ALL'S'						
03	107	分離特例適用条文情報		3				2154	/	/	/	
05	108	分離特例適用条文	(三表)64		X	7	7	2154			○	未使用(空白固定) (国税連携支援システムにて入力済の為)
03	109	分離短期・長期に関する情報		2				2175	/	/	/	
05	110	必要経費			X	11	11	2175		-	○	未使用(空白固定)(システム未使用項目)
05	111	特別控除額			X	11	11	2186		-	○	未使用(空白固定)(システム未使用項目)
03	112	退職所得控除額			X	11	11	2219			○	未使用(空白固定)(システム未使用項目)
03	113	カナ氏名	(四表)65		X	25	25	2230			○	未使用(空白固定) (国税連携支援システムにて入力済の為)
03	114	四表の有無	67		X	1	1	2255		-	○	未使用(空白固定) (国税連携支援システムにて入力済の為)
03	115	納税者番号41			X	8	8	2256		-	○	未使用(空白固定)(システム未使用項目)
03	116	納税者番号42			X	8	8	2242		-	○	未使用(空白固定)(システム未使用項目)
03	117	損失所得情報		6				2272	/	/	/	
05	118	損失所得控除コード			X	2	2	2272			○	未使用(空白固定)(システム未使用項目)
05	119	損失所得控除金額			X	11	11	2274		-	○	未使用(空白固定)(システム未使用項目)
03	120	年少扶養人数			X	2	2	2350		○	○	未使用(空白固定)
03	121	訂正区分			X	1	1	2352			○	未使用(空白固定)
03	122	特例適用条文等	73		X	1	1	2353		-	○	未使用(空白固定)
03	123	納税者個人番号	(一表)77		X	12	12	2354		-	○	未使用(空白固定)
03	124	控除対象配偶者						2366	/	/	/	
03	125	控除対象配偶者個人番号			X	12	12	2366		-	○	未使用(空白固定)

資料名		確定申告書B第二表パンチデータ	コピー登録集	C620F033.fmt		レコード長	3800	説明	確定申告書B第二表の内容をパンチします。 不明瞭な為パンチできない項目があった場合、その項目を記載した付箋を添付して下さい。 又、必須項目に不備が有るなど、データを作成できなかった場合、“不作成”と記載した付箋を添付して下さい。				
ファイル名		MC6KAKUSHINB2HYO.dat	セットアップJCL										
レベル	No.	項目名	帳票上の番号	繰返し数	項目属性	桁数	長さ	開始位置	パンチ時の留意項目			パンチ入力条件(注意事項等)	
									必須項目	未記入時			
								前ゼロ		ALL'0'	ALL'S'		
03	126	控除対象配偶者入力カナ氏名			N	15	30	2378				○	未使用(空白固定)
03	127	控除対象配偶者入力氏名			N	15	30	2408				○	未使用(空白固定)
03	128	控除対象配偶者予備領域			X	20	20	2438	-	-	-	-	未使用(空白固定)
03	129	扶養親族控除対象		3				2458	/	/	/	/	
03	130	扶養親族控除対象個人番号			X	12	12		-			○	未使用(空白固定)
03	131	扶養親族控除対象入力カナ氏名			N	15	30					○	未使用(空白固定)
03	132	扶養親族控除対象入力氏名			N	15	30					○	未使用(空白固定)
03	133	扶養親族控除対象予備領域			X	20	20		-	-	-	-	未使用(空白固定)
03	134	16歳未満の扶養親族		3				2734	/	/	/	/	
03	135	16歳未満扶養親族個人番号			X	12	12		-			○	未使用(空白固定)
03	136	16歳未満扶養親族入力カナ氏名			N	15	30					○	未使用(空白固定)
03	137	16歳未満扶養親族入力氏名			N	15	30					○	未使用(空白固定)
03	138	16歳未満扶養親族予備領域			X	20	20		-	-	-	-	未使用(空白固定)
03	139	専従者		2				3010	/	/	/	/	
03	140	専従者個人番号	(二表)84		X	12	12		-			○	専従者の個人番号に記載がある場合
03	141	専従者入力カナ氏名			N	15	30					○	未使用(空白固定)
03	142	専従者入力氏名	(二表)85		N	15	30					○	未使用(空白固定)

資料名		確定申告書B第二表パンチデータ	コピー登録集	C620F033.fmt		レコード長	3800	説明	確定申告書B第二表の内容をパンチします。 不明瞭な為パンチできない項目があった場合、その項目を記載した付箋を添付して下さい。 又、必須項目に不備が有るなど、データを作成できなかった場合、“不作成”と記載した付箋を添付して下さい。				
ファイル名		MC6KAKUSHINB2HYO.dat	セットアップJCL										
レベル	No.	項目名	帳票上の番号	繰返し数	項目属性	桁数	長さ	開始位置	パンチ時の留意項目			パンチ入力条件(注意事項等)	
									必須項目	未記入時			
		パンチ上	前ゼロ	ALL'0'	ALL'S'								
03	143	専従者予備領域			X	20	20			-	-	-	未使用(空白固定)
03	144	総合譲渡・一時所得に関する情報						3194	/	/	/	/	
03	145	総合短期譲渡差引金額	(二表)87		S9	11	11	3194		○	○		未使用(空白固定)
03	146	総合長期譲渡差引金額	(二表)88		S9	11	11	3205		○	○		未使用(空白固定)
03	147	一時所得差引金額	(二表)89		S9	11	11	3216		○	○		未使用(空白固定)
03	148	医療費特例控除区分	(一表)90		X	1	1	3227				○	未使用(空白固定)
03	149	同一生計配偶者区分	(二表)101		X	1	1	3228				○	配偶者や親族に関する事項の同一が設定されている場合、「1」をパンチ。
03	150	所得金額調整控除適用フラグ	(一表)105		X	1	1	3229		-	-	○	未使用(空白固定)
03	151	配偶者や親族に関する事項		6				3230		/	/	/	最大6件まで設定。 1件目は配偶者、2件目以降は扶養者を設定。 ※配偶者や親族に関する事項に配偶者が記載されていない場合は2件目から設定する。 また、扶養者が6件以上記載されている場合、6件目以降は設定しない。
05	152	配偶者親族氏名	(二表)96		N	15	30			-	-	○	未使用(空白固定)
05	153	配偶者親族個人番号	(二表)97		X	12	12			○	-	○	配偶者や親族に関する事項の個人番号をパンチ。

資料名		確定申告書B第二表パンチデータ	コピー登録集	C620F033.fmt		レコード長	3800	説明					パンチ入力条件(注意事項等)	
ファイル名		MC6KAKUSHINB2HYO.dat	セットアップJCL					確定申告書B第二表の内容をパンチします。 不明瞭な為パンチできない項目があった場合、その項目を記載した付箋を添付して下さい。 又、必須項目に不備が有るなど、データを作成できなかった場合、“不作成”と記載した付箋を添付して下さい。						
レベル	No.	項目名		帳票上の番号	繰返し数	項目属性	桁数	長さ	開始位置	パンチ時の留意項目				
										必須項目	パンチ上	未記入時		
											前ゼロ	ALL'0'	ALL'S'	
05	154	配偶者親族続柄		(二表)98		N	5	10			-	-	○	未使用(空白固定)
05	155	配偶者親族生年月日		(二表)99		X	7	7			-	-	○	配偶者や親族に関する事項の生年月日をパンチ。
05	156	配偶者親族障害者		(二表)100		X	1	1			-	-	○	配偶者や親族に関する事項の障が設定されている場合、「2」をパンチ。 配偶者や親族に関する事項の特障が設定されている場合、「1」をパンチ。
05	157	配偶者親族国外				X	1	1			-	-	○	未使用(空白固定)
05	158	配偶者親族年調				X	1	1			-	-	○	未使用(空白固定)
05	159	配偶者親族同一生計配偶者		(二表)101		X	1	1			-	-	○	配偶者や親族に関する事項の同一が設定されている場合、「1」をパンチ。
05	160	配偶者親族16歳未満扶養		(二表)102		X	1	1			-	-	○	配偶者や親族に関する事項の16が設定されている場合、「1」をパンチ。
05	161	配偶者親族別居		(二表)103		X	1	1			-	-	○	配偶者や親族に関する事項の別居が設定されている場合、「1」をパンチ。
05	162	配偶者親族調整		(二表)104		X	1	1			-	-	○	配偶者や親族に関する事項の調整が設定されている場合、「1」をパンチ。
03	163	分配時調整外国税相当額控除区分				X	1	1	3626		-	-	○	未使用(空白固定)
03	164	余白				X	174	174	3627		-	-	-	未使用(空白固定)

■ サイン付き項目設定

サイン付き数値について、以下のように設定を行う。

COBOLのサイン付き数値(S9)の形式では最終桁(1の位)で符号を表す。

1の位が、“@”(&h40)の場合、数値の“0”と“プラス”符号を、“P”(&h50)の場合、数値の“0”と“マイナス”符号を表している。

つまり、“@ABCDEFGHI”が数値の“0123456789”と“プラス符号”を、“PQRSTUWXYZ”が数値の“0123456789”と“マイナス符号”を表す。

10の位以上の桁は通常の数字で表現される。

※プラスの場合については、数字をパンチで問題なし。マイナス時のみ符号付き数値にてパンチを行う事。

【変換表】

位	16進の上位	&hx0	&hx1	&hx2	&hx3	&hx4	&hx5	&hx6	&hx7	&hx8	&hx9
10の位以上	&h3x	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
マイナスの1の位	&h5x	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y

記載例)

- ① 記載されている金額がプラスの場合(11桁)

2000000 ⇒ 00002000000

- ② 記載されている金額がマイナスの場合(11桁)

-5600013 ⇒ 0000560001S

給与支払報告書における留意事項

新様式・旧様式 共通

No.	帳票上の番号	項目名	留意事項
10	6	氏名カナ	<ul style="list-style-type: none"> 給与支払報告書の漢字氏名欄にカナ(かな)氏名が記載されていた場合は赤丸で囲みますので、フリガナとして入力して下さい。 姓と名の間に空間がない場合、姓と名との間にスラッシュを入れます。
41	33	扶養年少人数	<ul style="list-style-type: none"> アスタリスクについては入力せず、数字についてのみ入力をお願いします。
54	45-1	就職	<ul style="list-style-type: none"> 就職・退職欄の両方にアスタリスクがあり、かつ日付欄の2段にわたって日付が入っている場合は退職を優先し、退職欄と該当する日付と一緒に丸で囲みますので、退職で入力してください。
55	45-2	退職	
56	45-3	中途就退年月日	
57	46	生年月日	<ul style="list-style-type: none"> 受給者生年月日は和暦で記載します。西暦の場合は和暦に直します。 生年月日の元号がT、S、Hになっている場合やレ点が入っている場合には、○と見なします。 生年月日等日付については年号で表記されていても訂正しないので、和暦数字に読み替えて入力して下さい。(ex. 昭和56年7月1日と記載されていても訂正しない)
60	49	前職給与支払額	<ul style="list-style-type: none"> 上に給与、下に社会保険料もしくは左に給与、右に社会保険料と記載されている場合は、そのまま赤丸で囲みます。 それ以外の記入方法の場合、金額の頭に「給」または「社」を赤ペンで判別できるように記入し、赤丸で囲みます。 「前職分含む」の記載しかない場合は、「前職分含む」の後に77と記載し、赤丸で囲みます。 数字が一つしか記載されていない場合は、赤丸で囲みますので前職給与として入力して下さい。 摘要欄の枠外に印字されていた場合は、その枠を赤ペンで広げるか、分かるように表示します。
61	50	前職社会保険料	
64	53	普徴希望	<ul style="list-style-type: none"> 摘要欄に「普徴」というスタンプが押されている場合、普徴希望に「1」を入力してください。
94	71	同一生計配偶者	<ul style="list-style-type: none"> 摘要欄に同一生計配偶者の氏名が記載されている場合、氏名の前に「同」と書き、同を○で囲むので、同一生計配偶者に「1」を入力してください。

新様式の場合

69	57	居住開始年月日	<ul style="list-style-type: none"> ・居住開始年月日が西暦の場合、和暦に直して入力して下さい。 ・居住開始年月日が2つある場合は日付の新しい方を入力して下さい。
70	58	住宅借入金等特別控除区分	

旧様式の場合

34	27	新一般生保支払	<ul style="list-style-type: none"> ・旧様式で、「個人年金保険料の金額」欄に記載がある場合は、「個人年金支払の金額」として入力して下さい。 ・旧様式、独自様式で保険料支払い額の欄の数字を赤線で消し、摘要欄に書き直すことがあります。 以下のように種類と支払金額を書き、一緒に赤丸で囲むので入力して下さい。
35	28	一般生保支払	
36	29	介護医療保険料支払	
37	30	新個人年金支払	
38	31	個人年金支払	
58	47	住宅取得控除可能額	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅借入金等特別控除可能額、居住開始年月日をそれぞれ入力してもらいますが、本来の位置とは違うところに印字されている場合も、入力して下さい。 ・居住開始年月日が西暦の場合、和暦に直して入力して下さい。 ・居住開始年月日が2つある場合は日付けの新しい方を入力して下さい。 ・数字の前に、「可能額」「開始年月日」の文字がない場合は、住宅取得特別控除可能額であれば「可」、居住開始年月日であれば「居」を数字の前に記入し、赤丸で囲みます。
69	57	居住開始年月日	

75	61	納税者個人番号	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー(個人番号)という文字と個人番号が書かれている場合は、その文字と個人番号を一緒に赤丸で囲みます。 ・マイナンバー(個人番号)の文字がない場合は、個人番号を赤丸で囲み、その前に「マ」と記入します。 ・摘要欄に書かれていることが多いと思いますが、受給者番号欄に書かれている場合は摘要欄に個人番号を書き写して赤丸で囲み、その前に「マ」と記入します。その際、受給者番号欄のマイナンバーは色ペンで横線で消します。
91	68	給与支払者番号	<ul style="list-style-type: none"> ・給与支払者番号(法人番号)という文字と給与支払者番号が書かれている場合は、その文字と番号を一緒に赤丸で囲みます。 ・給与支払者番号(法人番号)の文字がない場合は、番号を赤丸で囲み、その前に「ホ」と記入します。

総括表について

- ・指定番号が漏れていた場合は、入力する前に必ず連絡をしてください。
なお、スキャニング時及び入力中につけた場合はその場で連絡をし、その後判明した場合も必ず連絡をしてください。
- ・関東様式のもの、報告者全員が特別徴収の場合、報告者数のみを赤丸で囲みます(四段書きはしない)。
例:報告人数:4の場合4・0・0・4と入力して下さい。
- ・退職者・その他の者を含む場合は、赤ペンで上から特別徴収者・退職者・その他の者・合計と4段の数字を縦書きで記入し、それぞれの数字を赤で囲みます。
- ・旧様式の総括表に給与支払者番号(法人番号)が書かれている場合、右下の金融機関名の欄に番号を書き写して赤丸で囲み、その前に「ホ」と記入します。

その他

- ・新様式(大きいサイズ)と旧様式(小さいサイズ)は分けて送付します(1バッチ 新様式→約500枚、旧様式→約300枚)。
- ・給与支払報告書が別様式のもの、サイズが極端に大きいものや小さいもの、文字が小さく読みづらいもの等については、可能な限り種類ごとに分けてバッチを作ります(数を確保するため最後の方のバッチで送付します)。
- ・旧様式でマイナンバーが記入してある給与支払報告書は、他のものとは分けてバッチを作ります(数を確保するため最後の方のバッチで送付します)。

- ・給与支払報告書全体で印字ずれがある場合、それぞれのマスを広げて枠内に納まるように訂正します。
- ・給与支払報告書を入力する際、小さな文字も判読しやすいように資料を二分割にした大きい資料画面で作業してください。
- ・給与支払報告書の通し番号は給与支払報告書の欄外の右下に印字し、肉眼で読める程度の濃さにしてください(必ず赤で印字してください)。
- ・普通徴収切替理由書は一番後ろに挟みます(総括表→個人別明細→理由書、総括表→個人別明細→理由書…の順番で括束します)。

- ・資料画像電子化時に再スキャンした場合は、再スキャン分の冊番号分に関して、納品用画像ファイル名に変更後、該当か所に再スキャン分が格納されているか確認してください。また画像検査表には、再スキャン処理を行った冊番号の明記と再スキャン対象資料には付箋(再と表記したものを)添付してください。データ納品時には「再スキャン有分束番号一覧表」の提出をお願いします。

- ・関係のない紙などが混ざらないように十分注意しますが、万が一、混じていた場合は、意味のない紙として無視していただくようお願いいたします(その用紙には付箋をつけてください)。

- ・その他、分からないことや判断できないことが出てきた場合はその時点で指示をします。

令和 4 年度 固定資産税データ作成業務委託 仕様書

1. 帳票の種類及び予定枚数

データ作成を行う帳票の種類、および前年実績に基づく予定枚数を以下の表に示す。

帳票名	レコード長	予定件数	備考
種類別明細書（増加資産・ 全資産用）	135	5000R	漢字入力有 1R平均タッチ数55
種類別明細書（減少資産 用）	94	2000R	1R平均タッチ数21

2. 納品場所及び納品日

(1) 納品場所

枚方市役所本館 2 階 資産税課

(2) 納品日

令和 4 年 2 月～3 月上旬で発注者が指定する日時（回数等詳細は別途協議とする）

3. 納品物

以下の納品物を納品日に持参すること。

(1) 暗号化した作成データが記録された光ディスク 正・副 2 枚

・光ディスクに帳票種類、納品日を記載したラベルを貼付すること。なおファイル形式、ファイル名称については発注者が指定する。

(2) 作成データ件数等の一覧表

(3) スキャナ等により読み取ったイメージデータを保存した光ディスク

(4) 別途発注者にて指定する対象データをリスト化したエクセルファイル

詳細については、5. データ作成 (3) データ作成注意事項を参照すること。

4. スキャニング

(1) 作業内容

①帳票の受渡しは双方立ち会いの上、送付書（受領書）により行う。

- ②発注者の指定する作業場所で、受注者の持込みによるスキャナ等を使用して、スキャニング作業を行う。
- ③各種帳票をスキャンし、暗号化したイメージデータを保存した光ディスクを作成する。
- ④発注者より提供した課税資料の原本は、作業当日に必ず返却すること。
- ⑤受注者にてデータ作成作業場所にイメージデータを持ち帰る際、鍵付きのケースに保管すること。

(2) イメージデータ仕様

- ①帳票種類毎に保存するイメージデータのファイル形式は以下の表のとおり。

帳票種類	ファイル形式
種類別明細書（増加資産・全資産用）	J P E G
種類別明細書（減少資産用）	J P E G

- ②帳票種類毎のイメージファイル名については、発注者が指定する。

(3) 作業場所

大阪府枚方市岡東町12-2 ひらかたサンプラザ1号館5階

枚方市役所分館502号室

※発注者の都合により作業場所の変更があります。

(4) 作業日及び作業時間

①作業日

契約締結日から令和4年11月30日までとする。なお、詳細については契約締結後、協議の上決定する。

②作業時間

準備、撤収を含めて午前9時から午後5時30分までとする。

5. データ作成

(1) 作業内容

- ①前項4で作成したイメージデータを使用し、発注者の指定するレイアウトでデータ作成すること。
- ②作成したデータを暗号化の上、光ディスクに保存すること。

(2) 入力項目レイアウト

各帳票の入力項目レイアウトについては「別紙2-1」、「別紙2-2」のとおりとする。
なお、契約締結後、税法改正等により入力項目レイアウトの変更をする場合がある。

(3) データ作成注意事項

① 種類別明細書（増加資産・全資産用）

- (a) 入力用資料内の項目「資産の名称等」は記載通りにデータ作成すること（漢字・ローマ字・カナ・平仮名有）。
- (b) 文字数が超過する場合は、入力可能範囲までの入力で可。
- (c) 入力用資料には、発注者が指定する様式と一部異なる資料もあるため留意すること。
- (d) (c) に該当する場合で、項目「増加事由欄」が設けられていない様式でも、同資料内の別箇所にも内容が記載されている場合があるため、注意すること。項目「増加事由欄」のみ不備となった場合は、事由を「④その他」でデータ作成し、その旨をエクセルファイルにてリスト化すること。また、その他のケースも資料内のチェックを十分に行い、入力もれが発生しないようにすること。
- (e) 取得年月の年号欄に、「昭和」「平成」や「令和」と記載のあるものは、昭和を「3」、平成を「4」、令和は「5」と置き換えてデータ作成すること。
- (f) 入力項目レイアウト中の説明欄にある右詰で先頭ゼロ埋めとは、例えば、紙に記載されている宛名番号が、1234である場合、1234の前に項目の総桁数（この場合は11桁）になるまで、0を埋める編集のことで、この例では0を7つ埋め、成果物では00000001234となっていること。

② 種類別明細書（減少資産用）

- (a) 種類別明細書の「行番号欄」に○をつけたものをデータ作成する。「行番号欄」に○のない場合でも、項目「減少の事由及び区分欄」の両方に記載があれば通常どおりデータ作成すること。ただし、その場合はその旨をエクセルファイルにてリスト化すること。
- (b) 入力用資料内の行を横線で見え消ししている場合でも、「行番号欄」に○がついていればエラーとせずデータ作成すること。
- (c) 行番号欄に○があり減少事由欄にも記載あるものが、「減少区分欄」のみ不備となった場合は、区分を「①全部」でデータ作成し、その旨をエクセルファイルにてリスト化すること。
- (d) 入力用資料には、発注者が指定する様式と一部異なる資料もあるため留意すること。
- (e) 減少の区分が「②一部」の場合は、「別紙2-1 作成データ指示書」の1桁目「データ区分」を「2」でデータ作成すること。
- (f) 入力項目レイアウト中の説明欄にある右詰で先頭ゼロ埋めとは、例えば、紙に記載されている

宛名番号が、1 2 3 4である場合、1 2 3 4の前に項目の総桁数（この場合は1 1桁）になるまで、0を埋める編集のことで、この例では0を7つ埋め、成果物では0 0 0 0 0 0 1 2 3 4となっていること。

6. テスト

発注者より提供する資料を基に、データ作成のテストを実施する。

(1) スケジュール

令和4年1月頃より

(2) 予定件数

各帳票 約300件

※詳細については、契約締結後、別途担当者と協議すること。

7. 問い合わせ先

枚方市役所 本館2階 資産税課

別紙2-2

1回目

No.	ファイル名称	入力 出力	ファイル ID	コピー句 ID	文字 コード	ファイル 形式	ジョブ ID	レコード 長	説明
1	増加・全資産用明細データ	入力	C732A10JMZMEISAITP.txt	C732F003	S-JIS	SEQ	C732A10J	135	増加・全資産用明細データ取込み用 作成データ
2	減少資産用明細データ	入力	C732A10JMGMEISAITP.txt	C732F004	S-JIS	SEQ	C732A10J	94	減少資産用明細データ取込み用 作成データ

2回目

No.	ファイル名称	入力 出力	ファイル ID	コピー句 ID	文字 コード	ファイル 形式	ジョブ ID	レコード 長	説明
1	増加・全資産用明細データ	入力	C732C10JMZMEISAIKP.txt	C732F003	S-JIS	SEQ	C732A10J	135	増加・全資産用明細データ取込み用 作成データ
2	減少資産用明細データ	入力	C732C10JMGMEISAIKP.txt	C732F004	S-JIS	SEQ	C732A10J	94	減少資産用明細データ取込み用 作成データ

別紙2-2

ファイル名称		増加・全資産用明細作成データ	コピー句ID	C732F003	レコード長	135	説明	増加・全資産用明細データ取込み用作成データ			
ファイルID		C732A10JMZMEISAITP.txt	ジョブID	C732A10J							
レベル	キー	項目名	繰返し数	項目属性	桁数	再定義	長さ	開始位置	説明		
01		明細マスタ						1			
03		作成データ区分		9	1		1	1	作成データの区分。 (3:追加) ※必須。		
03		区コード		9	2		2	2	政令市の場合は、区コードの下2桁。※政令市の場合のみ必須。一般市の場合は不要。		
03		年度		9	4		4	4	課税年度(西暦年4桁)。 ※必須。		
03		宛名番号		9	11		11	8	宛名番号(右詰で先頭ゼロ埋め)。 ※必須。		
03		更正事由コード		9	2		2	19	ゼロ。		
03		更正年月日		9	8		8	21	ゼロ。		
03		種類区分		9	1		1	29	資産の種類区分。 (1:構築物、2:機械及び装置、3:船舶、4:航空機、5:車両及び運搬具、6:工具、器具または備品) ※必須。		
03		資産名称		N	20		40	30	資産の名称(左詰)。 ※必須。		
03		数量		9	3		3	70	数量。		
03		取得年月		9	5		5	73	資産の取得年月を和暦元号+和暦年2桁+月2桁で設定。 ※必須。 例:平成22年4月取得資産の場合、42204。 (和暦元号=明治:1、大正:2、昭和:3、平成:4、令和:5)		
03		取得価額		9	13		13	78	取得価額(右詰で先頭ゼロ埋め)。 ※必須。		
03		耐用年数		9	2		2	91	耐用年数(右詰で先頭ゼロ埋め)。 ※必須。		
03		特例コード		9	3		3	93	減額コードテーブルの特例コード。 ※特例が適用されている場合に設定。ない場合は、ゼロ。		
03		増加事由		9	1		1	96	資産の増加事由(C73コード設計書参照)。 ※増加資産の場合に設定。以外は、ゼロ。		
03		FILLER		X	39		39	97	空白。		

別紙2-2

ファイル名称		減少資産用明細作成データ	コピー句ID	C732F004	レコード長	94	説明	減少資産用明細データ取込み用作成データ		
ファイルID		C732A10JMGMEISAITP.txt	ジョブID	C732A10J						
レベル	キー	項目名	繰返し数	項目属性	桁数	再定義	長さ	開始位置	説明	
01		明細マスタ						1		
03		作成データ区分		9	1		1	1	作成データの区分。 (1:全部減少、2:一部減少) ※必須。	
03		区コード		9	2		2	2	政令市の場合は、区コードの下2桁。※政令市の場合のみ必須。一般市の場合は不要。	
03		年度		9	4		4	4	課税年度(西暦年4桁)。 ※必須。	
03		宛名番号		9	11		11	8	宛名番号(右詰で先頭ゼロ埋め)。 ※必須。	
03		更正事由コード		9	2		2	19	ゼロ。	
03		更正年月日		9	8		8	21	ゼロ。	
03		種類区分		9	1		1	29	資産の種類区分。 (1:構築物、2:機械及び装置、3:船舶、4:航空機、5:車両及び運搬具、6:工具、器具または備品) ※必須。	
03		資産コード		9	8		8	30	資産コード(右詰で先頭ゼロ埋め)。 ※必須。	
03		減少数量		9	3		3	38	減少した資産の数量(右詰で先頭ゼロ埋め)。	
03		取得年月		9	5		5	41	資産の取得年月を和暦元号+和暦年2桁+月2桁で設定。 ※必須。 例:平成22年4月取得資産の場合、42204。 (和暦元号=明治:1、大正:2、昭和:3、平成:4、令和:5)	
03		減少取得価額		9	13		13	46	減少した資産の取得価額(右詰で先頭ゼロ埋め)。 ※必須。	
03		耐用年数		9	2		2	59	耐用年数(右詰で先頭ゼロ埋め)。 ※必須。	
03		申告年度		9	3		3	61	該当資産の申告年度(和暦元号+和暦年2桁)。 (和暦元号=明治:1、大正:2、昭和:3、平成:4、令和:5)。	
03		減少事由		9	1		1	64	資産の減少事由(C73コード設計書参照)。 ※減少資産の場合に設定。以外は、ゼロ。	
03		減少区分		9	1		1	65	資産の減少区分(C73コード設計書参照)。 ※減少資産の場合に設定。以外は、ゼロ。	
03		FILLER		X	29		29	66	空白。	

個人情報保護に関する特記仕様書

受注者は、枚方市個人情報保護条例第12条第1項の規定及び枚方市情報セキュリティポリシーに基づき、以下の内容を遵守しなければならない。

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）及び枚方市個人情報保護条例その他の個人情報の適正な取扱いに関する法令等の規定を遵守し、その適正を確保しなければならない。

(作業従事者等の明確化)

第2条 受注者は、この特記仕様書に定める事項を履行する責任を負う者（以下「保護責任者」という。）及び個人情報の取扱いに従事する者（以下「作業従事者」という。）を定めるとともに、それらの者の氏名、役職、作業の内容、取り扱う個人情報の項目等の事項を、書面により、あらかじめ発注者に届け出なければならない。保護責任者又は作業従事者を変更するときも、同様とする。

- 2 受注者は、保護責任者及び作業従事者以外の者を個人情報の取扱いに従事させてはならない。
- 3 作業従事者は、保護責任者の指示に従い、枚方市個人情報保護条例及びこの特記仕様書に則して適正に委託業務の処理に当たらなければならない。

(教育研修及び指導監督)

第3条 受注者は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、作業従事者に対し、個人情報の保護に関する教育研修を適宜実施するとともに、常に個人情報の保護に関し必要な指導監督に当たらなければならない。

(秘密の保持)

第4条 受注者は、個人情報その他委託業務の処理に伴い知り得た情報を他に漏らしてはならない。本契約が満了し、又は解除された後も、同様とする。

- 2 受注者は、保護責任者及び作業従事者に対し、秘密の保持に関する誓約書（別紙様式）を提出させなければならない。

(取扱区域)

第5条 受注者は、個人情報を取り扱う区域（以下「取扱区域」という。）を定めるとともに、その範囲を、書面により、あらかじめ発注者に届け出なければならない。取扱区域を変更する場合も同様とする。

- 2 受注者は、取扱区域から個人情報を持ち出してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。
- 3 受注者は、発注者の事務所内に取扱区域を定めたときは、当該取扱区域に出入する者が保護責任者又は作業従事者であることを識別できるようにするため、それらの者に対し、それらの者であることを示す証票を交付し、これを携帯させなければならない。

(収集の制限)

第6条 受注者は、個人情報を収集するときは、委託業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段によらなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第7条 受注者は、委託業務を処理する目的の範囲を超えて個人情報を使用し、又は提供してはならない。

(複製の禁止)

第8条 受注者は、委託業務を処理するために発注者から提供を受けた資料であって個人情報をその内容に含むもの（以下「提供資料」という。）及び本契約の目的物（委託業務を処理する過程で作成したものを含む。以下同じ。）を複製してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

(提供資料等の返却又は消去若しくは廃棄)

第9条 受注者は、委託業務を完了したときは、本契約の目的物の引渡しと併せて、提供資料を返却するとともに、受注者が使用した機器内に存する個人情報その他の発注者に関する情報（以下「受注者の機器内の個人情報等」という。）を消去し、又は廃棄しなければならない。

- 2 前項の規定による消去又は廃棄（以下「情報消去等」という。）をするときは、当該情報が記録された記録媒体の物理的な破壊その他当該受注者の機器内の個人情報等の復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。
- 3 情報消去等をするときは、あらかじめ、情報消去等をする受注者の機器内の個人情報等の内容、記録媒体及び数量並びに情報消去等の方法及びその予定日を書面により発注者に通知し、その承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、情報消去等に際し、発注者から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。
- 5 受注者は、情報消去等を行ったときは、遅滞なく、情報消去等を行った日時及び担当した者並びに消去し、又は廃棄した受注者の機器内の個人情報等の内容を、書面により、発注者に報告しなければならない。

(個人情報の適切な管理)

第10条 受注者は、前各条に定めるもののほか、発注者が枚方市保有個人情報安全管理規程及び

枚方市情報セキュリティポリシーに基づき講じる措置と同等の措置を自ら講じることにより、個人情報を適切に管理しなければならない。

(発注者の検査等への応諾義務)

第11条 受注者は、委託業務の処理の状況について、発注者が行う検査の受入れ又は発注者に対する報告の求めがあったときは、直ちに、これに応じなければならない。

(再委託)

第12条 受注者は、番号法第10条の規定による再委託の許諾を得ようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面を発注者に提出しなければならない。

(1) 再委託を行う委託業務の内容

(2) 再委託先が取り扱う個人情報の項目

(3) 再委託の期間

(4) 再委託が必要な理由

(5) 再委託先（名称、代表者、所在地及び連絡先）

(6) 再委託先における個人情報の安全管理の体制

(7) 再委託先に対して求める個人情報の保護のための措置の内容

(8) 再委託先を監督する方法

2 再委託の契約は、この特記仕様書に基づき受注者に課された全ての義務を再委託先に課するものでなければならない。

3 受注者は、再委託先による個人情報の取扱いについて、再委託の契約の内容にかかわらず、発注者に対して全ての責任を負わなければならない。

4 受注者は、再委託の契約において、再委託先に対する監督及び再委託先における安全管理の方法その他発注者が指示する事項について、具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対する監督の状況について、発注者から報告の求めがあったときは、直ちに、これに応じなければならない。

(事故報告義務)

第13条 受注者は、個人情報の紛失、破損、改ざん、漏えいその他の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、当該事故の発生に係る受注者の帰責事由の有無にかかわらず、直ちに、当該事故に係る個人情報の内容、発生場所及び発生状況を書面により発注者に報告するとともに、当該事故への対処に係る発注者の指示に従わなければならない。

(解除事由への該当性の認定)

第14条 この特記仕様書に違反する受注者の行為は、本契約約款による発注者の解除事由に該当する行為とみなす。

(漏えい等が発生した場合の受託者の責任)

第15条 受注者は、この特記仕様書に違反する受注者の行為によって個人情報の紛失、破損、改ざん、漏えいその他の事故が発生したときは、当該事故による損害を賠償しなければならない。本契約が満了し、又は解除された後も、同様とする。

例

誓約書（保護責任者用）

枚方市長 伏見 隆 様

令和 年 月 日

商号または名称
所属・部署
フリガナ
氏 名

私は、税資料データ作成業務委託（以下、「本契約」という。）における税資料データ作成業務（以下、「本業務」という。）に従事するにあたり、次の事項の遵守を誓約いたします。

- 「枚方市個人情報保護条例」等の関係法令や本契約における取り決めに遵守し、誠実に職務を遂行すること。
- 本業務を行う上で知り得た個人情報、機密情報等の情報（以下、「本業務に係る個人情報等」という。）を他人に漏らし、又は本業務を処理する目的の範囲を超えて使用しないこと。また、本契約が満了し、又は解除された後においても同様とすること。
- 本業務に係る個人情報等を枚方市の許可なく複製し、又は複製しないこと。許可を得て、複製又は複製したときは、本業務の終了後、枚方市の指示を受けたうえで、複製し、又は複製した本業務に係る個人情報等を直ちに消去し、又は廃棄し、復元ができない状態にすること。
- 本業務において使用したデータ、プログラムその他本業務に関する資料を枚方市の許可なく取扱区域から持ち出さないこと。
- 本業務に係る個人情報等の資料については、施錠できるケースに保管し、事故防止措置を講じた上で搬送すること。また、本業務の終了後は、これを枚方市に返還すること。
- 本業務の遂行に際し、事故が生じたときは直ちに枚方市にその発生状況等を報告し、枚方市の指示に従ってその解決に努めること。また、その後の状況についても遅滞なく枚方市に報告すること。
- 保護責任者として統括する他の従事者に対し、前各項の規定を遵守させること。

上記の者は、本事業の保護責任者であることを証明するとともに、上記事項を遵守し機密を保持することを保証します。

所在地
商号または名称
代表者職氏名

印

例

誓約書（作業従事者用）

商号または名称

代表者職氏名

令和 年 月 日

所属・部署

フリガナ

氏名

私は、税資料データ作成業務委託（以下、「本契約」という。）における税資料データ作成業務（以下、「本業務」という。）に従事するにあたり、次の事項の遵守を誓約いたします。

- 「枚方市個人情報保護条例」等の関係法令及び本契約における取り決めに遵守し、誠実に職務を遂行すること。
- 本業務を行う上で知り得た個人情報、機密情報等の情報（以下、「本業務に係る個人情報等」という。）を他人に漏らし、又は本業務を処理する目的の範囲を超えて使用しないこと。また、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とすること。
- 本業務に係る個人情報等を保護責任者の許可なく複製し、又は複製しないこと。許可を得て、複製又は複製したときは、本業務の終了後、保護責任者の指示を受けたうえで、複製し、又は複製した本業務に係る個人情報等を直ちに消去し、又は廃棄し、復元ができない状態にすること。
- 本業務において使用したデータ、プログラムその他本業務に関する資料を保護責任者の許可なく取扱区域から持ち出さないこと。
- 本業務に係る個人情報等の資料については、施錠できるケースに保管し、事故防止措置を講じた上で搬送すること。
- 本業務の遂行に際し、事故が生じたときは直ちに保護責任者にその発生状況等を報告し、保護責任者の指示に従ってその解決に努めること。また、その後の状況についても遅滞なく保護責任者に報告すること。